

平成 28 年 7 月 26 日

安 曇 野 市 教 育 委 員 会

平成 2 8 年 7 月定例会

会 議 議 案

安曇野市教育委員会

議案第 1 号	教育部 学校教育課
平成 28 年 7 月 26 日提出	(課長) 古幡 彰 (担当係長) 平林 洋一

タイトル	安曇野市入学準備金貸付基金条例の制定について
決定を要する事項の内容	条例の制定に伴う協議
要旨	安曇野市入学準備金貸付制度の創設にあたり、6 月 6 日開催の部長会議において了承を得て、6 月 16 日から「安曇野市パブリックコメント手続実施要綱」に基づく市民意見の募集を行ったところです。また、6 月 21 日に市議会福祉教育委員会、6 月 24 日には議会全員協議会において、当該制度の説明を行い、意見等をいただきました。 ついては、寄せられた意見を踏まえ、「安曇野市入学準備金貸付基金条例（仮称）」の制定について協議します。 なお、同条例の施行規則については、協議案件として後日提出することとします。
説明	【入学準備金条例案の概要】 1 貸付けを受ける保護者の要件 (1) 住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）で本市の住民基本台帳に記録されており、かつ、現に居住していること。 (2) 高等学校又は大学に入学することが確実である進学希望者の保護者であること。 (3) 生計を一にする者の所得の合計額が規則に定める額以内であること。 (4) 連帯保証人が得られること。 2 貸付限度額 (1) 高等学校 国立又は公立高等学校にあつては 10 万円、私立高等学校にあつては 30 万円 (2) 大学 国立又は公立大学にあつては 40 万円、私立大学にあつては 60 万円（短期大学・専門学校を含む） 3 貸付条件 (1) 入学準備金は、利息を付さないものとする。 (2) 入学準備金の返済は月賦払いとし、返済期間は進学希望者の修学期間を限度とする。 4 施行時期 平成 28 年 11 月 1 日

安曇野市入学準備金貸付基金条例

安曇野市奨学金基金条例（平成 19 年安曇野市条例第 13 号）の全部を改正する。

（設置）

第 1 条 高等学校又は大学への入学に要する費用の支出が困難な保護者に対し、入学準備金の貸付けを行うため、安曇野市入学準備金貸付基金（以下「基金」という。）を設置する。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 入学準備金 高等学校又は大学への入学に要する入学金その他の費用をいう。
- （2） 高等学校 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に規定する高等学校、高等専門学校及びこれらに準ずる学校をいう。
- （3） 大学 学校教育法に規定する大学、短期大学、専修学校及びこれらに準ずる学校をいう。
- （4） 進学希望者 高等学校又は大学に入学を希望する者をいう。
- （5） 保護者 進学希望者の父母及びこれらに準ずる者をいう。
- （6） 借受人 入学準備金の貸付けを受けた保護者をいう。

（基金の額）

第 3 条 基金の額は、一般会計歳入歳出予算で定めるところによる。

（管理）

第 4 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

（運用益金の整理）

第 5 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して整理する。

（処分）

第 6 条 市長は、基金の設置目的を達成するため、一般会計歳入歳出予算で定めるところにより、これを処分することができる。

（貸付けを受ける保護者の要件）

第 7 条 入学準備金の借受けができる保護者は、次の各号の要件を備えていなければならない。

- （1） 住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）の規定により本市の住民基本台帳に記録されており、かつ、現に居住していること。
- （2） 高等学校又は大学に入学することが確実である進学希望者の保護者であること。
- （3） 生計を一にする者の所得の合計額が規則に定める額以内であること。
- （4） 連帯保証人が得られること。

（貸付上限額）

第 8 条 入学準備金の貸付額の上限は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 高等学校 国立又は公立高等学校にあつては 10 万円、私立高等学校にあつては 30 万円

(2) 大学 国立又は公立大学にあつては 40 万円、私立大学にあつては 60 万円

(貸付条件)-

第 9 条 入学準備金は、利息を付さないものとする。

2 入学準備金の返済は月賦払いとし、返済期間は進学希望者の修学期間を限度とする。

3 前項の規定にかかわらず、借受人は、入学準備金の返還を繰り上げて行うことができる。

(借受けの申請)

第 10 条 入学準備金を借受けようとする保護者は、規則に定めるところにより、市長に申請しなければならない。

(貸付けの決定等)

第 11 条 市長は、前条の規定により申請があつたときは、貸付けの適否を決定し、申請者に通知するものとする。

(借用の申請)

第 12 条 前項の規定により、貸付の決定を受けた保護者が入学準備金を借用しようとするときは、規則に定めるところにより市長に申請しなければならない。

(届出)

第 13 条 借受人は、申請書類に記載した事項に異動を生じたときは、速やかに市長に届け出なければならない。

(貸付けの取消し等)

第 14 条 市長は、借受人が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、入学準備金の貸付決定を取り消し、貸付契約を解除するものとする。

(1) 第 6 条第 1 項第 1 号又は第 4 号に定める要件を欠くに至ったとき。

(2) 虚偽の申請その他不正な方法により入学準備金の借受けようとし、又は借り受けたとき。

(3) 入学予定者が入学をしなかったとき。

(返還期限の猶予又は返還の免除)

第 15 条 市長は、借受人が災害その他のやむを得ない事情により入学準備金の返還が著しく困難であると認めたときは、入学準備金の全部又は一部の返還期限の猶予又は返還の免除をすることができる。

(委任)

第 16 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 28 年 11 月 1 日から施行する。

安曇野市入学準備金貸付制度（案）に対するパブリックコメントへのご意見と市の考え方（案）

【教育部 学校教育課】

※平成 28 年 6 月 16 日～平成 28 年 7 月 15 日の間に実施したパブリックコメントでお寄せいただいたご意見を整理し、市としての対応や考え方を下表にまとめました。

	ご意見	ご意見への対応・市の考え方
1	国際人権規約に「高校・大学の学費無償化条項」という項目があるのですが、この条項の批准を拒否しているのは、国連加盟国の中で日本とマダガスカルの二カ国だけだといわれています。国連からも、改めるよう勧告を受けているようですが、国の制度は遅々として進まないまま、先延ばしされています。 中学校の教員を長年してきましたが、高校入学時にかかる費用は、県立高校で年間授業料 118,800 円（月額 9,900 円）以外に、公立高校の教科書代や体育の運動着上履きなどでさえ、50,000 円ほどの出費となり、それに加えて毎月 23,000～27,000 円くらいのその他の集金加わってきます。また、電車利用をする場合は定期代、部活動に入学すれば、各部によって違いは当然ありますが、数万円の出費となります。入学当初は、予想以上の出費で、その事を知って受験時に志望校を変更したり、入学後に保護者が金策に駆け回る例も多くあったりしました。（金策の話は他言をしない分、多くは地下に埋もれています） 3 年間かかって、返済することはできても、入学時には金額が集中するため、保護者の負担は予想以上のものがあります。安曇野市でも、掲載の制度が整えられれば、親の負担を考えたと、自分の希望を曲げざるを得ない子ども達は現状よりも確実に少なくなると考えます。こうした制度があることを、更に PR していただき、広めていただきたいと思います。	本制度案に沿ったご意見として、趣旨を踏まえ取組を進めてまいります。 なお、市の広報紙、ホームページでの PRにとどまらず、市内中学校、県内高等学校等に対し本制度を広く周知し、制度の所期の目的が達成できるよう努めてまいります。

	ご意見等	ご意見への対応、市の考え方
2	安曇野市内の中学校に勤務する教員です。ふるさと納税制度により得られた資金を住民に還元するという今回の提案について賛成します。 運用に関わって制度利用の申請について一部検討をお願いします。申請申し込み期限を2月末としてありますが、高等学校の入学選抜は、今年度3月17日が合格発表となっております。大学や専門学校においても3月中旬が発表の学校も多くあります。29年度入学生からの運用であるならば添付書類の入学通知書の写しについては、後日別途とするなど検討をお願いいたします。 尚、制度運用実態をみながら、学生就学に関わる授業料や生活費等への援助や入場者数が減少し、運営に苦慮している文化施設への援助等に広げていただければと提案いたします。	本制度の運用において、速やかに貸付が行えるよう借受を希望される保護者の皆様から、試験の可否にかかわらず申請書類をあらかじめ提出していただくことを想定しています。したがって、お子様の入学希望校の合格通知書は、後日の提出を可とする取り扱いにしてまいりたいと考えております。 ご提案いただきました学生就学に関わる授業料や生活費等への援助につきましても、国や県等による経済的負担の軽減施策の動向を注視しつつ、必要に応じて本制度の見直しを検討してまいります。
3	安曇野市入学準備金貸与制度（案）につきまして、私の知り合いで、2年前に夫を亡くした方がいます。家は団体信用生命保険に入っていますので、何とかになりましたが、子ども二人を抱えて、大変そうです。 ちょうど来年在学の子どもの進学を考えていて、県外への進学は難しい、でも、子どもの夢はつぶしたくないということで悩んでいます。 大学入学時にはたくさんお金がかかると思います。無利子で借りられるというのはとてもありがたい制度だと思います。ぜひ導入していただきたいと思います。	本制度案に沿ったご意見として、趣旨を踏まえ取組を進めてまいります。

	ご意見等	ご意見への対応・市の考え方
	安曇野市入学準備金貸与制度（案）を読み、入学準備金貸与制度で、私は「行きたい学校・行ける学校」の幅を広げることができるとはなにか、と可能性を感じました。 義務教育を卒業し、さらなるスキルアップ、勉学に励む際に、重要になっていくのは「学校選び」だと考えています。 子どもたちが勉学、スポーツなどを極めていきたいと希望を持った際に、自分に合った学校を、金銭面のために諦めてしまうということも少なくないと思うや、そして自分の経験からも強く感じております。 そういった、現状を打破し、可能性の幅を広げることができると制度だと考えました。	本制度案に沿ったご意見として、趣旨を踏まえ取組を進めてまいります。
4		
5	準要保護等の低所得者に対する素晴らしい制度であると思います。特色のある制度設計の観点で、連帯保証人をなしにしていきたい。税金をつかうことですので、税金がちゃんと使われて回収すべきものはちゃんと回収される。これは基本であると思います。 しかし、今回対象者がどちらかというと低所得者を対象としたものでありますから、安曇野市として、そのところは市民を信頼して連帯保証人をなしにすることは考えられないでしょうか。	地方自治法施行令第171条から第171条の7において、適正な債権管理のため、督促、担保権の実行、訴訟手続などについて規定されています。 また、安曇野市債権管理条例第5条第2項において「市長は、市の債権の徴収に当たっては、地方自治法施行令第171条から第171条の7までの規定に基づき厳正かつ迅速に事務を執行しなければならない」と規定しています。 法令順守とともに、本制度を持続可能なものとするためにも、収入確保と公平性の観点から、連帯保証人制度は必要であると考えます。
6	申請数の上限はありますか。要件を満たした対象者は、すべて希望すれば貸与されるのでしょうか。	現時点で全体の申請数に上限を設けることは現時点では考えておりません。 なお、本制度は給付ではなく貸付であるため、貸付債権の適正な回収等を行い、限りある財源の有効活用を図り、要件を満たす対象者すべてに貸付が行えるよう努めてまいります。

	ご意見	ご意見への対応・市の考え方
7	保護者の所得の基準が生活保護の1.5倍となっていますが、そもそも生活保護家庭の子どもたちについては該当するのでしょうか。これは利用できないかと思いますが、いかがでしょうか。	生活保護世帯における高校就学については、就学扶助による給付があります。 また、生活保護世帯の大学等への進学については、生活保護法により基本的に認められていないこと、及び大学等へ進学した場合は世帯分離がなされることなどから、本制度による保護者への貸付は現時点では想定していません。
8	貸付金の原資は、ふるさと寄附基金を充てるとしていますが、基金だけでは不安定要素があることから、一般会計予算からのバックボーンはないのですか。	現時点で想定される対象者に貸付を行うために必要となる原資は1億円と試算しています。なお、本制度は給付ではなく貸付であるため、貸付債権の適正な回収等を行い、限りある財源の有効活用を図り、要件を満たす対象者すべてに貸付が行えるよう努めてまいります。 なお、社会経済情勢の変化等により、貸付申請者が急増した場合は、速やかに本制度の見直しを検討してまいります。
9	所得基準が生活保護基準需要額の1.5倍以下ということで、無利子の貸付ではありますが、貸与型では返すのがかなり厳しいと思います。給付型にできなかったのでしょうか。	国や県等による経済的負担の軽減施策の動向を注視しつつ、必要に応じて本制度の見直しを検討してまいります。

議案第 2 号	教育部 生涯学習課
平成 28 年 7 月 26 日提出	(課長) 蓮井 昭夫 (担当) 白井 隆昭

タイトル	安曇野市体育施設管理規則の一部改正について
決定を要する事項の内容	改正案の承認
要旨	安曇野市公共施設予約システムの導入に伴い、安曇野市体育施設管理規則の様式等を改正することについて協議します。
説明	平成 28 年 10 月 1 日より稼働する安曇野市公共施設予約システムに伴い、安曇野市体育施設管理規則に定められている様式を削除し、システムの様式を使用できるよう改正します。 1 改正する条項 (1) 第 2 条第 1 項、第 2 項 (使用許可の申請) (2) 第 3 条 (使用許可書等の交付) (3) 第 4 条 (使用料の納付) (4) 第 5 条 (使用許可書の提示) (5) 第 6 条 (使用の取消し等) (6) 第 7 条第 1 項、第 4 項、(使用料の減免) (7) 第 8 条第 1 項、第 2 項、第 3 項 (使用許可等の申請) (8) 第 9 条第 1 項、第 3 項 (使用料の還付) (9) 様式削除 2 施行時期 平成 28 年 10 月 1 日 添付：安曇野市体育施設管理規則の一部を改正する規則 (案) 同 新旧対照表 3 その他 新公共施設予約システムは、体育施設・学校施設の他に、公民館施設及び文化施設を含めて導入を進めております。 ○安曇野市公共施設予約システム導入に伴い改正する規則 安曇野市交流学习センター管理規則 安曇野市明科学習館管理規則 安曇野市公民館管理規則 安曇野市学校施設使用条例施行規則

安曇野市体育施設管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 月 日

安曇野市教育委員会

教育委員長 唐木 博夫

安曇野市教育委員会規則第 号

安曇野市体育施設管理規則の一部を改正する規則

安曇野市体育施設管理規則（平成18年安曇野市教育委員会規則第25号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「いう。）は、」の次に「次に掲げる事項を記載した申請書を」を加え、「安曇野市体育施設使用許可（使用料減免）申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を」を削り、同項ただし書を削り、同項に次の各号を加える。

- (1) 申請者の住所、氏名、電話番号
- (2) 使用日時
- (3) 使用する施設名、備品等の名称
- (4) 使用人数
- (5) 使用目的
- (6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会又は指定管理者（以下「教育委員会等」という。）が使用の許可を行うために必要と認める事項

第2条第2項中「申請書」の前に「前項の」を加える。

第3条中「様式第2号。」を削る。

第4条中「安曇野市体育施設使用料納付書兼領収書（様式第3号）」を「安曇野市体育施設使用料納付書又は安曇野市納入通知書兼領収書」に改める。

第5条中「使用許可書又は納付書」を「許可書」に改める。

第6条中「市長及び教育委員会等」を「次に掲げる事項を記載した取消届を教育委員会等」に改め、「安曇野市体育施設使用等取消届兼還付申請書（様式第4号）を」を削り、同条に次の各号を加える。

- (1) 申請者の住所、氏名、電話番号
- (2) 使用日時
- (3) 使用する施設名、備品等の名称
- (4) 使用人数
- (5) 使用目的
- (6) 取消理由
- (7) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会等が使用の取消しを行うために必要と認める事項

第7条第1項中「いう。）は、」の次に「次に掲げる事項を記載した」を加え、同項に

次の各号を加える。

- (1) 申請者の住所、氏名、電話番号
 - (2) 使用日時
 - (3) 使用する施設名、備品等の名称
 - (4) 使用人数
 - (5) 使用目的
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が使用料の減免を行うために必要と認める事項
- 第7条第4項中「するときは、」の次に「第1項に規定する」を加える。

第10条を第11条とし、第9条を第10条とする。

第8条第1項を次のように改める。

条例第11条ただし書の規定により使用料の還付を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を市長に提出しなければならない。

- (1) 請求者の住所、氏名、電話番号、団体の場合は団体名
 - (2) 使用日時
 - (3) 使用する施設名、使用目的、備品等の名称
 - (4) 納付年月日、納付額
 - (5) 還付請求額
 - (6) 還付理由
 - (7) 振込先金融機関情報
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が使用料の還付を行うために必要と認める事項
- 第8条第3項を次のように改める。

- 3 市長は、第1項の請求に対し使用料の還付を決定したときは、安曇野市体育施設使用料還付決定書を交付するものとする。

第8条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

(公共施設予約システムによる使用許可等の申請)

第8条 第2条、第6条及び第7条の規定にかかわらず、別表第1に掲げる体育施設を使用しようとする者、使用の取消しをしようとする者又は使用料の減免を受けようとする者は公共施設予約システム（公共施設等の利用関係の調整等管理運営に係る事務について電子計算機を利用して処理をする体系をいう。）を通じて使用許可、使用取消し又は使用料減免の申請（以下、「使用許可等の申請」という。）をすることができる。

- 2 前項の規定により体育施設の使用許可等の申請をしようとする者は、あらかじめ教育委員会の登録を受けなければならない。

- 3 公共施設予約システムに関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

様式第1号から様式第6号までを削る。

附 則

この規則は、平成28年10月1日から施行する。

安曇野市体育施設管理規則（平成18年8月23日教育委員会規則第25号）

改正後	改正前
(使用許可の申請) 第2条 体育施設を使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を安曇野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）又は条例第3条の規定により体育施設の管理を行う者（以下「指定管理者」という。）に提出しなければならない。 (1) 申請者の住所、氏名、電話番号 (2) 使用日時 (3) 使用する施設名、備品等の名称 (4) 使用人数 (5) 使用目的 (6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会又は指定管理者（以下「教育委員会等」という。）が使用の許可を行うために必要と認める事項 2 前項の申請書の提出は、別表第1に定める期間に行うものとする。ただし、教育委員会等が認めたときは、この限りでない。 (使用許可書等の交付) 第3条 教育委員会等は、前条の規定による申請を審査し、適当と認めたときは、安曇野市体育施設使用（使用料減免）許可書（以下「許可書」という。）を交付するものとする。 (使用料の納付) 第4条 条例第7条の規定により使用の許可を受けた者（以下「使用許可者」とい	(使用許可の申請) 第2条 体育施設を使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、安曇野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）又は条例第3条の規定により体育施設の管理を行う者（以下「指定管理者」という。）に安曇野市体育施設使用許可（使用料減免）申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を提出しなければならない。ただし、教育委員会又は指定管理者（以下「教育委員会等」という。）が認めた場合は、口頭又はその他の方法によることができる。 2 申請書の提出は、別表第1に定める期間に行うものとする。ただし、教育委員会等が認めたときは、この限りでない。 (使用許可書等の交付) 第3条 教育委員会等は、前条の規定による申請を審査し、適当と認めたときは、安曇野市体育施設使用（使用料減免）許可書（様式第2号。以下「許可書」という。）を交付するものとする。 (使用料の納付) 第4条 条例第7条の規定により使用の許可を受けた者（以下「使用許可者」とい

改正後	改正前
う。)は、安曇野市体育施設使用料納付書又は安曇野市納入通知書兼領収書により使用料を納付するものとする。 (使用許可書の提示) 第5条 使用許可者が体育施設を使用するときは、<u>許可書</u>を提示しなければならない。 (使用の取消し等) 第6条 使用許可者が使用の取消し等をしようとするときは、条例第11条第2号に規定する日までに、次に掲げる事項を記載した取消届を教育委員会等に提出しなければならない。ただし、教育委員会等が認めたときは、口頭をもってこれに代えることができる。 (1) <u>申請者の住所、氏名、電話番号</u> (2) <u>使用日時</u> (3) <u>使用する施設名、備品等の名称</u> (4) <u>使用人数</u> (5) <u>使用目的</u> (6) <u>取消理由</u> (7) <u>前各号に掲げるもののほか、教育委員会等が使用の取消しを行うために必要と認める事項</u> (使用料の減免) 第7条 条例第10条の規定による使用料の減免を受けようとする者（以下この条において「減免申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。	う。)は、<u>安曇野市体育施設使用料納付書兼領収書（様式第3号）</u>により使用料を納付するものとする。 (使用許可書の提示) 第5条 使用許可者が体育施設を使用するときは、<u>使用許可書又は納付書</u>を提示しなければならない。 (使用の取消し等) 第6条 使用許可者が使用の取消し等をしようとするときは、条例第11条第2号に規定する日までに、市長及び教育委員会等に<u>安曇野市体育施設使用等取消届兼還付申請書（様式第4号）</u>を提出しなければならない。ただし、教育委員会等が認めたときは、口頭をもってこれに代えることができる。 (使用料の減免) 第7条 条例第10条の規定による使用料の減免を受けようとする者（以下この条において「減免申請者」という。）は、申請書を市長に提出しなければならない。

改正後	改正前
(1) <u>申請者の住所、氏名、電話番号</u> (2) <u>使用日時</u> (3) <u>使用する施設名、備品等の名称</u> (4) <u>使用人数</u> (5) <u>使用目的</u> (6) <u>前各号に掲げるもののほか、市長が使用料の減免を行うために必要と認める事項</u> 2・3 (略) 4 前項に定めるもののほか、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者及びその介助人が使用するときは、第1項に規定する申請書の提出の際に、当該事項を証する書類を提示した場合に限り、その使用料を免除する。 5 (略) (<u>公共施設予約システムによる使用許可等の申請</u>) <u>第8条 第2条、第6条及び第7条の規定にかかわらず、別表第1に掲げる体育施設を使用しようとする者、使用の取消しをしようとする者又は使用料の減免を受けようとする者は公共施設予約システム（公共施設等の利用関係の調整等管理運営に係る事務について電子計算機を利用して処理をする体系をいう。）を通じて使用許可、使用取消し又は使用料減免の申請（以下、「使用許可等の申請」という。）をすることができ</u> 2 前項の規定により体育施設の使用許可等の申請をしようとする者は、あらかじめ<u>教育委員会の登録を受けなければならない。</u> 3 <u>公共施設予約システムに関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。</u> (使用料の還付)	2・3 (略) 4 前項に定めるもののほか、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者及びその介助人が使用するときは、申請書の提出の際に、当該事項を証する書類を提示した場合に限り、その使用料を免除する。 5 (略) (使用料の還付)

改正後	改正前
<u>第9条</u> 条例第11条ただし書の規定により使用料の還付を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を市長に提出しなければならない。 (1) 請求者の住所、氏名、電話番号、団体の場合は団体名 (2) 使用日時 (3) 使用する施設名、使用目的、備品等の名称 (4) 納付年月日、納付額 (5) 還付請求額 (6) 還付理由 (7) 振込先金融機関情報 (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が使用料の還付を行うために必要と認める事項 2 (略) 3 市長は、第1項の請求に対し使用料の還付を決定したときは、安曇野市体育施設使用料還付決定書を交付するものとする。 (遵守事項) <u>第10条</u> (略) (補則) <u>第11条</u> (略)	<u>第8条</u> 市長は、条例第11条ただし書の規定により使用料の還付をするときは、安曇野市体育施設使用料還付決定書(様式第5号)を交付するものとする。 2 (略) 3 第1項に規定する決定書の交付を受けたものが還付を受けようとするときは、安曇野市体育施設使用料還付請求書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。 (遵守事項) <u>第9条</u> (略) (補則) <u>第10条</u> (略)

改正後	改正前																																																																																															
様式第1号 (第2条、第7条関係) 安曇野市体育施設使用許可 (使用料減免) 申請書 (宛先) 安曇野市長 安曇野市教育委員会 次のとおり、安曇野市体育施設の使用許可 (使用料減免) を申請いたします。 申請者 住所 氏名 (団体名) 氏名 電話 代表者 氏名 責任者 住所 氏名																																																																																																
<table><tr><td>予約申請番号</td><td colspan="4">年 月 日</td></tr><tr><td>申請日</td><td colspan="4"></td></tr><tr><td>使用施設名</td><td colspan="4"></td></tr><tr><td>使用目的</td><td colspan="4"></td></tr><tr><td>催事名</td><td colspan="4"></td></tr><tr><td>人数</td><td colspan="4">人</td></tr><tr><td>入場料の有無</td><td colspan="4"></td></tr><tr><td>使用日</td><td>使用時間</td><td>使用施設名</td><td>使用備品等</td><td>数量 (時間)</td><td>施設基本使用料及び備品等使用料</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="6">使用料の合計</td></tr><tr><td>施設基本使用料</td><td colspan="4"></td><td>円</td></tr><tr><td>備品等使用料</td><td colspan="4"></td><td>円</td></tr><tr><td>小 計</td><td colspan="4"></td><td>円</td></tr><tr><td>減免額</td><td colspan="4"></td><td>円</td></tr><tr><td>使用料の合計</td><td colspan="4"></td><td>円</td></tr><tr><td>減免理由等</td><td colspan="4"></td><td></td></tr><tr><td>備 考</td><td colspan="4"></td><td>申請者署名欄</td></tr></table>		予約申請番号	年 月 日				申請日					使用施設名					使用目的					催事名					人数	人				入場料の有無					使用日	使用時間	使用施設名	使用備品等	数量 (時間)	施設基本使用料及び備品等使用料							使用料の合計						施設基本使用料					円	備品等使用料					円	小 計					円	減免額					円	使用料の合計					円	減免理由等						備 考					申請者署名欄
予約申請番号	年 月 日																																																																																															
申請日																																																																																																
使用施設名																																																																																																
使用目的																																																																																																
催事名																																																																																																
人数	人																																																																																															
入場料の有無																																																																																																
使用日	使用時間	使用施設名	使用備品等	数量 (時間)	施設基本使用料及び備品等使用料																																																																																											
使用料の合計																																																																																																
施設基本使用料					円																																																																																											
備品等使用料					円																																																																																											
小 計					円																																																																																											
減免額					円																																																																																											
使用料の合計					円																																																																																											
減免理由等																																																																																																
備 考					申請者署名欄																																																																																											

改正後	改正前																																																																																				
様式第2号 (第3条、第7条関係) 安曇野市体育施設使用 (使用料減免) 許可書 申請者住所氏名 (団体名)様 電話番号氏名 代表者氏名 責任者住所氏名																																																																																					
<table><tr><td>予約申請番号</td><td colspan="4"></td></tr><tr><td>使用施設名</td><td colspan="4"></td></tr><tr><td>使用目的</td><td colspan="4"></td></tr><tr><td>催事名</td><td colspan="4"></td></tr><tr><td>人数</td><td colspan="4">人</td></tr><tr><td>入場料の有無</td><td colspan="4"></td></tr><tr><td>使用日</td><td>使用時間</td><td>使用施設名</td><td>使用備品等</td><td>数量 (時間)</td><td>施設基本使用料及び備品等使用料</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="6">使用料の合計</td></tr><tr><td colspan="5">施設基本使用料</td><td>円</td></tr><tr><td colspan="5">備品等使用料</td><td>円</td></tr><tr><td colspan="5">小計</td><td>円</td></tr><tr><td colspan="5">減免額</td><td>円</td></tr><tr><td colspan="5">使用料の合計</td><td>円</td></tr><tr><td colspan="5">減免理由等</td><td></td></tr></table>		予約申請番号					使用施設名					使用目的					催事名					人数	人				入場料の有無					使用日	使用時間	使用施設名	使用備品等	数量 (時間)	施設基本使用料及び備品等使用料							使用料の合計						施設基本使用料					円	備品等使用料					円	小計					円	減免額					円	使用料の合計					円	減免理由等					
予約申請番号																																																																																					
使用施設名																																																																																					
使用目的																																																																																					
催事名																																																																																					
人数	人																																																																																				
入場料の有無																																																																																					
使用日	使用時間	使用施設名	使用備品等	数量 (時間)	施設基本使用料及び備品等使用料																																																																																
使用料の合計																																																																																					
施設基本使用料					円																																																																																
備品等使用料					円																																																																																
小計					円																																																																																
減免額					円																																																																																
使用料の合計					円																																																																																
減免理由等																																																																																					
<table><tr><td>備考</td><td></td></tr></table> 年 月 日 上記のとおり、安曇野市体育施設の使用 (使用料減免) を許可します。 安曇野市長 安曇野市教育委員会 印		備考																																																																																			
備考																																																																																					

改正後	改正前												
様式第3号その1 (第4条関係) 安曇野市体育施設使用料納付書兼領収書 通知書番号 安曇野市長 年度 団 次のとおり納付してください。													
<table border="1"> <tr> <td>氏名 (団体名)</td> <td>様</td> </tr> <tr> <td>施設名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>納付内容</td> <td></td> </tr> <tr> <td>納付金額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>通知日</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td></td> </tr> </table>		氏名 (団体名)	様	施設名		納付内容		納付金額	円	通知日	年 月 日	備考	
氏名 (団体名)	様												
施設名													
納付内容													
納付金額	円												
通知日	年 月 日												
備考													
上記の金額を領収しました。 現金取扱員													

改正後	改正前																								
様式第3号その2 (第4条関係) 安曇野市体育施設使用料領収済通知書 (控) 通知書番号 年度																									
<table border="1"> <tr> <td>氏名 (団体名)</td> <td colspan="3">様</td> </tr> <tr> <td>施設名</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>納付内容</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>納付金額</td> <td>円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>通知日</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td colspan="3"></td> </tr> </table>		氏名 (団体名)	様			施設名				納付内容				納付金額	円			通知日	年	月	日	備考			
氏名 (団体名)	様																								
施設名																									
納付内容																									
納付金額	円																								
通知日	年	月	日																						
備考																									
上記の金額を領収しました。 現金取扱員																									

改正後	改正前																												
様式第3号その3 (第4条関係) 安曇野市体育施設使用料領収済通知書 通知書番号 年度																													
<table border="1"> <tr> <td>氏名 (団体名)</td> <td colspan="3">様</td> </tr> <tr> <td>施設名</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>納付内容</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>納付金額</td> <td>円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>通知日</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td colspan="4"> 上記の金額を収納しました。 現金取扱員 </td> </tr> </table>		氏名 (団体名)	様			施設名				納付内容				納付金額	円			通知日	年	月	日	備考				上記の金額を収納しました。 現金取扱員			
氏名 (団体名)	様																												
施設名																													
納付内容																													
納付金額	円																												
通知日	年	月	日																										
備考																													
上記の金額を収納しました。 現金取扱員																													

改正後	改正前																																																																		
様式第5号 (第8条関係) 安曇野市体育施設使用料還付決定書 申請者 住所 氏名 (団体名) 電話 氏名 代表者 責任者 住所 氏名 様																																																																			
<table><tr><td>予約申請番号</td><td colspan="5"></td></tr><tr><td>使用施設名</td><td colspan="5"></td></tr><tr><td>使用目的</td><td colspan="5"></td></tr><tr><td>催事名</td><td colspan="5"></td></tr><tr><td>人数</td><td colspan="5">人</td></tr><tr><td>入場料の有無</td><td colspan="5"></td></tr><tr><td>還付申請理由</td><td colspan="5"></td></tr><tr><td>使用日</td><td>使用時間</td><td>使用施設名</td><td>使用備品等</td><td>数量 (時間)</td><td>施設基本使用料及び備品等使用料</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2">納付日</td><td colspan="3">年 月 日</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">還付決定額</td><td colspan="3"></td><td>円</td></tr></table>		予約申請番号						使用施設名						使用目的						催事名						人数	人					入場料の有無						還付申請理由						使用日	使用時間	使用施設名	使用備品等	数量 (時間)	施設基本使用料及び備品等使用料							納付日		年 月 日				還付決定額					円
予約申請番号																																																																			
使用施設名																																																																			
使用目的																																																																			
催事名																																																																			
人数	人																																																																		
入場料の有無																																																																			
還付申請理由																																																																			
使用日	使用時間	使用施設名	使用備品等	数量 (時間)	施設基本使用料及び備品等使用料																																																														
納付日		年 月 日																																																																	
還付決定額					円																																																														
備考																																																																			
年 月 日 年 月 日付け還付申請のありました安曇野市体育施設使用料を還付します。 安曇野市長 印																																																																			

改正後	改正前																																																																								
	様式第6号 (第8条関係) 安曇野市体育施設使用料還付請求書 (宛先) 安曇野市長 安曇野市体育施設使用料を納めてありますので還付してください。 申請者 住所 氏名 (団体名) ⑩ 電話 代表者 氏名 責任者 住所 氏名 <table><tr><td>予約申請番号</td><td colspan="4">年 月 日</td></tr><tr><td>申請日</td><td colspan="4"></td></tr><tr><td>使用施設名</td><td colspan="4"></td></tr><tr><td>使用目的</td><td colspan="4"></td></tr><tr><td>催事名</td><td colspan="4"></td></tr><tr><td>人数</td><td colspan="4">人</td></tr><tr><td>入場料の有無</td><td colspan="4"></td></tr><tr><td>還付申請理由</td><td colspan="4"></td></tr><tr><td>使用日</td><td>使用時間</td><td>使用施設名</td><td>使用備品等</td><td>数量 (時間)</td><td>施設基本使用料及び備品等使用料</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2">納付日 ?</td><td colspan="2">年 月 日</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td colspan="2">還付請求額</td><td colspan="4">円</td></tr></table> <table><tr><td colspan="2">口座振込金融機関</td></tr><tr><td>金融機関名</td><td>支店・支所</td></tr><tr><td>口座番号</td><td>当座・普通</td></tr><tr><td>口座名義(フリガナ)</td><td></td></tr></table>	予約申請番号	年 月 日				申請日					使用施設名					使用目的					催事名					人数	人				入場料の有無					還付申請理由					使用日	使用時間	使用施設名	使用備品等	数量 (時間)	施設基本使用料及び備品等使用料							納付日 ?		年 月 日				還付請求額		円				口座振込金融機関		金融機関名	支店・支所	口座番号	当座・普通	口座名義(フリガナ)	
予約申請番号	年 月 日																																																																								
申請日																																																																									
使用施設名																																																																									
使用目的																																																																									
催事名																																																																									
人数	人																																																																								
入場料の有無																																																																									
還付申請理由																																																																									
使用日	使用時間	使用施設名	使用備品等	数量 (時間)	施設基本使用料及び備品等使用料																																																																				
納付日 ?		年 月 日																																																																							
還付請求額		円																																																																							
口座振込金融機関																																																																									
金融機関名	支店・支所																																																																								
口座番号	当座・普通																																																																								
口座名義(フリガナ)																																																																									

議案第 3 号	教育部 生涯学習課
平成 28 年 7 月 26 日提出	(課長) 蓮井 昭夫 (担当) 白井 隆昭

タイトル	安曇野市学校施設使用条例施行規則の一部改正について
決定を要する事項の内容	改正案の承認
要旨	安曇野市公共施設予約システムの導入に伴い、安曇野市学校施設使用条例施行規則の様式等を改正することについて協議します。
説明	平成 28 年 10 月 1 日より稼働する安曇野市公共施設予約システムに伴い、安曇野市学校施設使用条例施行規則に定められている様式を削除し、システムの様式を使用できるよう改正します。 1 改正する条項 (1) 第 2 条第 1 項、第 2 項 (使用許可の申請) (2) 第 3 条 (使用許可書の交付) (3) 第 4 条 (使用料の納付) (4) 第 6 条 (使用の取消し等) (5) 第 7 条第 1 項、第 4 項、(使用料の減免) (6) 第 8 条第 1 項、第 3 項 (使用料の還付) (7) 第 10 条 (様式) 2 施行時期 平成 28 年 10 月 1 日 添付: 安曇野市学校施設使用条例施行規則の一部を改正する規則 (案) 同 新旧対照表 3 その他 新公共施設予約システムは、体育施設・学校施設の他に、公民館施設及び文化施設を含めて導入を進めております。 ○安曇野市公共施設予約システム導入に伴い改正する規則 安曇野市交流学習センター管理規則 安曇野市明科学習館管理規則 安曇野市公民館管理規則 安曇野市体育施設管理規則

安曇野市学校施設使用条例施行規則（平成18年安曇野市教育委員会規則第23号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「いう。）は、」の次に「必要事項を記載した申請書を」を加え、「安曇野市学校施設使用許可（使用料減免）申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を」を削り、同項ただし書を削り、同条第2項中「申請書」の前に「前項の」を加える。

第3条中「様式第2号。」を削る。

第4条中「安曇野市学校施設使用料納付書兼領収書（様式第3号）」を「安曇野市学校施設使用料納付書又は安曇野市納入通知書兼領収書」に改める。

第6条中「市長及び教育委員会」を「必要事項を記載した取消届を教育委員会」に改め、「安曇野市学校施設使用取消届兼還付申請書（様式第4号）を」を削る。

第7条第1項中「いう。）は、」の次に「必要事項を記載した」を加え、同条第4項中「するときは、」の次に「第1項に規定する」を加える。

第8条第1項を次のように改める。

条例第8条ただし書の規定により使用料の還付を受けようとする者は、必要事項を記載した請求書を市長に提出しなければならない。

第8条第3項を次のように改める。

3 市長は、第1項の請求に対し使用料の還付を決定したときは、安曇野市学校施設使用料還付決定書を交付するものとする。

第10条を第11条とし、第9条の次に次の1条を加える。

（様式）

第10条 第2条、第6条、第7条及び第8条に規定する申請書、取消届又は請求書に記載すべき事項は、安曇野市体育施設管理規則（平成18年安曇野市教育委員会規則第25号）に定めるものの例による。

様式第1号から様式第6号までを削る。

附 則

この規則は、平成28年10月1日から施行する。

安曇野市学校施設使用条例施行規則（平成18年8月23日教育委員会規則第23号）

改正後	改正前
(使用許可の申請) 第2条 学校施設を使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、<u>必要事項を記載した申請書を安曇野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出しなければならない。</u> 2 前項の申請書の提出は、偶数月の初日から翌々月の末日までの使用に係る申請を行うものとし、使用を開始する日の前6日までに提出するものとする。ただし、教育委員会が認めたとき、又は体育施設に空きがあるときは、この限りでない。 (使用許可書の交付) 第3条 教育委員会は、前条の規定による申請を審査し、適当と認めたときは、安曇野市学校施設使用（使用料減免）許可書（以下「許可書」という。）を交付するものとする。 (使用料の納付) 第4条 条例第4条の規定により使用の許可を受けた者（以下「使用許可者」という。）は、<u>安曇野市学校施設使用料納付書又は安曇野市納入通知書兼領収書により使用料を納付するものとする。</u> (使用の取消し等) 第6条 使用許可者が使用の取消し等をしたときは、<u>条例第8条第2号に規定する日までに、必要事項を記載した取消届を教育委員会に提出しなければならない。</u>ただし、教育委員会が認めたときは、口頭をもってこれに代えることができる。	(使用許可の申請) 第2条 学校施設を使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、<u>安曇野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に安曇野市学校施設使用許可（使用料減免）申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を提出しなければならない。ただし、教育委員会が認めた場合は、口頭又はその他の方法によることができる。</u> 2 申請書の提出は、偶数月の初日から翌々月の末日までの使用に係る申請を行うものとし、使用を開始する日の前6日までに提出するものとする。ただし、教育委員会が認めたとき、又は体育施設に空きがあるときは、この限りでない。 (使用許可書の交付) 第3条 教育委員会は、前条の規定による申請を審査し、適当と認めたときは、<u>安曇野市学校施設使用（使用料減免）許可書（様式第2号。以下「許可書」という。）を交付するものとする。</u> (使用料の納付) 第4条 条例第4条の規定により使用の許可を受けた者（以下「使用許可者」という。）は、<u>安曇野市学校施設使用料納付書兼領収書（様式第3号）により使用料を納付するものとする。</u> (使用の取消し等) 第6条 使用許可者が使用の取消し等をしたときは、<u>条例第8条第2号に規定する日までに、市長及び教育委員会に安曇野市学校施設使用取消届兼選付申請書（様式第4号）を提出しなければならない。ただし、教育委員会が認めたときは、口頭をもってこれに代えることができる。</u>

改正後	改正前
(使用料の減免) <u>第7条</u> 条例第7条の規定による使用料の減免を受けようとする者（以下この条において「減免申請者」という。）は、<u>必要事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。</u> 2・3 (略) 4 前項に定めるもののほか、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者及びその介助人が使用するとき、第1項に規定する申請書の提出の際に、当該事項を証する書類を提示した場合に限り、その使用料を免除する。 5 (略) (使用料の還付) <u>第8条</u> 条例第8条ただし書の規定により使用料の還付を受けようとする者は、<u>必要事項を記載した請求書を市長に提出しなければならない。</u> 2 (略) 3 市長は、第1項の請求に対し使用料の還付を決定したときは、<u>安曇野市学校施設使用料還付決定書を交付するものとする。</u> (様式) <u>第10条</u> 第2条、第6条、第7条及び第8条に規定する申請書、取消届又は請求書に記載すべき事項は、<u>安曇野市体育施設管理規則（平成18年安曇野市教育委員会規則第25号）に定めるものの例による。</u> (補則) <u>第11条</u> (略)	(使用料の減免) <u>第7条</u> 条例第7条の規定による使用料の減免を受けようとする者（以下この条において「減免申請者」という。）は、申請書を市長に提出しなければならない。 2・3 (略) 4 前項に定めるもののほか、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者及びその介助人が使用するとき、申請書の提出の際に、当該事項を証する書類を提示した場合に限り、その使用料を免除する。 5 (略) (使用料の還付) <u>第8条</u> 市長は、条例第8条ただし書の規定により使用料の還付をするときは、<u>安曇野市学校施設使用料還付決定書（様式第5号）を交付するものとする。</u> 2 (略) 3 第1項に規定する決定書の交付を受けたものが還付を受けようとするときは、<u>安曇野市学校施設使用料還付請求書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。</u> (補則) <u>第10条</u> (略)

改正後		改正前																																																																	
様式第1号 (第2条、第7条関係) 安曇野市学校施設使用許可 (使用料減免) 申請書 (宛先) 安曇野市長 安曇野市教育委員会 次のとおり、安曇野市学校施設の使用許可 (使用料減免) を申請いたします。 申請者 住所 氏名 (団体名) 氏名 電話 代表者 氏名 責任者 住所 氏名																																																																			
<table border="1"> <tr> <td>予約申請番号</td> <td colspan="3">年 月 日</td> </tr> <tr> <td>使用施設名</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>使用目的</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>催事名</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>入場料の有無</td> <td colspan="3">人</td> </tr> <tr> <td>使用日</td> <td>使用時間</td> <td>使用施設名</td> <td>使用備品等</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>数量 (時間)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>施設基本使用料及び備品等使用料</td> </tr> <tr> <td colspan="4">使用料の合計</td> </tr> <tr> <td>施設基本使用料</td> <td colspan="3">円</td> </tr> <tr> <td>備品等使用料</td> <td colspan="3">円</td> </tr> <tr> <td>小 計</td> <td colspan="3">円</td> </tr> <tr> <td>減免額</td> <td colspan="3">円</td> </tr> <tr> <td>使用料の合計</td> <td colspan="3">円</td> </tr> <tr> <td>減免理由等</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>備 考</td> <td colspan="3">申請者署名欄</td> </tr> </table>				予約申請番号	年 月 日			使用施設名				使用目的				催事名				入場料の有無	人			使用日	使用時間	使用施設名	使用備品等				数量 (時間)				施設基本使用料及び備品等使用料	使用料の合計				施設基本使用料	円			備品等使用料	円			小 計	円			減免額	円			使用料の合計	円			減免理由等				備 考	申請者署名欄		
予約申請番号	年 月 日																																																																		
使用施設名																																																																			
使用目的																																																																			
催事名																																																																			
入場料の有無	人																																																																		
使用日	使用時間	使用施設名	使用備品等																																																																
			数量 (時間)																																																																
			施設基本使用料及び備品等使用料																																																																
使用料の合計																																																																			
施設基本使用料	円																																																																		
備品等使用料	円																																																																		
小 計	円																																																																		
減免額	円																																																																		
使用料の合計	円																																																																		
減免理由等																																																																			
備 考	申請者署名欄																																																																		

改正後	改正前																																																																																										
様式第2号 (第3条、第7条関係) 安曇野市学校施設使用（使用料減免）許可書 申請者住所氏名（団体名）様 電話 代表者氏名 責任者住所氏名																																																																																											
<table><tr><td>予約申請番号</td><td colspan="5"></td></tr><tr><td>使用施設名</td><td colspan="5"></td></tr><tr><td>使用目的</td><td colspan="5"></td></tr><tr><td>催事名</td><td colspan="5"></td></tr><tr><td>人数</td><td colspan="5">人</td></tr><tr><td>入場料の有無</td><td colspan="5"></td></tr><tr><td>使用日</td><td>使用時間</td><td>使用施設名</td><td>使用備品等</td><td>数量（時間）</td><td>施設基本使用料及び備品等使用料</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="6">使用料の合計</td></tr><tr><td colspan="5">施設基本使用料</td><td>円</td></tr><tr><td colspan="5">備品等使用料</td><td>円</td></tr><tr><td colspan="5">小計</td><td>円</td></tr><tr><td colspan="5">減免額</td><td>円</td></tr><tr><td colspan="5">使用料の合計</td><td>円</td></tr><tr><td colspan="5">減免理由等</td><td></td></tr></table>		予約申請番号						使用施設名						使用目的						催事名						人数	人					入場料の有無						使用日	使用時間	使用施設名	使用備品等	数量（時間）	施設基本使用料及び備品等使用料							使用料の合計						施設基本使用料					円	備品等使用料					円	小計					円	減免額					円	使用料の合計					円	減免理由等					
予約申請番号																																																																																											
使用施設名																																																																																											
使用目的																																																																																											
催事名																																																																																											
人数	人																																																																																										
入場料の有無																																																																																											
使用日	使用時間	使用施設名	使用備品等	数量（時間）	施設基本使用料及び備品等使用料																																																																																						
使用料の合計																																																																																											
施設基本使用料					円																																																																																						
備品等使用料					円																																																																																						
小計					円																																																																																						
減免額					円																																																																																						
使用料の合計					円																																																																																						
減免理由等																																																																																											
<table><tr><td>備考</td><td></td></tr></table> 年 月 日 上記のとおり、安曇野市学校施設の使用（使用料減免）を許可します。 安曇野市長 安曇野市教育委員会 印		備考																																																																																									
備考																																																																																											

改正後	改正前												
	様式第3号その1 (第4条関係) 安曇野市学校施設使用料納付書兼領収書 通知書番号 安曇野市長 年度 団 次のとおり納付してください。 <table><tr><td>氏名 (団体名)</td><td>様</td></tr><tr><td>施設名</td><td></td></tr><tr><td>納付内容</td><td></td></tr><tr><td>納付金額</td><td>円</td></tr><tr><td>通知日</td><td>年 月 日</td></tr><tr><td>備考</td><td></td></tr></table> 上記の金額を領収しました。 現金取扱員	氏名 (団体名)	様	施設名		納付内容		納付金額	円	通知日	年 月 日	備考	
氏名 (団体名)	様												
施設名													
納付内容													
納付金額	円												
通知日	年 月 日												
備考													

改正後	改正前												
	様式第3号その2 (第4条関係) 安曇野市学校施設使用料領収済通知書 (控) 通知書番号 年度 <table border="1"><tr><td>氏名 (団体名)</td><td>様</td></tr><tr><td>施設名</td><td></td></tr><tr><td>納付内容</td><td></td></tr><tr><td>納付金額</td><td>円</td></tr><tr><td>通知日</td><td>年 月 日</td></tr><tr><td>備考</td><td></td></tr></table> 上記の金額を領収しました。 現金取扱員	氏名 (団体名)	様	施設名		納付内容		納付金額	円	通知日	年 月 日	備考	
氏名 (団体名)	様												
施設名													
納付内容													
納付金額	円												
通知日	年 月 日												
備考													

改正後	改正前																												
様式第3号その3 (第4条関係) 安曇野市学校施設使用料領収済通知書 通知書番号 年度																													
<table border="1"> <tr> <td>氏名 (団体名)</td> <td colspan="3">様</td> </tr> <tr> <td>施設名</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>納付内容</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>納付金額</td> <td>円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>通知日</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td colspan="4"> 上記の金額を収納しました。 現金取扱員 </td> </tr> </table>		氏名 (団体名)	様			施設名				納付内容				納付金額	円			通知日	年	月	日	備考				上記の金額を収納しました。 現金取扱員			
氏名 (団体名)	様																												
施設名																													
納付内容																													
納付金額	円																												
通知日	年	月	日																										
備考																													
上記の金額を収納しました。 現金取扱員																													

改正後	改正前																																																																	
	様式第4号 (第6条関係) 安曇野市学校施設使用取消届兼還付申請書 (宛先) 安曇野市長 安曇野市教育委員会 次の理由により安曇野市学校施設を使用できなくなりましたので届出をします。また、納付済の使用料等について還付を申請します。 申請者 住所 氏名 (団体名) 電話 氏名 代表者 責任者 住所 氏名 <table><tr><td>予約申請番号</td><td colspan="4"></td></tr><tr><td>申請日</td><td>年</td><td>月</td><td>日</td><td></td></tr><tr><td>使用施設名</td><td colspan="4"></td></tr><tr><td>使用目的</td><td colspan="4"></td></tr><tr><td>催事名</td><td colspan="4"></td></tr><tr><td>人数</td><td colspan="4">人</td></tr><tr><td>入場料の有無</td><td colspan="4"></td></tr><tr><td>取消理由</td><td colspan="4"></td></tr><tr><td>使用日</td><td>使用時間</td><td>使用施設名</td><td>使用備品等</td><td>施設基本使用料及び備品等使用料</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="5">使用料の内訳</td></tr><tr><td>還付申請額</td><td colspan="3"></td><td>円</td></tr><tr><td>納付済使用料</td><td colspan="3"></td><td>円</td></tr></table>	予約申請番号					申請日	年	月	日		使用施設名					使用目的					催事名					人数	人				入場料の有無					取消理由					使用日	使用時間	使用施設名	使用備品等	施設基本使用料及び備品等使用料						使用料の内訳					還付申請額				円	納付済使用料				円
予約申請番号																																																																		
申請日	年	月	日																																																															
使用施設名																																																																		
使用目的																																																																		
催事名																																																																		
人数	人																																																																	
入場料の有無																																																																		
取消理由																																																																		
使用日	使用時間	使用施設名	使用備品等	施設基本使用料及び備品等使用料																																																														
使用料の内訳																																																																		
還付申請額				円																																																														
納付済使用料				円																																																														

改正後	改正前																																																																	
様式第5号 (第8条関係) 安曇野市学校施設使用料還付決定書 申請者住所氏名 (団体名)様 電話番号氏名 代表者住所氏名 責任者住所氏名 <table><tr><td>予約申請番号</td><td colspan="5"></td></tr><tr><td>使用施設名</td><td colspan="5"></td></tr><tr><td>使用目的</td><td colspan="5"></td></tr><tr><td>催事名</td><td colspan="5"></td></tr><tr><td>人数</td><td colspan="5">人</td></tr><tr><td>入場料の有無</td><td colspan="5"></td></tr><tr><td>還付申請理由</td><td colspan="5"></td></tr><tr><td>使用日</td><td>使用時間</td><td>使用施設名</td><td>使用備品等</td><td>数量 (時間)</td><td>施設基本使用料及び備品等使用料</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2">納付日</td><td colspan="3">年 月 日</td><td rowspan="2">円</td></tr><tr><td colspan="2">還付決定額</td><td colspan="3"></td></tr></table> 備考 年 月 日 年 月 日付け還付申請のありました安曇野市学校施設使用料を還付します。 安曇野市長 印		予約申請番号						使用施設名						使用目的						催事名						人数	人					入場料の有無						還付申請理由						使用日	使用時間	使用施設名	使用備品等	数量 (時間)	施設基本使用料及び備品等使用料							納付日		年 月 日			円	還付決定額				
予約申請番号																																																																		
使用施設名																																																																		
使用目的																																																																		
催事名																																																																		
人数	人																																																																	
入場料の有無																																																																		
還付申請理由																																																																		
使用日	使用時間	使用施設名	使用備品等	数量 (時間)	施設基本使用料及び備品等使用料																																																													
納付日		年 月 日			円																																																													
還付決定額																																																																		

改正後	改正前																																																								
様式第6号 (第8条関係) 安曇野市学校施設使用料還付請求書 (宛先) 安曇野市長 安曇野市学校施設使用料を納めてありますので還付してください。 申請者 住所 氏名 (団体名) 印 電話 代表者 氏名 責任者 住所 氏名																																																									
<table><tr><td>予約申請番号</td><td colspan="3">年 月 日</td></tr><tr><td>申請日</td><td colspan="3"></td></tr><tr><td>使用施設名</td><td colspan="3"></td></tr><tr><td>使用目的</td><td colspan="3"></td></tr><tr><td>催事名</td><td colspan="3"></td></tr><tr><td>人数</td><td colspan="3">人</td></tr><tr><td>入場料の有無</td><td colspan="3"></td></tr><tr><td>還付申請理由</td><td colspan="3"></td></tr><tr><td>使用日</td><td>使用時間</td><td>使用施設名</td><td>使用備品等</td><td>数量 (時間)</td><td>施設基本使用料及び備品等使用料</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2">納付日</td><td colspan="2">年 月 日</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td colspan="2">還付請求額</td><td colspan="4">円</td></tr></table>		予約申請番号	年 月 日			申請日				使用施設名				使用目的				催事名				人数	人			入場料の有無				還付申請理由				使用日	使用時間	使用施設名	使用備品等	数量 (時間)	施設基本使用料及び備品等使用料							納付日		年 月 日				還付請求額		円			
予約申請番号	年 月 日																																																								
申請日																																																									
使用施設名																																																									
使用目的																																																									
催事名																																																									
人数	人																																																								
入場料の有無																																																									
還付申請理由																																																									
使用日	使用時間	使用施設名	使用備品等	数量 (時間)	施設基本使用料及び備品等使用料																																																				
納付日		年 月 日																																																							
還付請求額		円																																																							
<table><tr><td colspan="2">口座振込金融機関</td></tr><tr><td>金融機関名</td><td>支店・支所</td></tr><tr><td>口座番号</td><td>当座・普通</td></tr><tr><td>口座名義(フリガナ)</td><td></td></tr></table>		口座振込金融機関		金融機関名	支店・支所	口座番号	当座・普通	口座名義(フリガナ)																																																	
口座振込金融機関																																																									
金融機関名	支店・支所																																																								
口座番号	当座・普通																																																								
口座名義(フリガナ)																																																									

議案第 4 号	教育部 生涯学習課
平成 28 年 7 月 26 日提出	(課長) 蓮井 昭夫 (担当) 藤森 智

タイトル	安曇野市公民館管理規則の一部改正について
決定を要する事項の内容	改正案の承認
要旨	安曇野市公共施設予約システムの導入に伴い、安曇野市公民館管理規則の様式を改正することについて協議します。
説明	平成 28 年 10 月 1 日より稼働する安曇野市公共施設予約システムに伴い、安曇野市公民館管理規則に定められている様式を削除し、それぞれに記載すべき事項を安曇野市体育施設管理規則の定めるものとし、システムの様式を使用できるよう改正します。 1 改正する条項 (1) 第 3 条第 1 項、第 2 項（使用許可の申請） (2) 第 4 条第 1 項（許可書の交付） (3) 第 5 条（使用料の納付） (4) 第 7 条（使用の取消し） (5) 第 8 条第 1 項、第 4 項、第 5 項（使用料の減免） (6) 第 9 条第 1 項、第 3 項（使用料の還付） (7) 第 12 条（様式）追加 (8) 第 12 条を第 13 条に 2 施行時期 平成 28 年 10 月 1 日 添付：安曇野市公民館管理規則の一部を改正する規則（案） 同 新旧対照表 3 その他 公民館は、利用者の状況からインターネットでの予約受付は当面行いません。 ○安曇野市公共施設予約システム導入に伴い改正する規則 安曇野市交流学习センター管理規則 安曇野市明科学習館管理規則 安曇野市体育施設規則 安曇野市学校施設使用条例施行規則

安曇野市公民館管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 月 日

安曇野市教育委員会

教育委員長 唐木 博夫

安曇野市教育委員会規則第 号

安曇野市公民館管理規則の一部を改正する規則

安曇野市公民館管理規則（平成18年安曇野市教育委員会規則第24号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「安曇野市公民館使用許可（使用料減免）申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）」を「必要事項を記載した申請書」に改め、同条第2項中「申請書」の前に「前項に規定する」を加える。

第4条第1項中「様式第2号。」を削る。

第5条中「2日までに」の次に「安曇野市公民館使用料納付書により」を加える。

第7条中「安曇野市公民館使用取消届（様式第3号）」を「必要事項を記載した取消届」に改める。

第8条第1項中「いう。）は、」の次に「必要事項を記載した」を加え、同条第4項中「するときは、」の次に「第1項に規定する」を加え、同条第5項中「安曇野市公民館使用（使用料減免）許可書（様式第2号）」を「許可書」に改める。

第9条第1項中「安曇野市公民館使用料還付請求書（様式第4号）」を「必要事項を記載した請求書」に改め、同条第3項中「（様式第5号）」を削る。

第12条を第13条とし、第11条の次に次の1条を加える。

（様式）

第12条 第3条、第7条、第8条及び第9条に規定する申請書、取消届又は請求書に記載すべき事項は、安曇野市体育施設管理規則（平成18年安曇野市教育委員会規則第25号）に定めるものの例による。

様式第1号から様式第5号までを削る。

附 則

この規則は、平成28年10月1日から施行する。

安曇野市公民館管理規則（平成18年安曇野市教育委員会規則第24号）

改正後	改正前
(使用許可の申請) 第3条 公民館を使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、<u>必要事項を記載した申請書をあらかじめ安曇野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出しなければならない。</u> 2 前項に規定する申請書の提出は、使用する日の属する月の前月の1日を申請開始日とし、使用する日の前6日までに<u>行うものとする。</u>ただし、教育委員会が認めたときは、この限りでない。 (許可書の交付) 第4条 教育委員会は、前条の申請に対して使用の許可をしたときは、安曇野市公民館使用（使用料減免）許可書（以下「許可書」という。）<u>を使用者に交付する。</u> 2 (略) (使用料の納付) 第5条 使用の許可を受けた者（以下「使用許可者」という。）は、使用する日の前2日までに<u>安曇野市公民館使用料納付書により使用料を納付するものとする。</u> (使用の取消し) 第7条 使用許可者が使用の取消しをしようとするときは、使用する日の前2日までに、取消しの理由を添えて教育委員会に必要事項を記載した取消届を提出しなければならない。ただし、教育委員会が認めたときは、口頭をもってこれに代えることができる。	(使用許可の申請) 第3条 公民館を使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、<u>安曇野市公民館使用許可（使用料減免）申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）をあらかじめ安曇野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出しなければならない。</u> 2 申請書の提出は、使用する日の属する月の前月の1日を申請開始日とし、使用する日の前6日までに<u>行うものとする。</u>ただし、教育委員会が認めたときは、この限りでない。 (許可書の交付) 第4条 教育委員会は、前条の申請に対して使用の許可をしたときは、安曇野市公民館使用（使用料減免）許可書（様式第2号。以下「許可書」という。）<u>を使用者に交付する。</u> 2 (略) (使用料の納付) 第5条 使用の許可を受けた者（以下「使用許可者」という。）は、使用する日の前2日までに使用料を納付するものとする。 (使用の取消し) 第7条 使用許可者が使用の取消しをしようとするときは、使用する日の前2日までに、取消しの理由を添えて教育委員会に<u>安曇野市公民館使用取消届（様式第3号）を提出しなければならない。</u>ただし、教育委員会が認めたときは、口頭をもってこれに代えることができる。

改正後	改正前
(使用料の減免) 第8条 条例第10条の規定により使用料の減免を受けようとする者（以下この条において「減免申請者」という。）は、<u>必要事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。</u> 2・3 (略) 4 前項に定めるもののほか、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者及びその介助人が使用するとき、<u>第1項に規定する申請書の提出の際に、当該事項を証する書類を提示した場合に限り、その使用料を免除する。</u> 5 市長は、第1項の申請に対し使用料の減免を決定したときは、<u>許可書を交付するものとする。</u> (使用料の還付) 第9条 条例第11条ただし書の規定により使用料の還付を受けようとする者は、<u>必要事項を記載した請求書を市長に提出しなければならない。</u> 2 (略) 3 市長は、第1項の申請に対し使用料の還付を決定したときは、<u>安曇野市公民館使用料等還付決定書を交付するものとする。</u> (様式) 第12条 第3条、第7条、第8条及び第9条に規定する申請書、取消届又は請求書に記載すべき事項は、<u>安曇野市体育施設管理規則（平成18年安曇野市教育委員会規則第25号）に定めるものの例による。</u> (補則) 第13条 (略)	(使用料の減免) 第8条 条例第10条の規定により使用料の減免を受けようとする者（以下この条において「減免申請者」という。）は、<u>申請書を市長に提出しなければならない。</u> 2・3 (略) 4 前項に定めるもののほか、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者及びその介助人が使用するとき、<u>申請書の提出の際に、当該事項を証する書類を提示した場合に限り、その使用料を免除する。</u> 5 市長は、第1項の申請に対し使用料の減免を決定したときは、<u>安曇野市公民館使用（使用料減免）許可書（様式第2号）を交付するものとする。</u> (使用料の還付) 第9条 条例第11条ただし書の規定により使用料の還付を受けようとする者は、<u>安曇野市公民館使用料還付請求書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。</u> 2 (略) 3 市長は、第1項の申請に対し使用料の還付を決定したときは、<u>安曇野市公民館使用料等還付決定書（様式第5号）を交付するものとする。</u> (補則) 第12条 (略)

議案第 5 号	教育部 図書館交流課
平成 28 年 7 月 26 日提出	(課長) 高嶋 俊明 (担当) 財津 達弥

タイトル	安曇野市交流学習センター管理規則の一部改正について
決定を要する事項の内容	規則の一部改正に対する協議
要旨	1 改正内容 公共施設予約システム導入に伴い、次の事項について改正するもの。 (1) 第 2 条第 2 項（使用許可の申請に関すること） (2) 第 3 条（許可書の交付に関すること） (3) 第 6 条（使用の変更又は取消しに関すること） (4) 第 8 条第 1 項（使用料の還付に関すること） (5) 第 10 条（公共施設予約システムを使用する場合の特例に関する こと） (6) 様式第 4 号 2 施行時期 平成 29 年 4 月 1 日
説明	○ 使用に係る許可、変更又は取消し、還付規定の見直し 予約システム導入に伴い、インターネットを介した仮予約が可能になることで発生する、必要数以上の仮予約申請を防ぐため、多目的交流ホール等と併せて予約できる部屋を限定し、利用の平等性を確保する。また、仮予約と窓口で行う本予約の間に十分な時間を確保するため、学習室等の予約受付開始日を早めることで、利用者の利便性向上を図る。予約システム導入に伴い、明記不要となる条項等は削除する。 使用に係る変更又は取消し、還付規定についても、申請期間を従来よりも狭め、厳正にする。使用日直前の申請を制限することで、利用の平等性を確保するとともに、必要数以上の仮予約申請を防ぐ。併せて、様式の字句の統一も行う。 ○ 予約システム使用時の特例 窓口受付時の利用者の待ち時間短縮、事務の効率化を図るため、予約システムを用いる申請等諸手続きについては、規則の規定にかかわらずに行う特例を定める。

安曇野市交流学习センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 年 月 日

安曇野市教育委員会

委員長 唐木 博夫

安曇野市教育委員会規則第 号

安曇野市交流学习センター管理規則の一部を改正する規則

安曇野市交流学习センター管理規則（平成21年安曇野市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「、交流広場及び多目的交流ホール」を「及び交流広場」に、「学習室」を「学習室6」に、「6か月前」を「6月前」に改め、同項第2号中「前月」を「3月前の月」に改める。

第3条第2項を削る。

第6条中「前2日」を「前30日」に、「安曇野市交流学习センター使用変更・取消届」を「安曇野市交流学习センター使用変更・取消申請書」に、「当該届出」を「当該申請」に改める。

第8条第1項第2号ア及びイを次のように改める。

ア 使用する日の前90日 100分の100

イ 使用する日の前30日 100分の50

第10条を第11条とし、第9条の次に次の1条を加える。

（公共施設予約システムを使用する場合の特例）

第10条 公共施設予約システム（公共施設等の使用関係の調整等管理運営に係る事務について電子情報処理組織を利用して処理する体系をいう。）を用いて行う使用許可の申請、許可その他の手続については、第2条第1項、第3条、第4条、第6条、第7条第1項及び第3項並びに第8条第2項及び第3項の規定にかかわらず、教育委員会が別に定める。

様式第2号中「許可第 号」を「第 号」に改める。

様式第4号を次のように改める。

安曇野市交流学习センター使用変更・取消申請書

年 月 日

(宛先) 安曇野市教育委員会

申請者 住 所

団 体 名

代表者氏名

電話番号

年 月 日付け 第 号により、安曇野市交流学习センターの使用許可を受けましたが、次のとおり変更又は取消しをしたいので申請します。

申請理由		1 変更 2 取消	
		【理由】	
変更したい内容	施設名	穂高交流学习センター	☐ 多目的交流ホール () ☐ 楽屋1 ☐ 楽屋2 ☐ 楽屋3 ☐ グループ研究室 ☐ 展示ギャラリー ☐ 交流広場
		豊科交流学习センター	☐ 多目的交流ホール () ☐ 学習室1 ☐ 学習室2 ☐ 学習室3 ☐ 学習室4 ☐ 学習室5 ☐ 学習室6
	年月日	年 月 日 () 時 分から 年 月 日 () 時 分まで	
		準備 ☐ 無 ☐ 有 年 月 日 () 時 分から 時 分まで	
	使用備品及び区分	☐ ホールスクリーン ☐ サスペンションライト ☐ ビデオデッキ ☐ 指揮台 ☐ フォローピンスポット ☐ DVDプレーヤー ☐ 演台 ☐ 放送設備 ☐ カセットテープレコーダー ☐ 司会者台 ☐ ワイヤレスマイク (本) ☐ CD・MDプレーヤー ☐ ピアノ ☐ 展示ケース (台) ☐ プロジェクター	
	穂高交流学习センターのみ	☐ 平台 ☐ シーリングライト ☐ 携帯用拡声器 ☐ 音響反射板 ☐ ローア・ホリゾンライト ☐ イベント用テント ☐ 移動観覧席 ☐ アッパーホリゾンライト	
	年 月 日 () ☐ 午前9時～正午 ☐ 午後1時～午後5時 ☐ 午後6時～午後9時30分 ☐ 午前9時～午後9時30分		
備 考		使用許可書の写しを添付してください。	

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の安曇野市教育委員会規則による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

(準備行為)

- 3 第10条の規定による公共施設予約システムを使用する場合の特例に関し必要な手続その他の行為は、この規則の施行前においてもすることができる。

○安曇野市交流学習センター管理規則（平成21年教育委員会教育委員会規則第4号）

改正後	改正前
(使用許可の申請) 第2条 (略)	(使用許可の申請) 第2条 (略)
2 申請書の提出は、次に掲げる期間内に行うものとする。ただし、安曇野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が認めたときは、この限りでない。 (1) 多目的交流ホール、楽屋、展示ギャラリー及び交流広場並びにこれらのものと併せて使用する場合のグループ研究室又は学習室6については、使用する月の月初日（その日が休館日に当たるときは、その翌日）から使用する日の前3日（その日が休館日に当たるときは、その翌日）まで (2) グループ研究室又は学習室については、使用する日の属する月の月初日の月初日（その日が休館日に当たるときは、その翌日）から使用する日の前3日（その日が休館日に当たるときは、その翌日）まで	2 申請書の提出は、次に掲げる期間内に行うものとする。ただし、安曇野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が認めたときは、この限りでない。 (1) 多目的交流ホール、楽屋、展示ギャラリー、交流広場及び多目的交流ホール並びにこれらのものと併せて使用する場合のグループ研究室又は学習室については、使用する日の属する月から起算して6か月前の月の月初日（その日が休館日に当たるときは、その翌日）から使用する日の前3日（その日が休館日に当たるときは、その翌日）まで (2) グループ研究室又は学習室については、使用する日の属する月の月初日の月初日（その日が休館日に当たるときは、その翌日）から使用する日の前3日（その日が休館日に当たるときは、その翌日）まで
(許可書の交付) 第3条 (略)	(許可書の交付) 第3条 (略)
(使用の変更又は取消し) 第6条 許可者が使用の変更又は取消しをしようとするときは、使用する日の前30日までに教育委員会に安曇野市交流学習センター使用変更・取消申請書（様式第4号）を提出し、許可を受けなければならない。ただし、教育委員会が認めたときは、当該申請に代えて口頭によることができる。	2 使用の許可は、申請書の受付順による。ただし、教育委員会が特に必要と認めたときは、この限りでない。 (使用の変更又は取消し) 第6条 許可者が使用の変更又は取消しをしようとするときは、使用する日の前2日までに教育委員会に安曇野市交流学習センター使用変更・取消届（様式第4号）を提出し、許可を受けなければならない。ただし、教育委員会が認めたときは、当該届出に代えて口頭によることができる。
(使用料の還付) 第8条 条例第8条ただし書の規定による市長が特別な理由があると認めるときとは、次に掲げる場合をいい、還付する額は、次の各号に定める区分に従い、	(使用料の還付) 第8条 条例第8条ただし書の規定による市長が特別な理由があると認めるときとは、次に掲げる場合をいい、還付する額は、次の各号に定める区分に従い、

改正後	改正前
当該各号に定める率を乗じて得た額とする。	当該各号に定める率を乗じて得た額とする。
(1) (略)	(1) (略)
(2) 許可者が次に掲げる日（その日が休館日に当たるときは、その翌日）までに使用の変更又は取消しの許可を受けたとき。	(2) 許可者が次に掲げる日（その日が休館日に当たるときは、その翌日）までに使用の変更又は取消しの許可を受けたとき。
ア 使用する日の前90日 100分の100	ア 多目的交流ホール、楽屋、展示ギャラリー、交流広場及び多目的交流ホール並びにこれらのもものと併せて使用する場合のグループ研究室又は学習室
イ 使用する日の前30日 100分の50	イ グループ研究室又は学習室
(3) (略)	(ア) 使用する日の前90日 100分の100
2・3 (略)	(イ) 使用する日の前30日 100分の50
(3) (略)	(ア) 使用する日の前30日 100分の100
2・3 (略)	(イ) 使用する日の前7日 100分の50
(公共施設予約システムを使用する場合の特例) 第10条 公共施設予約システム（公共施設等の使用関係の調整等管理運営に係る事務について電子情報処理組織を利用して処理する体系をいう。）を用いて行う使用許可の申請、許可その他の手続については、第2条第1項、第3条、第4条、第6条、第7条第1項及び第3項並びに第8条第2項及び第3項の規定にかかわらず、教育委員会が別に定める。	(3) (略)
(その他)	2・3 (略)
第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。	(その他)
	第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

改正後	改正前
様式第2号 (第3条関係) 申請者 様 (略) 第 号 年 月 日	様式第2号 (第3条関係) 申請者 様 (略) 許可第 号 年 月 日

安曇野市交流学習センター使用変更・取消申請書

安曇野市交流学習センター使用変更・取消届

(宛先) 安曇野市教育委員会

(宛先) 安曇野市教育委員会

年 月 日

年 月 日

申請者 住 所

申請者 住 所

団体名

団体名

代表者氏名

代表者氏名

電話番号

電話番号

年 月 日 付け 第 号により、安曇野市交流学習センターの使用許可を受けましたが、次のとおり変更又は取消をしたいので申請します。

許可第 号により、安曇野市交流学習センターの使用許可を受けましたが、次のとおり変更及び取消をしたいので届出します。

申請理由	1 変更	2 取消
	【理由】	
施設名	穂高交流学習センター ☐ 多目的交流ホール () ☐ 楽屋1 ☐ 楽屋2 ☐ 楽屋3 ☐ グループ研究室 ☐ 展示ギャラリー ☐ 交流広場	
施設名	豊科交流学習センター ☐ 多目的交流ホール () ☐ 学習室1 ☐ 学習室2 ☐ 学習室3 ☐ 学習室4 ☐ 学習室5 ☐ 学習室6	
年月日	年 月 日 () 時 分から 年 月 日 () 時 分まで 準備 ☐ 無 ☐ 有	
使用品及び区分	準備 ☐ 無 ☐ 有 年 月 日 () 時 分から 時 分まで ☐ ホールスクリーン ☐ サスペンションライト ☐ ビデオデッキ ☐ 指揮台 ☐ フォーローピンスポット ☐ DVDプレーヤー ☐ 演台 ☐ 放送設備 ☐ カセットテープレコーダー ☐ 司会者台 ☐ ワイヤレスマイク (本) ☐ CD・MDプレーヤー ☐ ピアノ ☐ 展示ケース (台) ☐ プロジェクター 穂高交流学習センターのみ ☐ 平台 ☐ シーリングライト ☐ 携帯用拡声器 ☐ 音響反射板 ☐ ローアホリゾントライト ☐ イベント用テント ☐ 移動観覧席 ☐ アッパーホリゾントライト	
備考	年 月 日 () ☐ 午前9時～正午 ☐ 午後1時～午後5時 ☐ 午後6時～午後9時30分 ☐ 午前9時～午後9時30分 使用許可書の写しを添付してください。	

届出理由	1 変更	2 取消
	【理由】	
施設名	穂高交流学習センター ☐ 多目的交流ホール () ☐ 楽屋1 ☐ 楽屋2 ☐ 楽屋3 ☐ グループ研究室 ☐ 展示ギャラリー ☐ 交流広場	
施設名	豊科交流学習センター ☐ 多目的交流ホール () ☐ 学習室1 ☐ 学習室2 ☐ 学習室3 ☐ 学習室4 ☐ 学習室5 ☐ 学習室6	
年月日	年 月 日 () 時 分から 年 月 日 () 時 分まで 準備 ☐ 無 ☐ 有	
使用品及び区分	準備 ☐ 無 ☐ 有 年 月 日 () 時 分から 時 分まで ☐ ホールスクリーン ☐ サスペンションライト ☐ ビデオデッキ ☐ 指揮台 ☐ フォーローピンスポット ☐ DVDプレーヤー ☐ 演台 ☐ 放送設備 ☐ カセットテープレコーダー ☐ 司会者台 ☐ ワイヤレスマイク (本) ☐ CD・MDプレーヤー ☐ ピアノ ☐ 展示ケース (台) ☐ プロジェクター 穂高交流学習センターのみ ☐ 平台 ☐ シーリングライト ☐ 携帯用拡声器 ☐ 音響反射板 ☐ ローアホリゾントライト ☐ イベント用テント ☐ 移動観覧席 ☐ アッパーホリゾントライト	
備考	年 月 日 () ☐ 午前9時～正午 ☐ 午後1時～午後5時 ☐ 午後6時～午後9時30分 ☐ 午前9時～午後9時30分 使用許可書の写しを添付してください。	

議案第 6 号	教育部 図書館交流課
平成 28 年 7 月 26 日提出	(課長) 高嶋 俊明 (担当) 財津 達弥

タイトル	安曇野市明科学習館管理規則の一部改正について
決定を要する事項の内容	規則の一部改正に対する協議
要旨	1 改正内容 公共施設予約システム導入及び交流学习センター管理規則との規定統一を図るため、次の事項について改正するもの。 (1) 第3条第2項、第3項（使用の許可に関すること） (2) 第4条（使用料の納付に関すること） (3) 第5条（許可書の掲示に関すること） (4) 第6条（使用の変更又は取消しに関すること） (5) 第11条（公共施設予約システムを使用する場合の特例に関すること） (6) 様式第2号～第9号 2 施行時期 平成 29 年 4 月 1 日
説明	○ 使用に係る許可、変更又は取消しの規定の見直し 予約システム導入に伴い、インターネットを介した仮予約が可能となることで発生する、必要数以上の仮予約申請を防ぐため、ハーモニーホール等と併せて予約できる部屋を限定し、利用の平等性を確保する。使用に係る変更又は取消しの規定についても、申請期間を明確に定め、使用日直前の申請を制限し、利用の平等性を確保する。 ○ 交流学习センター管理規則との規定統一 明確な規定のなかった使用の許可に係る申請期間を交流学习センター管理規則と併せ、統一する。使用料の納付、許可書の提示についても交流学习センター管理規則と併せた規定を設ける。 ○ 予約システム使用時の特例 窓口受付時の利用者の待ち時間短縮、事務の効率化を図るため、予約システムを用いる申請等諸手続きについては、規則の規定にかかわらず行う特例を定める。

安曇野市明科学習館管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 年 月 日

安曇野市教育委員会

委員長 唐木 博夫

安曇野市教育委員会規則第 号

安曇野市明科学習館管理規則の一部を改正する規則

安曇野市明科学習館管理規則（平成18年安曇野市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項に規定する申請書の提出は、次に掲げる期間内に行うものとする。ただし、教育委員会が認めたときは、この限りでない。

(1) ハーモニーホール及び屋外ホール並びにこれらのものと併せて使用する場合は和室については、使用する日の属する月から起算して6月前の月の初日（その日が休館日に当たるときは、その翌日）から使用する日の前3日（その日が休館日に当たるときは、その翌日）まで

(2) 学習室、第1講義室、第2講義室、実習室又は和室については、使用する日の属する月の3月前の月の初日（その日が休館日に当たるときは、その翌日）から使用する日の前3日（その日が休館日に当たるときは、その翌日）まで

第4条を次のように改める。

（使用料の納付）

第4条 条例第10条に規定する使用料の納付は、安曇野市明科学習館使用料納入通知書兼領収書（様式第3号）によるものとする。

第9条を第12条とする。

第8条第1項中「様式第6号」を「様式第8号」に改め、同条第2項中「様式第7号」を「様式第9号」に改め、同条第3項中「第6条」を「第8条」に改め、同条を第10条とし、同条の次に次の1条を加える。

（公共施設予約システムを使用する場合の特例）

第11条 公共施設予約システム（公共施設等の使用関係の調整等管理運営に係る事務について電子情報処理組織を利用して処理する体系をいう。）を用いて行う使用許可の申請、許可その他の手続については、第3条第1項及び第3項、第4条、第6条並びに第10条第1項及び第2項の規定にかかわらず、教育委員会が別に定める。

第7条第2項中「様式第5号」を「様式第7号」に改め、同条を第9条とし、第6条第

1 項中「様式第 3 号」を「様式第 5 号」に改め、同条第 2 項中「様式第 4 号」を「様式第 6 号」に改め、同条を第 8 条とし、第 5 条を第 7 条とし、第 4 条の次に次の 2 条を加える。

（許可書の提示）

第 5 条 使用の許可を受けた者が安曇野市明科学習館を使用するときは、安曇野市明科学習館の受付へ第 3 条第 3 項の許可書を提示しなければならない。

（使用の変更又は取消し）

第 6 条 使用の許可を受けた者が使用の変更又は取消しをしようとするときは、使用する日の前 30 日までに教育委員会に安曇野市明科学習館使用変更・取消申請書（様式第 4 号）を提出し、許可を受けなければならない。ただし、教育委員会が認めたときは、当該申請に代えて口頭によることができる。

様式第 2 号中「安曇野市明科学習館使用許可証」を「安曇野市明科学習館使用許可書」に改める。

様式第 7 号中「（第 8 条関係）」を「（第 10 条関係）」に改め、同様式を様式第 9 号とする。

様式第 6 号中「（第 8 条関係）」を「（第 10 条関係）」に改め、同様式を様式第 8 号とする。

様式第 5 号中「（第 7 条関係）」を「（第 9 条関係）」に改め、同様式を様式第 7 号とする。

様式第 4 号中「（第 6 条関係）」を「（第 8 条関係）」に、「第 6 条第 2 項」を「第 7 条第 2 号」に改め、同様式を様式第 6 号とする。

様式第 3 号中「（第 6 条関係）」を「（第 8 条関係）」に、「安曇野市明科学習館規則第 6 条第 2 項」を「安曇野市明科学習館管理規則第 7 条第 2 号」に、「同条例施行規則第 6 条第 1 項」を「同規則第 8 条第 1 項」に改め、同様式を様式第 5 号とし、様式第 2 号の次に次の 2 様式を加える。

様式第3号（第4条関係）

（その1）

安曇野市明科学習館使用料納入通知書兼領収書

第 号

申請者	住所	
	氏名	様
	電話	()
使用日時	年 月 日から 午前 時 分から 午前 時 分まで 年 月 日まで 午後 時 分から 午後 時 分まで	
使用施設及び備品		
納入金額	円	
納入期限	年 月 日	
備考		
上記のとおり納入して下さい。 年 月 日 安曇野市長		収納済印

(その2)

安曇野市明科学習館使用料領収済通知書（控）

第 号

	申	住 所	
	請	氏 名	様
	者	電 話	()
使 用 日 時	年 月 日から 午前 時 分から 午前 時 分まで 年 月 日まで 午後 時 分から 午後 時 分まで		
使用施設及び備 品			
納 入 金 額	円		
納 入 期 限	年 月 日		
備 考			
上記のとおり領収しました。 年 月 日 安曇野市長		収 納 済 印	

様式第4号（第6条関係）

安曇野市明科学習館使用変更・取消申請書

年 月 日

（宛先） 安曇野市教育委員会

年 月 日付け 第 号により、
安曇野市明科学習館の使用許可を
受けましたが、次のとおり変更又は
取消しをしたいので申請します。

申 請 者	住 所	
	氏 名	⑩
	電 話	()
申 請 理 由	1 変更 2 取消	
	(理由)	
変 更 し た い 内 容	使 用 日 時	年 月 日から 午前 時 分から 午前 時 分まで 年 月 日まで 午後 時 分まで 午後
	使 用 目 的	
	使用施設及び備 品	
	使用予定人員	人
	使 用 責 任 者	住所 氏名 電話 ()
備 考	使用許可書の写しを添付してください。	

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の安曇野市教育委員会規則による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

(準備行為)

- 3 第11条の規定による公共施設予約システムを使用する場合の特例に関し必要な手続その他の行為は、この規則の施行前においてもすることができる。

○安曇野市明科学習館管理規則（平成18年安曇野市教育委員会規則第9号）

改正後	改正前
(使用の許可) 第3条 (略)	(使用の許可) 第3条 (略)
2 前項に規定する申請書の提出は、次に掲げる期間内に行うものとする。ただし、教育委員会が認めたときは、この限りでない。 (1) ハーモニーホール及び屋外ホール並びにこれらのものと併せて使用する場合の和室については、使用する日の属する月から起算して6月前の月の初日（その日が休館日に当たるときは、その翌日）から使用する日の前3日（その日が休館日に当たるときは、その翌日）まで (2) 学習室、第1講義室、第2講義室、実習室又は和室については、使用する日の属する月の3月前の月の初日（その日が休館日に当たるときは、その翌日）から使用する日の前3日（その日が休館日に当たるときは、その翌日）まで	2 教育委員会は、前項の申請に対し使用の許可をしたときは、安曇野市明科学習館使用許可書（様式第2号）を交付するものとする。
(使用料の納付) 第4条 条例第10条に規定する使用料の納付は、安曇野市明科学習館使用料納入通知書兼領収書（様式第3号）によるものとする。 (許可書の提示) 第5条 使用の許可を受けた者が安曇野市明科学習館を使用するときは、安曇野市明科学習館の受付へ第3条第3項の許可書を提示しなければならない。 (使用の変更又は取消し) 第6条 使用の許可を受けた者が使用の変更又は取消しをしようとするときは、使用する日の前30日までに教育委員会に安曇野市明科学習館使用変更・取消申請書（様式第4号）を提出し、許可を受けなければならない。ただし、教育委	(使用の取消し) 第4条 前条第2項の許可を受けた者が、使用を取り止める場合は、速やかに教育委員会に届け出なければならない。

改正後	改正前
員会が認めたときは、当該申請に代えて口頭によることができる。 (使用料の減免) 第7条 (略) (団体の認定) 第8条 前条第2号に規定する教育委員会の認定を受けようとする団体は、安曇野市明科学習館登録団体認定申請書(様式第5号)を、認定を受けようとする年度の前年度の2月末日までに教育委員会に提出しなければならない。ただし、特別な事情がある場合は、追加の申請を認めるものとする。	(使用料の減免) 第5条 (略) (団体の認定) 第6条 前条第2号に規定する教育委員会の認定を受けようとする団体は、安曇野市明科学習館登録団体認定申請書(様式第3号)を、認定を受けようとする年度の前年度の2月末日までに教育委員会に提出しなければならない。ただし、特別な事情がある場合は、追加の申請を認めるものとする。
2 教育委員会は、前項の規定により提出された申請書を審査して適当であると認めたときは、その認定の内容及びこれに付した条件(以下「認定の条件」という。)を記載した安曇野市明科学習館登録団体認定書(様式第6号)を当該申請者に交付するものとする。 3 (略) (認定の取消し) 第9条 (略)	2 教育委員会は、前項の規定により提出された申請書を審査して適当であると認めたときは、その認定の内容及びこれに付した条件(以下「認定の条件」という。)を記載した安曇野市明科学習館登録団体認定書(様式第4号)を当該申請者に交付するものとする。 3 (略) (認定の取消し) 第7条 (略)
2 教育委員会は、前項の規定により認定を取り消したときは、安曇野市明科学習館登録団体認定取消書(様式第7号)を交付するものとする。 (使用料の減免申請) 第10条 条例第11条の規定により使用料の減免を受けようとするものは、安曇野市明科学習館使用料減免申請書(様式第8号)を提出し、市長の許可を受けなければならない。 2 市長は、前項の規定により提出された申請書を審査し、これを認めたときは、安曇野市明科学習館使用料減免許可書(様式第9号)を申請者に交付するものとする。	2 教育委員会は、前項の規定により認定を取り消したときは、安曇野市明科学習館登録団体認定取消書(様式第5号)を交付するものとする。 (使用料の減免申請) 第8条 条例第11条の規定により使用料の減免を受けようとするものは、安曇野市明科学習館使用料減免申請書(様式第6号)を提出し、市長の許可を受けなければならない。 2 市長は、前項の規定により提出された申請書を審査し、これを認めたときは、安曇野市明科学習館使用料減免許可書(様式第7号)を申請者に交付するものとする。

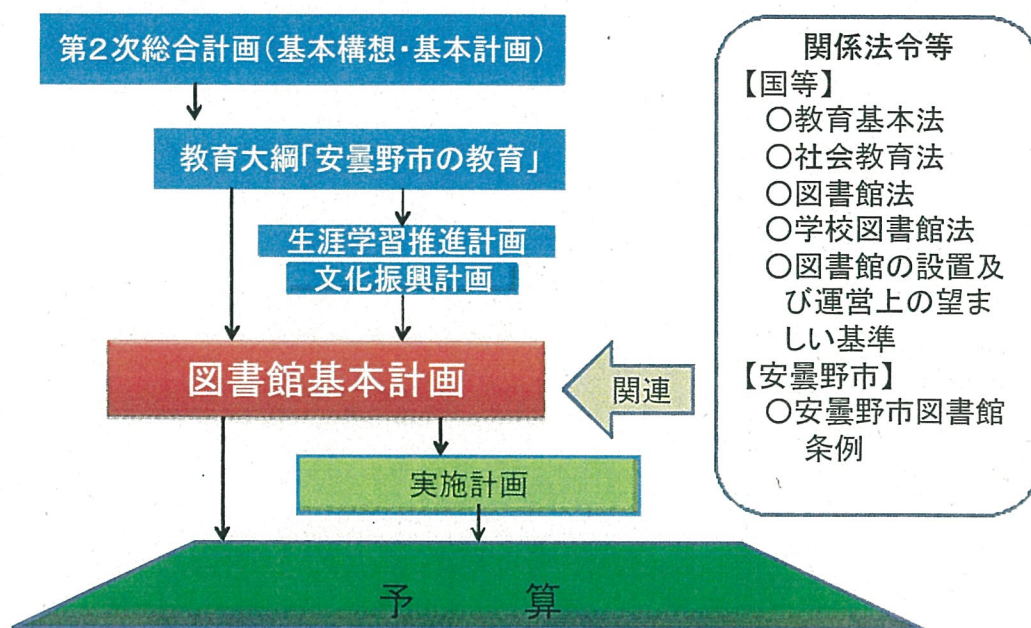
改正後	改正前
3 第8条の認定を受けた団体は、前2項の規定による申請及び許可があつたものとみなす。 (公共施設予約システムを使用する場合の特例) 第11条 公共施設予約システム(公共施設等の使用関係の調整等管理運営に係る事務について電子情報処理組織を利用して処理する体系をいう。)を用いて行う使用許可の申請、許可その他の手続については、第3条第1項及び第3項、第4条、第6条並びに第10条第1項及び第2項の規定にかかわらず、教育委員会が別に定める。	3 第6条の認定を受けた団体は、前2項の規定による申請及び許可があつたものとみなす。
(補則) 第12条 (略) 様式第2号(第3条関係) 安曇野市明科学習館使用許可書 (略)	(補則) 第9条 (略) 様式第2号(第3条関係) 安曇野市明科学習館使用許可証 (略)
新たに追加される様式第3号(その1、その2)、第4号は、改め文を参照してください。	
様式第5号(第8条関係) 安曇野市明科学習館登録団体認定申請書 (略) 安曇野市明科学習館管理規則第7条第2号に定める団体の認定を受けたいので、同規則第8条第1項の規定により申請します。	様式第3号(第6条関係) 安曇野市明科学習館登録団体認定申請書 (略) 安曇野市明科学習館規則第6条第2項に定める団体の認定を受けたいので、同条例施行規則第6条第1項の規定により申請します。

改正後	改正前
様式第6号（第8条関係） （略） 安曇野市明科学習館管理規則第7条第2号に定める団体として認定します。	様式第4号（第6条関係） （略） 安曇野市明科学習館管理規則第6条第2項に定める団体として認定します。
様式第7号（第9条関係） 様式第8号（第10条関係） 様式第9号（第10条関係）	様式第5号（第7条関係） 様式第6号（第8条関係） 様式第7号（第8条関係）

議案第7号	教育部 図書館交流課
平成28年7月26日提出	(課長) 高嶋 俊明 (担当係長) 細田 昌伸

タイトル	第2次図書館基本計画の策定について
決定を要する事項の内容	計画を策定することについての協議
要旨	平成21年9月に策定した図書館基本計画が平成29年度で終了します。つきましては、次の理由により、平成29年度にかけて、第2次計画を策定したいものです。 (1) 平成29年度の三郷交流学習センターの開館により、本市の図書館5館の施設整備が終了する見込みであることから、施設整備後の本市の目指す図書館像とその実現のための今後の取り組みを示す必要があること。 (2) 図書館法第7条の2の規定による「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」が、図書館に対するニーズや地域課題の複雑化・多様化、図書館の運営環境の変化に対応するため改正されたこと。
説明	1 経過等 H20. 6 図書館法（昭和25年法律第118号）の改正 H21. 9 現計画（～平成29年度）の策定 H21. 9. 12 穂高交流学習センター「みらい」開館 H23. 2. 11 豊科交流学習センター「きぼう」開館 H24. 12. 19 図書館の設置及び運営上の望ましい基準（文部科学省告示第172号）の改正 H28. 4. 1 堀金図書館が堀金複合施設2階へ移設開館 2 策定の基本的な方向 (1) 本市の図書館を取り巻く課題解決を目指し、市民の意見を反映しながら、図書館に関わる職員、図書館関係者等で検討し、策定していきます。 (2) 図書館の設置及び運営上の望ましい基準に基づく図書館の事業実施等に関する基本的な運営の方針として策定します。 3 計画の位置づけ、期間、策定体制、スケジュール等 別添

図書館基本計画の位置づけ



1

計画の期間

第2次図書館基本計画

実行開始

平成30年度

中間見直し

平成34年度

目標

平成39年度

(参考)総合計画

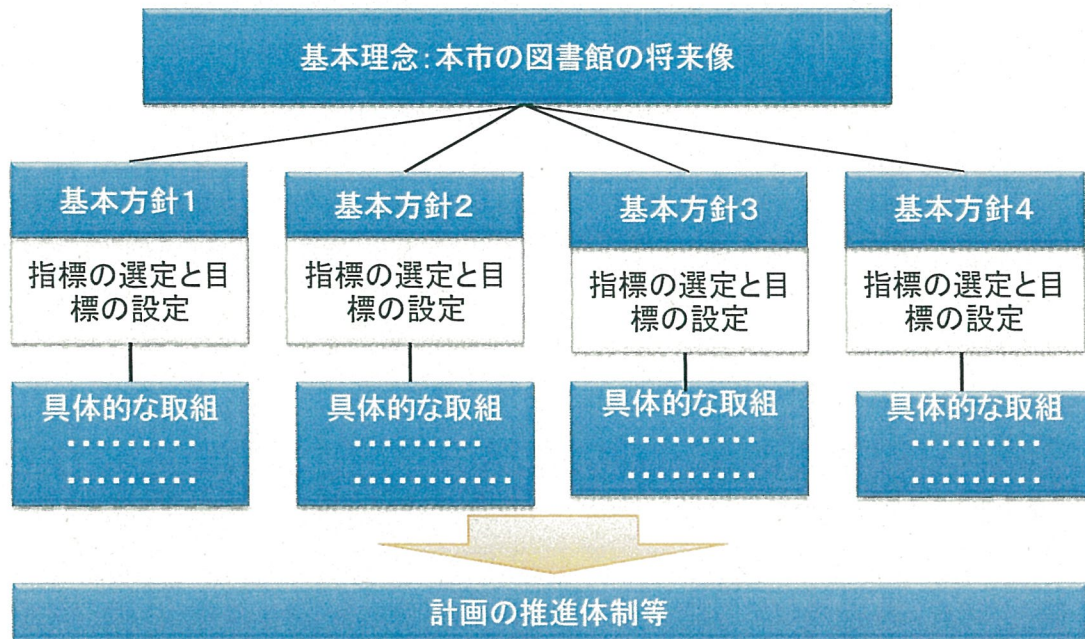
基本構想(平成30年度～平成39年度)

前期基本計画(平成30年度～34年度)

後期基本計画(平成35年度～39年度)

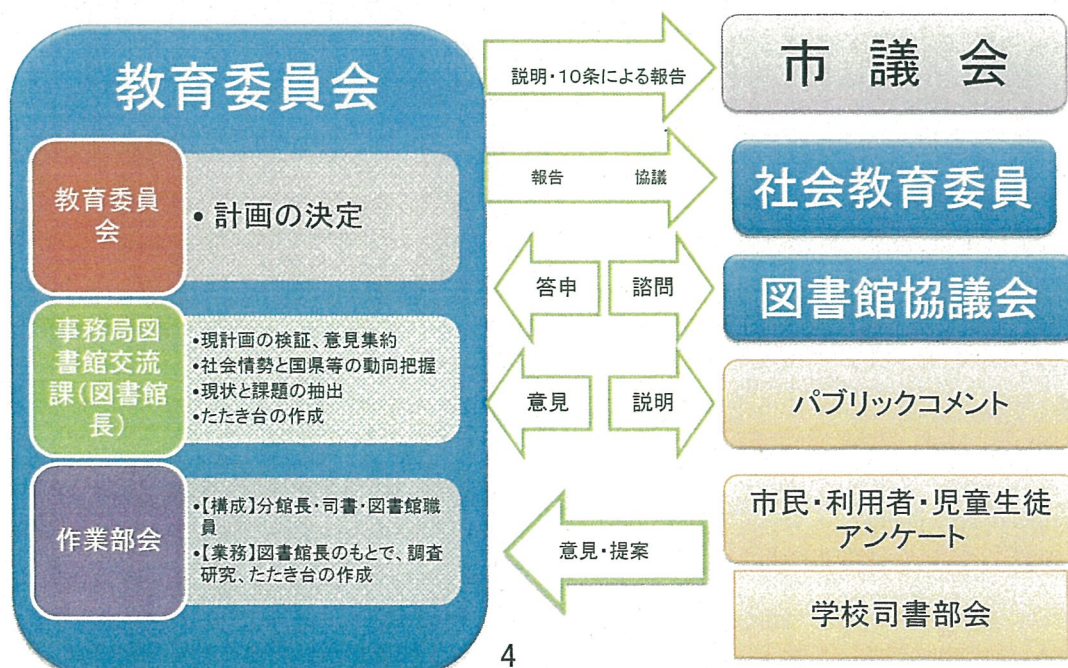
2

計画の構成等(イメージ)



3

策定の体制等



4

策定のスケジュール

年度	平成28年度												平成29年度												備考	
	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2		3
項目	計画策定の全体スケジュール																									
図書館協議会																										
委員会等																										
教育委員会																										
庁内等																										
庁内会議																										
議会																										
パブリックコメント																										
(参考)第2次総合計画																										

議案第 8 号	教育部
平成 28 年 7 月 26 日提出	(課長) 古幡 彰 (担当係長) 平林 洋一

タイトル	総合教育会議について
決定を要する事項の内容	総合教育会議への対応
要旨	8 月 8 日 (月) に行う総合教育会議での協議内容について、教育委員会としての対応について検討するもの。
説明	【第 1 回総合教育会議】 1 開催日:平成 28 年 8 月 8 日 (月) 午前 10 時～正午 2 場 所:安曇野市役所 3 階 301 会議室 3 議 題 (1) 健康でたくましい安曇野の子どもを育てるために (2) その他 4 提出資料 (1) 平成 27 年度市内児童生徒の健康状況及び発育状況等 (2) フッ化物洗口の実施校・未実施校における虫歯率の比較 (3) 市内児童生徒の体力テストの結果及び体力向上に向けた改善策の取組み (4) 学校登山における事故の状況及び松本市・塩尻市・大町市の学校登山実施状況について (5) 部活動への加入率 (6) 学校における児童生徒のけが等の状況 (7) 学校への児童生徒の保護者の車による送迎の状況 (8) その他

安曇野市総合教育会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4第9項の規定により、安曇野市総合教育会議（以下「会議」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

(招集)

第2条 市長は、法第1条の4第3項の規定により会議を招集しようとするときは、あらかじめ会議の日時、場所及び協議又は調整すべき事項を教育委員会に通知しなければならない。

2 市長は、前項の規定による通知を行ったときは、遅滞なく当該通知に係る事項を公表するものとする。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りでない。

(会議)

第3条 会議の議事進行は、市長が行う。

(会議の非公開)

第4条 法第1条の4第6項ただし書の規定により会議を公開しないこととした場合は、その旨を公表するものとする。

(議事録)

第5条 市長は、法第1条の4第7項に規定する議事録を作成し、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 開会及び閉会に関する事項
- (2) 出席者（傍聴人を除く。）の氏名
- (3) 協議又は調整に係る事項及びこれに関する出席者の発言
- (4) その他市長が必要と認めた事項

2 市長は、議事録を作成したときは、遅滞なくこれを公表するものとする。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、教育委員会教育部学校教育課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、市長が会議に諮って定める。

附 則

この告示は、平成27年6月19日から施行する。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抄）

第一章 総則

（この法律の趣旨）

第一条 この法律は、教育委員会の設置、学校その他の教育機関の職員の身分取扱その他地方公共団体における教育行政の組織及び運営の基本を定めることを目的とする。

（基本理念）

第一条の二 地方公共団体における教育行政は、教育基本法（平成十八年法律第百二十号）の趣旨にのっとり、教育の機会均等、教育水準の維持向上及び地域の実情に応じた教育の振興が図られるよう、国との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない。

（大綱の策定等）

第一条の三 地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の総合教育会議において協議するものとする。

3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 第一項の規定は、地方公共団体の長に対し、第二十一条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

（総合教育会議）

第一条の四 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。

一 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策

二 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

2 総合教育会議は、次に掲げる者をもつて構成する。

一 地方公共団体の長

二 教育委員会

3 総合教育会議は、地方公共団体の長が招集する。

4 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、地方公共団体の長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。

5 総合教育会議は、第一項の協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

6 総合教育会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は

会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

7 地方公共団体の長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、総合教育会議の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。

8 総合教育会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

9 前各項に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。

(略)

議案第9号	教育部 各課
平成28年7月26日提出	

タイトル	共催・後援依頼について
決定を要する事項の内容	教育委員会の共催・後援依頼についての協議
要旨	学校教育課 共催 1 件 生涯学習課 共催 1 件・後援 2 件 文化課 共催 1 件・後援 1 件 (詳細 別紙)
○安曇野市教育委員会の共催及び後援等に関する取扱基準【抜粋】 (定義) 第2条 この基準における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。 (1) 行事 講演会、演奏会、展覧会等の集会、体育大会等の催し物をいう。 (2) 共催 行事の企画又は運営に参加し、共同主催者としての責任の一部を負担することをいう。 (3) 後援 行事の趣旨に賛同し、名義の使用を承認することをいい、責任の負担はしないことをいう。 (審査基準) 第3条 教育委員会は、次の各号に掲げるいずれかの団体が主催する行事は、共催又は後援するものとする。 (1) 国又は地方公共団体 (2) 学校又は学校の連合体 2 教育委員会は、前項の団体以外が主催する場合は、次に掲げる事項を満たすことが明らかに確認できるものに限り、共催又は後援をするものとする。 (1) 行事の内容が教育、学術、文化及びスポーツの普及向上に寄与するものであること。 (2) 公益性のあるもので営利を目的としないものであること。 (3) 政治活動又は宗教活動と認められないものであること。 (4) 参加者等の参集予定範囲が市内全域又はそれ以上であること。 (5) 入場料、参加料、出品料等の経費を主催者が徴収するものについては、その経費の算出等について配慮がなされており、営利事業的なものでないこと。 (6) 団体内の親睦等が主たる目的ではないこと。 (教育長の専決範囲) 第4条 後援の承認について、教育長が専決できる行事は次に掲げるとおりとする。 (1) 前条第1項に規定する行事 (2) 過去に教育委員会が承認した行事(団体又は行事が、前条第2項の規定を満たしているか判断し難いものは除く。)	

教育部学校教育課 共催・後援台帳(平成28年度7月定例会協議事項)

No.	受付日	所管	件名	申請者	主催者	種別	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	H27	H26	H25	所管課意見
11	H28.7.13	学校教育課	第38回北信越中学校総合競技大会バレーボール競技	長野県中学校体育連盟 登内 俊秀	北信越中学校体育連盟 (主管:長野県中学校体育連盟)	共催	中学生のスポーツ活動に 対して支援して いただきたい	7月13日	平成29年8月2 日~4日	穂高総合体育館 堀金総合体育館 穂高東中学校体育館 堀金中学校体育館	北信越中学校生徒の健全な心身の育成、体力の増強および体育・スポーツ活動の振興を図り、中学教育の充実と発展に寄与することを目的とする。	バレーボール 各県男女各3チーム、開催 県男女各4チーム 参加料として出場生徒1人 1,500円	○	○	○	基準第3条第 1項により可

教育部生涯學習課

No.	受付日	所管	件名	申請者	主催者	種別	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	H27	H26	H25	所管課意見
1018	H28.6.15	スポーツ推進担当	第5回全国ソフトバレー・スボレクフェスティバル県予選会兼第1回ソフトバレー・フリースタイル県予選会兼平成28年度ソフトバレー・北信越ファミリースキッズ&一般フェスティバル県予選会	長野県ソフトバレーボール連盟 会長 三澤 三寛 会務 岩間 雅彦	公益財団法人日本バレーボール協会 日本ソフトバレーボール連盟	後援	安曇野市にて開催される大会のため。	6月14日	平成28年8月21日(日)	穂高総合体育館、穂高中学校体育館	生涯スポーツの一環として、幅広い年齢層の人たちとともにバレーボールを楽しむ機会を提供することによって、地域社会の親善や健康・体力の向上を図り、バレーボールの普及・振興に寄与することを目的とする。	競技種目: スボレクの部、フリースターの部、ファミリースの部の部、ブラチナの部、メンズの部 競技方法: 予選グループ戦の後、決勝トーナメント戦又は決勝グループ戦とする。 参加料: 1チーム4,000円(ファミリースの部は2,000円)	—	—	—	基準第3条第2項により可
1019	H28.6.24	スポーツ推進担当	第11回安曇野明科親睦ゴルフ大会	明科親睦ゴルフ大会実行委員会 会長 実 幸男 実行委員長 宮園 幸男	明科親睦ゴルフ大会実行委員会	共催	「安曇野市教育委員会」の共催名義使用。	6月24日	平成28年9月7日(水)	穂高カンパリークラブ	本大会を通じて、市民の健康保持と体力向上を目指すとともに、市民相互の親睦・交流及び連帯意識の高揚と、社会体育の振興をもはかることを目的とする。	競技方法: 18ホールズ、ストロークプレー(新ペリア方式) プレー料金: 10,500円 参加料: 2,000円 定員: 50組(200名)	○	○	○	基準第3条第2項により可
1020	H28.7.1	スポーツ推進担当	2016-17シーズン 信州ブレイブウォリアーズバスケットボールリーグアンダー20選手権大会	(株)信州スポーツズピリット 片貝 雅彦	信州ブレイブウォリアーズ	後援	安曇野市内の青少年の健全育成を目的としているため。	6月24日	平成28年8月27日(土)	穂高総合体育館	プロバスケットボールによる試合の開催。青少年の健全育成を目的としたエキシビジョンゲームの開催など。	席数: 1,400席 前売チケット: ブラチナシート7,500円、コートサイドシート1列目6,500円、2列目3,500円、1F自由席大人2,000円、こども1,000円、2F自由席大人1,000円、こども800円(当日チケットは各種前売価格+500円)	—	—	—	基準第3条第2項により可

教育部文化課 共催・後援台帳(平成28年度7月定例会協議事項)

No.	受付日	所管	件名	申請者	主催者	種別	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	H27	H26	H25	所管課意見
37	H28.7.6	文化	金剛山歌劇団中南信地区公演 金剛山歌劇団中南信地区公演 演劇員会	河舜昊	金剛山歌劇団 中南信地区公演 演劇員会	後援	広範な日本の皆様に参観してもらうため。	7月5日	9月22日(木・祝)	キッセイ文化ホール	朝・日報善をより深めるため。	朝鮮の歌と踊りのアンサンブル。 ・団員約60名、入場予定者1000名。 ・入場料無料 他の後援申請先:松本市、塩尻市、安曇野市等各市町村、報道各社 H18・H19・H20後援承認あり、H21・H22・H23・H24は不承認。	×	×	×	昨今の国際情勢を鑑み不承認
40	H28.7.14	文化	安曇野市美術館 博物館連携事業 (ミュージアム・ギャラリー・アート・リレー2016、外国語・シンポジウム・制作、出前展覧会、学芸員研修会、学校ミュージアム)	安曇野市美術館 博物館連携事業 実行委員長 宮下 克彦	安曇野市美術館 博物館連携事業 実行委員会	共催	事業の開催により、広く一般の方々に文化・芸術に接する機会を提供すること、市民全体の文化意識の向上が期待できます。	7月14日	平成28年 4月1日(金) ～ 平成28年 3月17日(金)	実行委員会 に参加する 市内施設	安曇野市内には公立・私立を含めた美術館・博物館が20館以上あり、地の歴史・文化・芸術等に触れる多くの場を提供しています。 本事業では、市内に点在する美術館・博物館が連携し事業を行うことで、地域文化振興の核としての役割を果たすこと、また安曇野市としての一体感の醸成に寄与することを目的として、文化庁の「地域の核となる美術館・歴史博物館支援事業」補助金により事業を展開します。	①ミュージアムギャラリー・アート・リレー2016 ・期日:平成28年10月～11月(約2週間程度) ・場所:実行委員会加盟各施設 ・対象:一般来館者 ②学芸員研修会事業 ・期日:平成28年11月頃(1日間) ・場所:未定 ・対象:市内及び近隣市町村の美術館・博物館等職員 ③出前展覧会事業 ・期日:平成29年1月頃(1日間) ・場所:未定 ・対象:一般利用者 ④外国語ハンフレット事業 ・期日:平成28年6月～12月頃 ・対象:外国人来館者 ⑤「あつみの学校ミュージアム」事業 ・期日:平成29年1月頃(小学校1日間、中学校1日間) ・場所:穂高西小学校、豊科北小学校 ・対象:各校児童・生徒	○	○	—	取扱基準第3条第2項により可

【教育委員会定例会提出資料】

議案第 10 号	教育部 生涯学習課
平成 28 年 7 月 26 日提出	(課長) 蓮井 昭夫 (担当) 藤森 智

タイトル	安曇野市明科公民館長の選考について
決定を要する事項の内容	選考方法の承認
要旨	安曇野市明科公民館長の任期が平成 28 年 10 月 31 日をもって満了するため、別案:安曇野市明科公民館の館長公募要領により、その候補者を選考するもの。
説明	○公募の基準 (1) 教育全般、生涯学習、公民館の振興と改革に情熱と識見をもって取り組める者 (2) 公民館活動の経験がある者 (3) 安曇野市内に居住している者 (4) 普通自動車免許を有している者 (5) パソコン（基本操作・ワード・エクセルなど）ができる者 (6) 次の事項に該当している者は応募できない。 ア 破産者で復権していない者 イ 禁錮以上の刑に処せられた者 ウ 税金等を滞納している者 ○応募期間 平成 28 年 9 月 7 日(水)～平成 28 年 9 月 29 日(木) ○選考方法 第 1 次選考 履歴書、職務経歴書、課題論文による書類選考。 第 2 次選考 個別面接による選考。 ○選考委員会 安曇野市公民館長選考委員会設置要綱による。 ○任期 平成28年11月 1 日から平成30年 3 月31日 選考者を、教育委員会 10 月定例会に協議案件として提出。 社会教育法抜粋 第28条 市町村の設置する公民館の館長、主事その他必要な職員は、当該市町村の教育委員会が任命する。

安曇野市明科公民館の館長公募要領

目 的

公民館は、生涯学習や社会教育の施設として、広く利用され、市民の学習振興に大きな役割を果たしている。

そこで、安曇野市が目指す「安曇野市公民館の理念」を達成するため、地域活動に意欲のある者に公民館活動を実践していただく機会として、明科公民館長の公募を実施する。

1 公募の基準

- (1) 教育全般、生涯学習、公民館の振興と改革に情熱と識見をもって取り組める者
- (2) 公民館活動の経験がある者
- (3) 安曇野市内に居住している者
- (4) 普通自動車免許を有している者
- (5) パソコン（基本操作・ワード・エクセルなど）ができる者
- (6) 次の事項に該当している者は応募できない。
 - ア 破産者で復権していない者
 - イ 禁錮以上の刑に処せられた者
 - ウ 税金等を滞納している者

2 応募期間 平成 28 年 9 月 7 日（水）～平成 28 年 9 月 29 日（木）（必着）

3 募集人数 1 人

4 応募方法

- (1) 履歴書
 - (2) 職務経歴書（A 4 用紙使用、様式、枚数自由。公民館活動経歴を記入、職務経歴のない者は、ボランティア歴など）
 - (3) 課題論文「『安曇野市公民館の理念』を達成するために、これからの時代に求められる公民館活動」（2,000 字程度）。A 4 用紙を使用する。
 - (4) 他薦の場合は推薦書（A4 版 1 枚、様式自由、推薦者氏名、推薦者と応募者の関係、推薦理由を記したもの）
- ※（3）は、手書きではなく、ワード、エクセルなどで作成のこと。

上記書類を封筒に入れ提出する。

提出先 安曇野市教育委員会生涯学習課

〒399-8281 安曇野市豊科 6000 番地

5 選考方法

- 第 1 次選考 履歴書、職務経歴書、課題論文による書類選考。（選考結果は、10 月上旬に応募者全員に通知。この際、該当者には第 2 次選考についての通知文を同封）
- 第 2 次選考 10 月中旬に個別面接による選考。（選考結果は 10 月下旬に、面接を受けた者全員に通知）

6 選考基準

公民館活動や社会教育についての今までの活動実績や意欲を重視し、論文、面接に基づき選考委員会により選考する。

7 選考委員会

次に掲げる者に教育委員会の委嘱又は任命で組織する（安曇野市公民館長選考委員会設置要綱）。

- (1) 地域区長会会長
- (2) 地域区長会副会長
- (3) 安曇野市教育委員会委員
- (4) 教育部長
- (5) 生涯学習課長

8 採用年月日 平成 28 年 11 月 1 日

9 処遇

- (1) 身分／非常勤特別職員
- (2) 雇用期間／平成 28 年 11 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日
- (3) 報酬月額／206,500 円（健康保険、雇用保険及びその他諸手当なし）
- (4) 勤務の概要／一般職員に準ずる
- (5) 勤務場所／各公民館
- (6) その他／勤務日は、原則月曜日から金曜日。
勤務時間は、8:30～17:15
なお、行事等で変則勤務になることがある。

10 その他

広報あづみの 9 月お知らせ版（234 号）（平成 28 年 9 月 7 日発行）に掲載

11 問い合わせ

安曇野市教育委員会教育部生涯学習課

電話 0263-71-2466 FAX 0263-71-2338

電子メール shogaigakushu@city.azumino.nagano.jp

安曇野市明科公民館長の公募 スケジュール（案）

任期 平成 28 年 11 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日

期日	内容	場所	備考
7 月 26 日（火）	定例教育委員会	会議室 301	
8 月 4 日（木）	広報あづみの原稿締切	—	9 月お知らせ版（234 号）
9 月 7 日（水）	広報あづみの発行	—	9 月お知らせ版（234 号）
9 月 7 日（水） ～29 日（木）	募集期間	生涯学習課	
10 月 3 日（月）	選考委員会（書類選考）	会議室 301	選考委員の委嘱・任命
10 月 4 日（火）	第 1 次選考結果通知	—	
10 月 12 日（水）	個別面接	会議室 301	
10 月 日（ ）	教育委員会 10 月定例会	会議室 301	任命について協議
10 月 日（ ）	結果通知	—	
10 月 日（ ）	新館長への説明	—	服務など手続きの説明
11 月 1 日（火）	辞令交付式	—	

安曇野市明科公民館長選考委員

委員	高橋 公位	地域区長会会長	委嘱
委員	塩原 昭一	地域区長会副会長	委嘱
委員	横内 理恵子	教育委員	任命
委員長	橋渡 勝也	教育長	任命
副委員長	山田 幸久	教育部長	任命
委員	蓮井 昭夫	生涯学習課長	任命

○安曇野市公民館長選考委員会設置要綱

平成21年10月27日教育委員会告示第20号

改正

平成26年3月26日教委告示第11号

平成27年4月24日教委告示第13号

安曇野市公民館長選考委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、安曇野市公民館の館長を公募し選考することについて、厳正かつ公平を期するため、安曇野市公民館長選考委員会（以下「委員会」という。）を設置することについて必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 選考の実施及び選考結果の判定に関すること。
- (2) その他選考に関し必要なこと。

(組織)

第3条 委員会は、市内5地域に必要なに応じ設置し、委員は、それぞれ6人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、安曇野市教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 地域区長会会長
- (2) 地域区長会副会長
- (3) 安曇野市教育委員会委員
- (4) 教育部長
- (5) 生涯学習課長

3 委員の任期は、委嘱又は任命された日から選考が終了した日までとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は安曇野市教育長を、副委員長は教育部長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を代表し、事務を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長が必要があると認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、安曇野市教育委員会教育部生涯学習課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、平成21年11月25日から施行する。

附 則（平成26年3月26日教委告示第11号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年4月24日教委告示第13号）

この告示は、公布の日から施行する。

報告第 1 号	教育部 学校教育課
平成 28 年 7 月 26 日提出	(課長) 古幡 章 (センター長) 曾根原 正之 (担当) 宮澤 慎二
タイトル	平成 27 年度学校給食費会計監査報告について
報告を要する事項の内容	平成 27 年度学校給食会計の監査報告
要旨	平成 27 年度学校給食費会計の監査結果について報告するものです。
説明	7 月 13 日に、平成 27 年度学校給食費会計についての監査を実施しました。 今年度から、外部機関(会計事務所)より、資料作成補助と監査実施時に助言を受けることにより、監査時の監事の負担軽減を図りました。 監査結果については帳票等が整備されているとの講評を受けました。 事業費としては、4 センター合計で 5 億 3 千万円余の予算執行となりました。

平成 27 年 度

安曇野市学校給食費会計決算書

北部学校給食センター
堀金学校給食センター
中部学校給食センター
南部学校給食センター

平成 28 年 7 月

学 校 教 育 課

平成27年度 安曇野市学校給食費会計決算総括表

歳入合計額 535,036,464 円

歳出合計額 531,955,570 円

差引残額 3,080,894 円

【歳 入】

(単位：円)

		北部学校給食 センター	堀金学校給食 センター	中部学校給食 センター	南部学校給食 センター	合 計
給食費	現年度	183,042,695	63,227,888	142,448,972	143,375,076	532,094,631
	過年度	223,780	46,100	264,393	166,760	701,033
雑収入		4,307	1,891	4,237	3,559	13,994
繰越金		453,920	686,843	981,651	104,392	2,226,806
歳入合計		183,724,702	63,962,722	143,699,253	143,649,787	535,036,464

【歳 出】

(単位：円)

		北部学校給食 センター	堀金学校給食 センター	中部学校給食 センター	南部学校給食 センター	合 計
主食費	米飯	11,915,521	4,285,199	8,346,828	7,888,428	32,435,976
	パン	5,592,544	1,521,579	4,272,019	3,873,535	15,259,677
	麺	4,060,097	1,164,201	3,092,504	3,409,481	11,726,283
	牛乳	33,258,717	10,825,929	25,157,011	25,734,869	94,976,526
副食費		122,984,976	44,214,799	97,895,328	98,403,913	363,499,016
還付金		5,272,148	1,291,175	3,554,666	3,940,103	14,058,092
手数料		0	0	0	0	0
歳出合計		183,084,003	63,302,882	142,318,356	143,250,329	531,955,570

平成27年度 安曇野市北部学校給食センター給食費会計歳入歳出決算書

歳入決算額 183,724,702 円
 歳出決算額 183,084,003 円
 差引残額 640,699 円

1 歳入

(単位：円)

科 目			予算額	調定額	収入済額	収入未済額	予算との比較	備考
款	項	目						
1 給食費			186,674,000	184,280,775	183,266,475	1,014,300	△ 3,407,525	(収入済額)
	1 給食費		186,674,000	184,280,775	183,266,475	1,014,300	△ 3,407,525	
		1 給食費	186,673,000	183,748,623	183,042,695	705,928	△ 3,630,305	
								穂高東中学校 33,881,048
								穂高西中学校 35,346,724
								穂高南小学校 34,527,798
								穂高北小学校 43,809,925
								穂高西小学校 27,614,121
								穂高幼稚園 6,390,304
								給食センター 1,472,775
		2 滞納分	1,000	532,152	223,780	308,372	222,780	滞納繰越分
2 雑収入			1,000	4,307	4,307	0	3,307	預金利子
	1 雑収入	1 雑収入	1,000	4,307	4,307	0	3,307	
3 繰越金			1,000	453,920	453,920	0	452,920	前年度繰越金
	1 繰越金	1 繰越金	1,000	453,920	453,920	0	452,920	
歳入合計			186,676,000	184,739,002	183,724,702	1,014,300	△ 2,951,298	

2 歳 出

(単位：円)

科 目			予算額	支出済額	不用額	備 考
款	項	目				
1 事業費			186,676,000	183,084,003	3,591,997	
	1 主食費		55,731,000	54,826,879	904,121	
		1 米飯等購入費	12,351,000	11,915,521	435,479	
		2 パン製品購入費	4,320,000	5,592,544	△ 1,272,544	
		3 麺購入費	4,618,000	4,060,097	557,903	
		4 牛乳購入費	34,442,000	33,258,717	1,183,283	
	2 副食費	1 副食材料購入費	126,389,000	122,984,976	3,404,024	
	3 還付金	1 還付金	4,556,000	5,272,148	△ 716,148	
	歳 出 合 計		186,676,000	183,084,003	3,591,997	

平成27年度 安曇野市堀金学校給食センター給食費会計歳入歳出決算書

歳入決算額 63,962,722 円
 歳出決算額 63,302,882 円
 差引残額 659,840 円

1 歳 入

(単位：円)

款	項	目	予算額	調定額	収入済額	収入未済額	予算との比較	備 考
1 給食費			60,526,000	63,570,940	63,273,988	296,952	2,747,988	
	1 給食費		60,526,000	63,570,940	63,273,988	296,952	2,747,988	(収入済額)
		1 給食費	60,525,000	63,301,688	63,227,888	73,800	2,702,888	堀金小学校 37,329,896 堀金中学校 24,744,135 給食センター 1,153,857
		2 滞納分	1,000	269,252	46,100	223,152	45,100	滞納繰越分
2 雑収入			1,000	1,891	1,891	0	891	
	1 雑収入	1 雑収入	1,000	1,891	1,891	0	891	預金利子
3 繰越金			1,000	686,843	686,843	0	685,843	
	1 繰越金	1 繰越金	1,000	686,843	686,843	0	685,843	前年度繰越金
歳 入 合 計			60,528,000	64,259,674	63,962,722	296,952	3,434,722	

2 歳 出

(単位：円)

科 目			予算額	支出済額	不用額	備 考
款	項	目				
1 事業費			60,528,000	63,302,882	△ 2,774,882	
	1 主食費		17,977,000	17,796,908	180,092	
		1 米飯等購入費	3,758,000	4,285,199	△ 527,199	
		2 パン製品購入費	1,825,000	1,521,579	303,421	
		3 麺購入費	1,428,000	1,164,201	263,799	
		4 牛乳購入費	10,966,000	10,825,929	140,071	
	2 副食費	1 副食材料購入費	41,451,000	44,214,799	△ 2,763,799	
	3 還付金	1 還付金	1,100,000	1,291,175	△ 191,175	
歳 出 合 計			60,528,000	63,302,882	△ 2,774,882	

平成27年度 安曇野市中部学校給食センター給食費会計歳入歳出決算書

歳入決算額 143,699,253 円
 歳出決算額 142,318,356 円
 差引残額 1,380,897 円

1 歳 入

(単位:円)

科 目			予算額	調定額	収入済額	収入未済額	予算との比較	備 考
款	項	目						
1 給食費			143,988,000	144,232,577	142,713,365	1,519,212	△ 1,274,635	(収入済額) 豊科北小学校 32,351,002 豊科東小学校 12,321,492 明南小学校 17,264,422 明北小学校 7,618,551 豊科南中学校 23,763,063 豊科北中学校 31,414,923 明科中学校 15,899,340 給食センター 1,816,179
	1 給食費		143,988,000	144,232,577	142,713,365	1,519,212	△ 1,274,635	
		1 給食費	143,987,000	142,797,779	142,448,972	348,807	△ 1,538,028	
		2 滞納分	1,000	1,434,798	264,393	1,170,405	263,393	滞納繰越分
2 雑収入			1,000	4,237	4,237	0	3,237	預金利子
	1 雑収入	1 雑収入	1,000	4,237	4,237	0	3,237	
3 繰越金			1,000	981,651	981,651	0	980,651	前年度繰越金
	1 繰越金	1 繰越金	1,000	981,651	981,651	0	980,651	
歳 入 合 計			143,990,000	145,104,320	143,699,253	1,519,212	△ 290,747	

2 歳 出

(単位：円)

科 目			予算額	支出済額	不用額	備 考
款	項	目				
1 事業費			143,990,000	142,318,356	1,671,644	
	1 主食費		42,445,000	40,868,362	1,576,638	
		1 米飯等購入費	9,486,000	8,346,828	1,139,172	
		2 パン製品購入費	4,433,000	4,272,019	160,981	
		3 麺購入費	2,821,000	3,092,504	△ 271,504	
		4 牛乳購入費	25,705,000	25,157,011	547,989	
	2 副食費	1 副食材料購入費	97,945,000	97,895,328	49,672	
	3 還付金	1 還付金	3,600,000	3,554,666	45,334	
歳 出 合 計			143,990,000	142,318,356	1,671,644	

平成27年度 安曇野市南部学校給食センター給食費会計歳入歳出決算書

歳入決算額 143,649,787 円
 歳出決算額 143,250,329 円
 差引残額 399,458 円

1 歳 入

(単位:円)

科 目			予算額	調定額	収入済額	収入未済額	予算との比較	備 考
款	項	目						
1 給食費			141,489,000	144,703,924	143,541,836	1,162,088	2,052,836	(収入済額) 三郷中学校 40,624,168 三郷小学校 60,149,471 豊科南小学校 40,758,239 給食センター 1,843,198
	1 給食費		141,489,000	144,703,924	143,541,836	1,162,088	2,052,836	
		1 給食費	141,488,000	143,696,672	143,375,076	321,596	1,887,076	
		2 滞納分	1,000	1,007,252	166,760	840,492	165,760	
2 雑収入			1,000	3,559	3,559	0	2,559	預金利子
	1 雑収入	1 雑収入	1,000	3,559	3,559	0	2,559	
3 繰越金			1,000	104,392	104,392	0	103,392	前年度繰越金
	1 繰越金	1 繰越金	1,000	104,392	104,392	0	103,392	
歳 入 合 計			141,491,000	144,811,875	143,649,787	1,162,088	2,158,787	

2 歳 出

(単位：円)

科 目			予算額	支出済額	不用額	備 考
款	項	目				
1 事業費			141,491,000	143,250,329	△ 1,759,329	
	1 主食費		43,794,000	40,906,313	2,887,687	
		1 米飯等購入費	9,612,000	7,888,428	1,723,572	
		2 パン製品購入費	3,341,000	3,873,535	△ 532,535	
		3 麺購入費	3,889,000	3,409,481	479,519	
		4 牛乳購入費	26,952,000	25,734,869	1,217,131	
	2 副食費	1 副食材料購入費	94,197,000	98,403,913	△ 4,206,913	
	3 還付金	1 還付金	3,500,000	3,940,103	△ 440,103	
歳 出 合 計			141,491,000	143,250,329	△ 1,759,329	

監 査 報 告 書

安曇野市学校給食センター運営委員会委員長 殿

平成28年7月13日

税理士法人 大沼田経営会計事務所

代表社員 大沼田 正樹

担当職員 荒 崎 茂

私は、平成27年度の会計期間の監査をいたしました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私は、管理者及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、管理者及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類を閲覧し、業務及び資金の状況を調査しました。以上の方法に基づき、当該会計期間に係る会計報告について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該会計年度に係る財務諸表（歳入歳出決算書）及び付属明細書について検討いたしました。

2. 監査意見

(1) 会計報告等の監査結果

- 一 会計報告は、法令に従い、各給食センターの状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 管理者及び使用人等の職務の執行に関する不正の行為又は法令に違反する重大な事実は認められません。

(2) 財務諸表及びその付属明細書の監査結果

財務諸表及びその付属明細書は、各給食センターの資金及び決算書の状況をすべて重要な点において適正に示しているものと認めます。

(3) その他の監査結果

学校行事及び給食実施日を確認し適正に支出されたものと認めます。

監 査 結 果 報 告 書

平成28年7月13日

監査委員 橋本昌昭 (印)

監査委員 羽田賢二 (印)

監査委員 杏 賀奈子 (印)

平成28年7月13日、中部学校給食センター会議室において、平成27年度安曇野市学校給食費会計決算について各センター別に監査を実施したので、下記のとおり報告します。

	北部センター	堀金センター	中部センター	南部センター	計
歳入決算額	183,724,702 円	63,962,722 円	143,699,253 円	143,649,787 円	535,036,464 円
歳出決算額	183,084,003 円	63,302,882 円	142,318,356 円	143,250,329 円	531,955,570 円
差引残額	640,699 円	659,840 円	1,380,897 円	399,458 円	3,080,894 円

上記歳入歳出決算について、諸帳簿を検査したところ正確に処理されており、収入支出とも適正であり、かつ誤りのないことを認めます。

報告第2号	教育部 学校教育課
平成28年7月26日提出	(課長) 古幡 彰 (担当) 藤澤一渡

タイトル	中学生海外ホームステイ交流派遣事業学校引率者の任命について
決定を要する事項の内容	教育長専決に伴う報告
要旨	平成28年度中学生海外ホームステイ交流派遣事業に参加する学校引率者を任命したので報告します。
説明	平成29年3月18日(土)から3月27日(月)にオーストラリアメルボルンで実施する平成28年度中学生海外ホームステイ交流派遣事業に参加する学校引率者を市校長会へ推薦依頼し、報告のあった下記の者を任命します。 なお、学校引率者には、参加生徒を対象とし今後実施していくオリエンテーションや英会話レッスン等の事前学習会へも参加します。 記 学校引率者：豊科南中学校英語科教諭 浅原 規貴 任期：平成28年7月1日から平成29年3月31日まで

報告事項第3号	教育部 各課
平成28年7月26日提出	

タイトル	後援依頼の教育長専決分の報告について								
報告を要する事項の内容	教育長専決に伴う報告								
要旨	<table> <tr> <td>学校教育課</td><td>2件</td></tr> <tr> <td>生涯学習課</td><td>8件</td></tr> <tr> <td>文化課</td><td>3件</td></tr> <tr> <td colspan="2">(詳細別紙)</td></tr> </table>	学校教育課	2件	生涯学習課	8件	文化課	3件	(詳細別紙)	
学校教育課	2件								
生涯学習課	8件								
文化課	3件								
(詳細別紙)									
○安曇野市教育委員会の共催及び後援等に関する取扱基準【抜粋】 (定義) 第2条 この基準における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。 (1) 行事 講演会、演奏会、展覧会等の集会、体育大会等の催し物をいう。 (2) 共催 行事の企画又は運営に参加し、共同主催者としての責任の一部を負担することをいう。 (3) 後援 行事の趣旨に賛同し、名義の使用を承認することをいい、責任の負担はしないことをいう。 (審査基準) 第3条 教育委員会は、次の各号に掲げるいずれかの団体が主催する行事は、共催又は後援するものとする。 (1) 国又は地方公共団体 (2) 学校又は学校の連合体 2 教育委員会は、前項の団体以外が主催する場合は、次に掲げる事項を満たすことが明らかに確認できるものに限り、共催又は後援をするものとする。 (1) 行事の内容が教育、学術、文化及びスポーツの普及向上に寄与するものであること。 (2) 公益性のあるもので営利を目的としないものであること。 (3) 政治活動又は宗教活動と認められないものであること。 (4) 参加者等の参集予定範囲が市内全域又はそれ以上であること。 (5) 入場料、参加料、出品料等の経費を主催者が徴収するものについては、その経費の算出等について配慮がなされており、営利事業的なものでないこと。 (6) 団体内の親睦等が主たる目的ではないこと。 (教育長の専決範囲) 第4条 後援の承認について、教育長が専決できる行事は次に掲げるとおりとする。 (1) 前条第1項に規定する行事 (2) 過去に教育委員会が承認した行事（団体又は行事が、前条第2項の規定を満たしているか判断し難いものは除く。）									

平成28年度教育委員会学校教育課 共催・後援台帳(平成28年度7月定例会専決報告事項)

No.	受付日	年度回数	件名	申請者	主催者	種別	申請理由	申請日	開催日	専決	理由	承認	承認(専決)日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	H27	H26	H25	所管課意見
9	H28.7.5	28	第32回中・信地区中学校英語弁論大会	長野県英語教育研究会 松島 千尋	長野県英語教育研究会 中・信地区読売新聞社	後援	中学生の英語弁論大会が安曇野市で開催されるため	7月5日	平成28年9月11日	専決	過去承認	○	7月7日	安曇野市三郷公民館	英語学習に高い関心を持つ中・信地区の中学生が一堂に会して、各自のテーマに沿った英語の弁論を行うことを通じて、お互いの英語力の向上と親睦を深めることを目的とする。	審査方法は3部門(内容面・英語力・表現力)を評価の観点とし1人5分で、3名の審査員で審査する。 学校参加料はNET非会費として1000円、連絡費として1000円。記念写真希望者は900円別途必要。	○	○	○	基準第4条第2項により可
10	H28.7.12	28	安曇野の子どもを語る会	安曇野市教育委員会 大島 春彦	安曇野市教育委員会	後援	安曇野市の子どもたちの健全育成をめざし、様々な立場で情報・意見交換をし、連携を取り合っていくため	7月12日	平成28年10月15日	専決	過去承認	○	7月14日	南安曇教育文化会館	「青少年の健全育成をはかっていくために学校・各団体・諸機関が連携して、学校・家庭・地域の教育力をどう高めていったらよいか」について考え合う機会とする。	・討論の柱「安曇野で育つ児童・生徒の素晴らしさや課題を見つめ、学校・家庭・地域の教育力を高めるために」 ・参加範囲 市内小・中学校職員、PTA、育成会、各地区的実践者(社会体育の実践者、児童館関係者、福祉協議会)教育委員会、幼・保職員参加予定者数120名	○	○	○	基準第4条第2項により可

教育部生涯学習課 共催・後援台帳(平成28年度7月定例会専決報告事項)

No.	受付日	所管	件名	申請者	主催者(団体)	種別	申請理由	申請日	開催日	専決	理由	承認	承認(専決)日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	H27	H26	H25	所管課意見
22	H28.6.16	スポーツ推進担当	親子でふれあひドリズム・サークル!	いのちのわ	中野 あやいのちのわ	後援	より多くの方に知っていただきたく、児童等にすうらんを配布したい。	6月16日	平成28年7月23日、9月24日、10月22日、11月26日、平成29年1月28日、2月25日(すべて土曜日)	過去承認	過去承認	○	6月20日	穂高総合体育館フィットネスルーム	リラックス、リフレッシュ、心身の充実を図る。身体能力の向上、親子・他者とのコミュニケーション。	小学生親子を主な対象とし、様々な音楽や動き、ゲームをまじえた、グループワークシヨップを行う。各日定員15組。 参加料：一家庭500円	—	—	—	基準第4条第2号により可
23	H28.6.17	社会	「竹内 昌彦講演会(青少年育成連絡協議会講演会)」	穂高地域青少年育成連絡協議会	会長 望月 文規	後援	多くの方に聞いてほしい講演であるため、穂高地域以外への案内を出したいため。	6月14日	平成28年8月23日(火)	過去承認	過去承認	○	6月21日	穂高交流学習センター「みらい」多目的交流ホール	青少年の健全育成に向け、小中高生の保護者、地域、や一般の方を対象にハンディに引き合い、夢を持って生活されている話を聞き、生きていくことを考える機会とする。	演題：「私の歩んだ道」～見えぬいから、見えぬもの～ 講師：竹内 昌彦(岡山県岡山盲学校非常勤講師)	—	○	—	基準第4条第2号により可
24	H28.6.24	スポーツ推進担当	第3回ニッパク杯安曇野オープン卓球大会(団体)	安曇野卓球連盟	会長 西村 義夫	後援	社会教育の一環として必要。	6月12日	平成28年7月24日(日)	過去承認	過去承認	○	7月1日	穂高総合体育館	団体戦を通じ、チーム及び他団体との親睦・融和を図ると共に、卓球技術の向上を目指す。	競技種目：①ジュニア男子、②ジュニア女子、③一般男子、④一般女子、⑤50歳以上男子、⑥50歳以上女子 競技方法：4シングル、1ダブル の団体戦とし、すべて3点先取とする。 参加料：1チーム3,000円	—	○	—	基準第4条第2号により可
25	H28.6.24	スポーツ推進担当	第47回中信地区少年柔道剣道大会(柔道競技)	安曇野市柔道協会(体協柔道部)	会長 柿本 豊	後援	柔剣道を通じた体力の向上等社会体育の面でも大いに効果があり、後援を得ることにより多くの人が安心して参加できる。	6月23日	平成28年7月24日(日)	過去承認	過去承認	○	7月1日	豊科武道館柔道場	柔剣道の振興により、スポーツ精神の高揚と競技レベルの向上を図る。青少年の健全育成と、体位向上をねらいとする。	競技方法：団体試合。小学校男子低学年の部(1～3年生)、小学校男子高学年の部(4～6年生)、小学校女子低学年の部(1～3年生)、小学校女子高学年の部(4～6年生)、中学校男子の部、中学校女子の部、各3人制。 参加料：1人300円	—	○	○	基準第4条第2号により可
26	H28.7.4	スポーツ推進担当	第17回子供相撲大会	穂高神社	小平 弘起	後援	育成会の協力を得るため。	7月1日	平成28年9月3日(土)午後1時開演	過去承認	過去承認	○	7月8日	穂高神社南神苑	毎年9月10日前の土日に子供相撲が実行されます。その中でもまつりに合わせて当神社では、平成12年より子供相撲を実施しております。土曜日の宵祭前に国技である相撲を通して楽しみながら、地域の子供達の連帯感と融和を高め、子供の健やかなる成長をお祈りする事が目的です。	参加対象者：等々力区、等々力町区、穂高町区、穂高区・小学校1年生～6年生の男子・女子。 参加人数：各学年20名程度	—	○	○	基準第4条第2号により可
27	H28.7.8	社会教育担当	第16回安曇野平和祈念音楽祭	平和憲法を守る安曇野の会	会長 長谷川 陽子	後援	安曇野市平和都市宣言の趣旨に則った平和な社会の実現に向けた活動として引き続き後援していただきたい。	7月7日	平成28年8月27日(土)、28日(日)	過去承認	過去承認	○	7月12日	堀金公民館スタジオ1、2、全館室1	・歌声で平和を祈念し、戦争の現実や悲慘さを学びあう。 ・広島と長崎の原爆写真、平和ネールと子どもの描いた平和ボスターの展示や第5回安曇野市平和のつどいのビデオ上映新たにしよう。	・安曇野市民、平和を祈念する音楽の演奏団体による歌と演奏 ・広島と長崎の原爆写真、平和ネールと子どもの描いた平和ボスターの展示及び第5回安曇野市平和のつどいのビデオ上映	—	○	—	基準第4条第2号により可

教育部生涯学習課 共催・後援台帳(平成28年度7月定例会専決報告事項)

No.	受付日	所管	件名	申請者	主催者(団体)	種別	申請理由	申請日	開催日	専決	理由	承認	承認(専決)日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	H27	H26	H25	所管課意見
30	428.7.13	社会 教育 担当	第2回オーガーニック& ウッドイコどもフェスタ	こどもフェスタ 実行委員会	花村 薫	こどもフェス タ実行委員 会	後援	子どもの参加が中 心となるため、広く 教育機関に広範し 多数の参加を募り たい。	7月12日	平成28年8月27 日(土)	○	過去 承認	7月14日	安曇野ス イス村サ ンモ リッ ツ	安曇野市の子ども達の健 やかな成長を願って、体験 や遊びの場を提供する。主 として、子育てファミリーを 対象とする。	氷など、販売ブース(アロマオ イル、木雑貨など)、遊びと親し みの広場吹き矢、積み木など、 子育てブース 入場料無料 会場ブース出店料:5,000円	○	-	-	基準第4条 第2号によ り可
31	428.7.13	社会 教育 担当	安曇野環境フェア2016 実行委員会	安曇野環境 フェア2016実行 委員会	実行委員 長 横田 耕太 郎	安曇野市、 安曇野環境 フェア2016 実行委員会	後援	環境フェア開催に より、環境に関わる 様々な情報・現状 を市民に伝え、環 境関連の施策を推 進していくための市 民・事業者・行政の ネットワーキングを構築 する機会を提供す るとともに、市民全 体が環境について 学び、具体的な行 動に繋げるための 契機とするため。	7月13日	平成28年10月8 日(土)~9日(日)	○	過去 承認	7月14日	安曇野市 総合体育 館	・環境に関する課題を市民 が共有できる場を提供す る。 ・出展者と来場者の交流を 深め、フェアにこれまで参 加していなかった人巻き 込む。 ・参加者同士がお互いの顔 を見えるようにし、つなが りの環を広げる。	ブース展示、緑のカーテン写 真展、水で遊べるおもちゃ作 り、触れる地球展示、人形劇、 講演会、ワーキングショップ、環境 活動発表会など	○	○	○	基準第4条 第2号によ り可

教育部文化課 共催・後援台帳(平成28年度7月定例会専決報告事項)

No.	受付日	所管	件名	申請者	主催者	種別	申請理由	申請日	開催日	専決	理由	承認(専決)日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	H27	H26	H25	所管課意見
33	428.6.21	文化	中南信地区出身の音楽高校、音楽大学在学学生によるサマーコンサート	(株)ミュージックプラザ 代表取締役社長 小口 恭弘	(株)ミュージックプラザオグチ	後援	中南信地区出身者のコンサートであり、市教育委員会の後援によって広く信頼を得るため。	6月18日	平成28年 8月3日(水)	○	過去承認	6月23日	松本市音楽文化ホール	地元出身の音高、音大生が日頃の勉強の成果を発表する機会をつくるため。	音楽高校、音楽大学在学学生によるコンサート。 入場料500円、参加料19000円 他の後援申請先：松本市教育委員会、塩尻市教育委員会、信濃毎日新聞、市民タイムス	○	○	○	基準第4条第2号により可
34	428.6.21	文化	ジャパンクラシックツアー 2016	ヒストリックカーミーティング実行委員会 事務局長 天野 正治	ヒストリックカーミーティング実行委員会	後援	車離れしている現代において、子供に、古い物を大切にすることや夢を与えたい為。	6月15日	平成28年 9月17日(土)～ 19日(祝・月)	○	過去承認	6月23日	愛知、滋賀、石川、富山、新潟、長野	全国からクラシックカー愛好家を募り、6県下を巡る自動車ツアーイベント。参加者紹介し、また地元の皆様には、交流の場を中心に、家族で楽しみながら車の歴史や文化に触れていただく機会を提供する機会となれば幸いです。	自動車ツアーイベント。	○	—	○	基準第4条第2号により可
35	428.6.29	文化	第5回演奏会	安曇野吹奏楽団 伊澤 昭人	安曇野吹奏楽団	後援	より多くの皆様へ周知を図りたく、後援をよろしくお願い致します。	6月28日	平成28年 9月4日(日)	○	過去承認	6月30日	安曇野市豊科公民館	地域密着の団体として、吹奏楽を通じて地域の皆様に様々な音楽を楽しんで頂くため演奏会を企画・実施予定。	安曇野吹奏楽団演奏会。 ・入場無料 ・出演：安曇野吹奏楽団 ・対象：安曇野市を中心とする地域住民の方々 ・入場予定者数：400人	—	—	○	基準第4条第2号により可

報告事項第4号

平成28年度事業進捗状況報告（懸案事項等）

学校教育係

事業（懸案事項）	現況	今後の取り組み 備考
海外ホームステイ事業	事前説明会 この事業に興味をお持ちの保護者、参加生徒を対象とした説明会を開催いたしました。 日時 平成28年7月13日（水） 午後7時から8時10分 場所 豊科交流学習センターきぼう多目的ホール 内容 参加対象生徒を対象に配布した募集要項の内容を説明し、確認していただきました。 また、質疑事項として、事前学習の内容や選考面接についての質問がありました。 参加人数：希望生徒、保護者合せ59人	参加応募者が多い場合は、8月5日（金）から7日（日）に本庁舎4階401会議室において面接を実施し選考します。

学校給食担当

事業（懸案事項）	現況	今後の取り組み 備考
安曇野市学校給食センター運営委員会	- 平成27年度安曇野市学校給食会計監査 日時：平成28年7月13日（水）午後7時30分 場所：中部学校給食センター会議室 - 第2回安曇野市学校給食センター運営委員会開催 日時：平成28年7月21日（木）午後7時30分 場所：中部学校給食センター会議室 ○内容 - 平成27年度安曇野市学校給食会計報告 - その他	平成28年度以降、会計監査は年2回（上期、全期）実施する。

平成 28 年度事業進捗状況報告（懸案事項等）

生涯学習課社会教育担当

社会教育総務費事業

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
社会教育委員の会 予算額：413 千円	○委員の選任 3/22 教育委員会定例会 4/28 中信地区理事会 5/25 第 1 回会議 議 長・・・細田 利章さん 副議長・・・平田 米子さん 平成 27 年度事業報告、平成 28 年度事業計画 5/27 中信地区総会 6/15 県総会 7/ 4 中信地区理事会	9/28 県研究大会 10/13 中信地区秋の研修会 10/27. 28 関東甲信越静研究大会 11/上旬 第 2 回会議 2/17 中信地区理事会 3/下旬 第 3 回会議
第 2 次生涯学習推進計画策定 予算額：2, 213 千円	5/10 政策会議 5/15 部長会議 5/24 教育委員会定例会 6/ 9 部内業者選定委員会 6/21 業務委託契約	7/27 市民会議
安曇野市人権・平和特別授業 ～kizuki～ 予算額：2, 400 千円	○事業説明 4/8、4/20 校長会 4/21 小学校長会 5/24 学校学年主任との協議 6/9 部内業者選定委員会 事業の概要 実施日 11/14 対象：市内小学校 10 校 4 年生 期日：11 月 場所：豊科公民館ホール 内容：市歌斉唱、「私たちが思う平和」発表 ミュージカル「とべないホテル」鑑賞 終了後、感想文の執筆	11/14 安曇野市人権・平和特別授業
豊科公民館こけら落とし公演 予算額：600 千円	リニューアルオープンした豊科公民館ホールの完成 を祝って「青島広志のこんには！あづみのコンサート」の開催。 日時 7/17 午後 2 時開演 出演 青島 広志さん（お話・ピアノ） ※父親が堀金三田出身 木曾真奈美さん（ピアノ） 山本 知佳さん（ソプラノ）※堀金鳥川出身 小野 勉さん（テノール） 市歌を含む全 14 曲のプログラム 6/15 発行広報あづみの No.230 で開催告知 6/30 申込期限（申し込み 1, 063 人） 7/ 6 入場整理券発送 来賓 121 人、小学生 32 人、一般 527 人 計 680 人 7/17 開催	

生涯学習推進費

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
安曇野検定 予算額：1, 414 千円	○実施方法の検討 概要 基本編・・・過去 5 年間の問題から出題 講座編・・・平成 28 年度準備講座から出題 ジュニア・・・過去 5 年間の問題から出題 ○講座内容の決定 6/15 「広報あづみの」による告知 準備講座 7/14 第 1 回「松沢求策と自由民権運動」 講師 中島 博昭さん（地域史研究家） 7/21 第 2 回「『一山百楽』田淵 行男」 講師 斉藤 省三さん（田淵行男記念館館長）	7 月～11 月安曇野検定準備講座 10 回 7/28、8/4、8/18、9/8、9/29、10/6、 10/20、10/27 9 月～11 月 ブラッシュアップ講座 1/29 平成 28 年度安曇野検定

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
市民大学講座 予算額：1,047 千円		9/10 市民大学講座特別編 「心地よい日本語」 講師 金田一 秀穂さん（杏林大学外国語学部教授） 市民大学講座信州大学編 9/27 基礎から分かる放射能・放射線 10/ 4 インターネットの心理学 10/13 昔話・民話のナゾを解く 10/18 地質探索と探る北アルプスの生い立ちの謎 11/ 1 感染症から身を守る
日本語教室 予算額：395 千円	○豊科、穂高、堀金毎週日曜に、三郷は土曜日に開催（明科休講中） 6/8 第1回ボランティア講習会 15人参加 講師：佐藤 佳子さん （松本市地域日本語教育システムコーディネーター）	3月 ボランティア講座
学校開放講座 予算額：300 千円	○社会教育法第48条による講座 4/7 開催依頼通知 5/12 回答期限 1小学校、1中学校、4高校 全13講座 80回開催予定 5/3～12/19 南安曇農業高校「青空と緑の中で」 7/23～11/19 穂高商業高校「日商簿記検定3級講座」 7/23～8/6 明科高校「パソコン講座 エクセル」 7/23～10/29 明科高校「安筑地方の民族Ⅱ」	7/31 明科高校「親子で学ぶ情報モラル」 8/27～9/4 穂高商業高校「エクセル中級講座」 10/8 穂高商業高校「パソコン入門 Word 初級編」 11/8 穂高商業高校「ワードで年賀状を作成しよう！」 11/19 豊科高校「クラシックギター入門」 11/19～1/21 穂高南小「めざせ！けん玉名人」 11/23 豊科南中「Wordの画像編集機能を使った自画像制作」 11/26 豊科高校「篆印～自分の印を刻る～」 12/18 豊科高校「本格的ハードカバー製本」
美的カレッジ 予算額：40 千円	○市内在住又は在勤の20歳から40歳以下の女性対象の講座 4/23 フラワーアレンジメント 14人参加 5/29 テーブルマナー 19人参加	8/6 写真 10/22 ヨガ 12/17 簡単おせち料理

人権教育推進事業

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
人権教育推進委員会・指導員会 予算額：1,308 千円	○委員の委嘱報告 4/26 教育委員会定例会 5/ 9 小委員会 委嘱 会長・・・三原 壽雄さん（豊科） 副会長・・・請地 政広さん（明科） 竹内 芳文さん（部落解放同盟市協議会） 降旗 幸子さん（男女共同参画推進協議会） 5/17 合同会議 142人参加 研修（講演） 講師 小諸市立郷土博物館館長 斎藤 洋一さん 演題「信州の被差別部落の歴史～松本藩領を中心に～」	2/21 小委員会 3/1 合同会議
地域人権教育協議会 予算額：712 千円	4/20 第1回三郷地域人権教育推進協議会 4/20 第1回堀金地域人権教育推進協議会 4/21 第1回穂高地域人権教育推進協議会 4/26 第1回豊科地域人権教育推進会議及び研修会 5/26 明科人権教育推進委員及び指導員合同研修会 6/28 あかしな・ヒューマン講演会	

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
人権尊重作文集 予算額：326 千円	○概要 市内小学校3～6年生、中学校1～3年、指定する学年ごと1作品を選出。ただし、4学年は全学校から計27作品）。各種人権学習会などの概要版などとともに作文集を作成し、関係者へ配布。 5/18 市校長会 6月より随時学校へ説明	11月～12月 作品募集 3/月上旬 発行
安曇野市企業人権教育推進協議会 予算額：52 千円	市内31企業加入 6/24 総会・研修会 会長 花村薫さん（株式会社ちくま精機代表取締役） 研修会「アンガーマネジメント」 講師 丸の内ビジネス専門学校校長 内川小百合さん	10/25 企業人権啓発講演会 講師：比田井 和孝さん（上田情報ビジネス専門学校 副校長） 2/14 理事会

中央公民館事業費

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
公民館運営審議会 予算額：158 千円	○委員の選任 3/22 教育委員会定例会 5/25 第1回会議 会 長・・・内田 浩志さん 副会長・・・佐治 良夫さん 平成27年度事業報告、平成28年度事業計画	11/下旬 第2回会議 3/下旬 第3回会議
公民館長会	○第1回 4/11 平成28年度役員の選出 会 長：中田穂高公民館長 副会長：内川豊科公民館長、蓮井中央公民館長 ○第2回 5/9 公民館大会、運営方針 ○第3回 6/6 公民館大会反省、総合芸術展実行委員の選任 ○第4回 7/4 今後の予定	毎月1回開催
安曇野市公民館大会 予算額：170 千円	○第10回安曇野市公民館大会 概要 5/15、豊科公民館ホール、314人参加 功労者、地区公民館報表彰 事例発表：島新田地区公民館 講演会講師：長野市安茂里公民館長 宮下 健司 氏	
安曇野市総合芸術展 予算額：355 千円	7/4 第1回実行委員会 実行委員長 高野 博さん 副実行委員長 隼田和子さん 開催要項、スケジュール	10/3 第2回実行委員会 10/15～11/6 作品選考 11/15 第3回実行委員会 2/ 6 第4回実行委員会 3/ 3～22 総合芸術展
安曇野市公民館報 予算額：1,532 千円	5/10 校正会議 5/18 企画会議 6/ 2 第30号発行 6/14 校正会議 6/22 企画会議 7/ 6 第31号発行 7/23 長野県公民館報関係者研修会 会場：穂高公民館 講演 演題 読んでもらえる紙面づくり 講師花岡 明生 氏 （株式会社市民タイムス 元編集局長） 4分科会 約100人参加	8/10 校正会議 8/24 企画会議 9/ 7 第32号発行 10/12 校正会議 10/20 企画会議 11/ 2 第33号発行 11/10 校正会議 11/18 企画会議 12/ 7 第34号発行 1/25 校正会議 2/ 2 企画会議 2/15 第35号発行 （年6回発行）

平成 28 年度事業進捗状況報告（懸案事項等）

生涯学習課社会教育担当

青少年健全育成費事業

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
子ども会育成会支援 予算額：9,592 千円	○4月6日～15日 5地域子ども会育成会連絡協議会 ○4月19日 子ども会育成会連合会総会 ○5月8日 均等割補助金申請、子ども安全共済会申込み締切→98地区申請 ○5月11日 長野県子ども会育成会連絡協議会第1回理事会 ○5月19日 第2回常任委員会 ○5月27日 活性化補助金申請締切→42地区申請 ○5月28日 長野県子ども会育成会連絡協議会通常総会 ○6月11日 ジュニアリーダー養成講座常任委員5名参加協力 ○6月17日 松本地方子ども会育成連絡会 会議	10月、3月 常任委員会 11月 ジュニアリーダー養成講座協力 2月中旬 こども会育成会地域連絡協議会
青少年センター 予算額：1,021 千円	○4月28日 第1回運営委員会 ○5月13日 長野県青少年補導センター連絡協議会 ○5月19日 安曇野市小中高等学校生徒指導連絡協議会第1回総委員会 ○5月31日 第2回運営委員会 ○6月1日 センターだより第5回号（広報）発行 ○6月11日 ジュニアリーダー養成講座運営委員2名参加協力 ○6月17日 長野県青少年補導センター連絡協議会 ○4月～6月 相談受付 ・不登校案件1名（相談回数5回） ○7月15日 第41回長野県青少年補導活動推進大会（飯田市）	7月、11月、3月 運営委員会 8月、12月、3月 街頭巡回 10月 中信4市補導センター連絡会議
ジュニア・リーダー養成事業 予算額：71 千円	○4月6日 社会教育指導員会にて募集について説明 ○4月19日 募集チラシ配布 ○5月27日 申込み締切 ○6月11日 ジュニアリーダー養成講座36名参加（内児童28名、協力者8名）	4月～5月 参加者の募集 11月12日 講習会（三九郎組立講座）
まごころ工房 予算額：157 千円	○4月 募集チラシ配布 ○5月20日 申込み締切 応募者：31名 ○5月29日 第1講座【ようこそ！ワッパーク】開催 受講人数30名 ○6月18日 第2講座【紙飛行機&ブーメラン】開催 受講人数26名	- 年6回講座開催 10月29日 落語に挑戦 11月19日 デイサービス交流会 12月3日 和風作り 3月4日 調理実習
こども体験ショー 予算額：540 千円	○5～6月 イベント内容検討 ○7月7日 米村でんじろうサイエンスプロダクションに部内業選にて委託決定	8月下旬 出演者との打合せ 10月9日 環境フェアと同時開催
こども文化祭 予算額：344 千円	○5月 企画・運営方法検討開始 ○6月21日 役員会議	5月～8月 企画・運営方法検討 9月～10月 出演・出品者の募集 11月26日 文化祭の開催 場所：みらい（予定）
安曇野こども映画教室 予算額：965 千円	○4月 小・中17学校、市内4高校 募集チラシ配布 ○4月25日～5月19日 参加者・ボランティア募集 応募者：20名（定員） ボランティア：3名 ○4月30日 河崎監督・麻和先生・事務局打合せ ○5月28日 第1回 オープンスクール開催 受講者数16名 ○6月25日 第2回 シナリオ決定、機材取扱い指導 受講者数17名 ○7月23日 第3回 教室開催	5月28日 毎月第4土曜日教室開催～11月26日 11月26日 完成披露上映会

放課後・家庭教育推進費

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
放課後子ども総合プラン運営委員会 予算額：272 千円		8月下旬 第1回運営委員会の開催 10月中旬 第2回運営委員会の開催 3月中旬 第3回運営委員会の開催
放課後子ども教室 予算額：8,303 千円	○4月12日～14日 小学校との打合せ会議 ○4月27日 放課後子ども教室コーディネーター研修会 参加者：16人 ○4月27日 放課後子ども教室スタッフ研修会 参加者：108人 ○5月18日 豊科北小、豊科東小、明北小、穂高北小 4校において保護者説明会 ○5月19日 明南小において保護者説明会 ○5月25日 豊科南小、穂高南小、穂高西小、三郷小、 堀金小5校において保護者説明会 教育長 堀金小保護者説明会出席予定 ○7月13日 豊科南小、豊科北小において連絡会議 ○7月20日 豊科東小において連絡会議	5月18日 放課後子ども教室の実施 ～3月 2月中旬 地域連絡会議の開催
家庭教育支援事業 予算額：1,900 千円	○4月26日 情報誌ポケット5月号の発行 ○5月26日 情報誌ポケット6月号の発行 ○6月23日 情報誌ポケット7月号の発行 ○7月28日 情報誌ポケット8月号の発行	5月～3月 情報誌ポケットの発行 9月 第1回家庭教育講座 11月 第2回家庭教育講座

児童館運営費

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
児童館・放課後児童クラブ 予算額：173,966 千円	○児童クラブ入所随時受け ○5月 堀金児童館網戸設置工事（582,117 円） ○5月 豊科中央児童館樋、軒天修繕（275,400 円） ○6月 南穂高児童館、遊具修繕（74,973 円）	11月 入所説明会、入所申請受け 12・1月 入所審査・調整 2月 入所決定通知書発送 3月 入所説明会

平成 28 年度事業進捗状況報告（懸案事項等）

生涯学習課スポーツ推進担当

社会体育総務費事業

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
スポーツ推進委員会 予算額：2,412 千円	6 月 25 日 女性研修会（白馬村）	9 月 3 日 市スポーツ推進委員研修会
スポーツ推進審議会 予算額：182 千円		7 月下旬 スポーツ推進審議会委員選出 9 月 第 1 回審議会開催予定
各種競技会及び発表会出場者 激励金交付事業 予算額：1,200 千円	6 月末現在 申請件数：11 件 交付額：230 千円	申請に基づき随時対応
市民スポーツ祭 予算額：1,500 千円	6 月 26 日 第 7 回市民スポーツ祭総合開会式及びスポーツ交流会等 種目別競技会開始（17 種目、12 月まで）	
安曇野市体育施設使用料の見直しについて		6 月中旬 第 1 回スポーツ推進審議会に諮問予定
公式スポーツ施設整備計画推進	7 月 15 日 市議会全員協議会へ市民説明会について報告	7 月 24 日～8 月 1 日 新体育館整備基本計画に関する市民説明会

スポーツ振興事業

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
スポーツ教室等 予算額：8,352 千円	○5、6 月から開始したスポーツ教室（13 種）の継続開催	後期の教室の募集

社会体育施設管理費

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
穂高立足マレットゴルフ場松伐採工事	7 月 5・6 日 松伐採工事終了	
三郷体育館耐震補強工事設計業務	6 月 20 日 耐震補強工事設計業務契約	2 月下旬 耐震補強工事設計業務完了予定
明科体育館非構造部材耐震化工事設計業務	6 月 20 日 耐震補強工事設計業務契約	2 月中旬 耐震化工事設計業務完了予定
公共施設予約システム	7 月 5・6・7 日 新予約システムパソコン操作研修 7 月 5 日 新予約システム構築に伴う打合せ 7 月 21 日 新予約システム構築に伴う打合せ	10 月 1 日 新システム稼働予定

平成 28 年度事業進捗状況報告（懸案事項等）

〈文化課〉

文化振興係

文化振興事業

事業 (懸案事項)	現 況	今後の取り組み 備 考
文化振興計画 進捗管理	・進捗管理	・現計画の計画期間は H29 年度まで。H29 年度に策定委員会組織の準備
信州安曇野薪能 主催：信州安曇野薪能実行委員会	・第 26 回信州安曇野能楽鑑賞会 期日 8 月 20 日(土) 会場 豊科公民館ホール 演目 舞囃子「天鼓」、能「融」「紅葉狩」、狂言「鐘の音」 ・明科地区区長会（説明）7 月 21 日（木） ・第 3 回実行委員会 7 月 28 日（木）	・豊科公民館ホールにて初めての開催。 ・子ども能楽教室 7 月 22 日(金)、29 日(金) 30 日(土)、8 月 7 日(日) 8 日(月)、19 日(金)
能楽教室	期日／会場 6 月 28 日(火)／豊科南中学校 生徒 1～3 年生 351 人 保護者 20 人 6 月 29 日(水)／豊科南小学校 児童 4～6 年生 350 人 保護者 12 人 計 733 人 ○演目 土蜘蛛 ○出演 立命館大学能楽部、小林努氏(高安流能楽師)、青木道喜氏(観世流能楽師)	
安曇野市美術館博物館連携事業	・市立美術館博物館無料開放 10 月 8 日(土)～11 日(月) ・安曇野市美術館博物館連携事業 第 1 回専門部会 7 月 12 日(火) 外国語パンフレットの作成について ギャラリートークリレー 2016 の開催について	・各館との合意形成、広報 ・参加館 13 館
第 5 回田淵行男賞 写真作品公募 主催：田淵行男賞写真作品公募実行委員会	・第 1 回実行委員会 7 月 5 日(火) 表彰式の内容・進行・招待者について ・表彰式：8 月 11 日(木・祝)午後 2 時～3 時 30 分 表彰式終了後、講演会（講師：飯沢耕太郎氏） ・展示：8 月 9 日(火)～9 月 4 日(日)	・表彰式準備
豊科近代美術館外収蔵庫の見学希望者への開放	・豊科近代美術館外収蔵庫の一部で、安曇野文化財団所有の西洋家具を展示し、希望者の見学を受付（要事前申込） 受付開始：8 月 2 日(火) 入場無料	

高橋節郎記念美術館事業

事業 (懸案事項)	現 況	今後の取り組み 備 考
企画展「高橋節郎の軌跡Ⅰ～出会いと初期作品～」	○会期 7月16日(土)～9月4日(日) 内容 高橋節郎の初期作品と、人生に影響を与えた作家の作品展示。豊田市美術館高橋節郎館・長野県信濃美術館等より作品を借用。 開会式 7月16日(土) 記念コンサート 7月16日(土) 出演：白澤春菜(ファゴット)、須沢恭子(ピアノ) ○夜のミュージアム 8月14日(日) 17:00～21:00 ○講演会 8月21日(日) 午後2時～3時 講師：瀬尾典昭(長野県信濃美術館 研究主幹) 演題：「高橋節郎の周辺 東山魁夷と石井柏亭を中心に」	・開会式準備
第5回そば猪口アート公募展	○募集受付 7月5日(火)～18日(月・祝) ○審査会 8月1日(月)・2日(火) 入賞 大賞1点、準大賞1点、優秀賞2点 ○展覧会 10月4日(火)～11月6日(日) 表彰式：10月8日(土) ○市商工会の「新そばと食の感謝祭」、安曇野スタイル連携「喫茶チロル」での「そば猪口展」出品、協力 ○巡回展 愛知県瀬戸市新世紀工芸館 山形県白鷹町文化交流センター「あゆむ」	
講座「そば猪口加飾講座」	・期日 7月2日(土)～3日(日) 講師：青木宏憧、数永真太郎(東京藝術大学漆芸研究室) 参加者 9名	
講座「漆黒に輝く金と貝」(第2回)	・期日 8月27日(土)～28日(日) 講師：今井美幸・増村真実子(東京藝術大学漆芸研究室) 定員 10名	

文化財保護係

文化財保護事業

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
文化財保全に係る補助事業事務手続き	無形民俗文化財の保存伝承関係、文化財維持管理関係、有形文化財の修理関係等、申請受付及び事業終了後の支払い事務を行う。	随時事務処理を行う。
出前講座 あづみのフィルムアーカイブ 映画「よみがえる安曇野」	H28.7.18 明科七貴萩原地区 10:00～ 郷土博物館と連携して実施	出前講座の申請があれば、 随時対応したい。
民家調査	安曇野における本棟造りの有り方について調査。 (信州大学工学部建築学科 梅干野成央ラボ)	継続調査
文化財保護へ向けた啓発活動	広報への文化財コラムの掲載	

歴史文書整理事業

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
歴史的価値ある 公文書の登録	廃棄文書等から歴史的価値ある公文書へ登録する 文書についての受け入れ作業	
古文書整理作業	飯沼家文書の調査	引き続き調査
歴史資料等新たに登録する ためのシステム立上げ	新しいシステムの作成中	
松本文書館視察	平成 28 年 7 月 19 日（火） 午前 10 時～ 公文書に関係する部署の職員が参加	

埋蔵文化財発掘調査事業

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み 備 考
潮神明宮前遺跡発掘調査	明科地域消防詰所建築に伴う発掘調査の実施 水の湧出量が多く、排水作業と並行しながらの調査。その為、当初の予定よりやや遅れ気味。（現段階で平安時代後期、弥生時代の遺構等確認。）	調査期間：7月いっぱい の予定
穂高高校北遺跡発掘調査	宅地造成に伴う発掘調査（浸透枿部分） 遺構が確認されれば調査実施	
埋蔵文化財包蔵地内等での 開発に対しての工事立会	一般開発・公共事業に伴う工事立会	開発業者との連絡調整
文化財保護法 92・93・94 条関係の事務	周知の埋蔵文化財包蔵地内で行なわれる学術調査、開発 行為に伴う届出・通知受付事務	随時対応

郷土博物館事業

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
展覧会 夏季企画展 「安曇野 人の一生Ⅰ 大人＝一人前になるってど んなこと？」展	○開催概要 ・内容：安曇野の人々の誕生から成人までの願いや祈りが時代によってどのように変容したか、また大人＝一人前になるとはどういうことなどをテーマした展覧会。会期：7月16日（土）～8月28日（日） ・関連企画 講演会「人の一生」講演会と音楽会 講演会演題：「ヒトになる」講師：倉石あつ子氏 音楽会「あなたと私、生きる喜びを歌声にのせて…」 音楽会出演：早春賦アーカイブ合唱団 平成28年7月23日（土）午前10時～12時（会場 豊科交流学习センター きぼう） ワークショップ「子どもの魔除け・背守りをつくろう」 日時：7月30日（土）午後1時30分～3時30分 ワークショップ「伝統食を楽しむ 子どもの祝い」 日時：8月20日（土）午前10時～午後1時（会場 豊科保健センター）講師：農村女性学習会 ナイトミュージアム「手作りろうそくと夜の博物館で肝試し」日時8月11日（木祝）午後5時30分～7時	・広報の検討 ・市内高校の在学生（2，3年）への成人意識調査 ・子育て世代を対象とした出産・育児調査 ・30代前半の市職員等を対象とした成人意識調査 ・展示資料借用等 ・講演会参加者募集 ～7月22日（金） ・「子どもの魔除け・背守りをつくろう」参加者募集 7月12日（火）～7月29日（金） ・「伝統食を楽しむ」参加者募集7月12（火）～8月19日（金） ・ナイトミュージアム参加者募集7月12日（火）～8月10日（水）
展覧会 県立歴史館巡回展 「長野県の遺跡発掘2016」	○開催概要 ・内容：長野県立歴史館から県内各地を巡回する展覧会として昨年からの実施。豊科郷土博物館で本年度も引き続き平成27年に発掘調査された最新の出土品や、近年の遺跡発掘調査結果についての展示と、「土偶」のテーマ展示をする。 会期：9月3日（土）～10月16日（日） ・関連企画 講演＆トーク 演題「北村遺跡人はどのような人々だったのか」 講師：茂原信生氏トーク：茂原信生氏、平林彰氏 日時：9月10日（土）午後1時30分～3時（会場：豊科公民館） 遺跡報告会 日時：10月1日（土）午後1時30分～3時	・広報の検討 ・歴史館との展示日程調整 ・講演＆トーク参加者募集 8月23日（火）～9月9日（金） ・遺跡報告会参加者募集 8月23日（火）～9月30日（金）

展覧会 県立歴史館協賛展示 「この目で見たい！4000年前の縄文人―里帰りした明科北村遺跡出土の縄文人骨―」	○開催概要 ・内容：9月から郷土博物館で始まる県立歴史館の巡回展「長野県の遺跡発掘2016」の協賛展示として、旧明科町北村遺跡で出土した人骨を中心に、安曇野の遺跡や資料について知ってもらう展覧会。 ・会期：7月23日（土）～11月6日（日）	・広報の検討 ・展示資料の借用等
展覧会 出前展示（コンパクト展示）「明科と大逆事件」	○開催概要 ・内容：大逆事件と、その発端となった「明科事件」について、旧明科歴史民俗資料館で所蔵していた資料を活用して明科支所でコンパクト展示を実施。 ・会期：7月5日（火）～8月下旬又は9月初め	・展示撤収日の調整
展覧会 出前展示（コンパクト展示）「七夕―そのロマンと現実―」	○開催概要 ・内容：安曇野やその周辺に伝わる七夕の特徴的な習俗について紹介する。本庁舎1階で展示。 ・会期：7月25日（月）～8月8日（月）	・庁舎管理課との調整 - 展示場所・備品借用等
展覧会 出前展示（コンパクト展示）「清澤瀏と『戦争日記』」	○開催概要 ・内容：清澤瀏の生涯やその著作について紹介し、晩年に執筆した『戦争日記（暗黒日記）』を展示する。貞享義民記念館企画展示室を展示会場とする。 ・会期：7月16日（土）～7月30日（土）	・展示場所・備品借用等
展覧会 出前展示（コンパクト展示）「盆―先祖を迎える日―」	○開催概要 ・内容：安曇野に伝わるお盆の習俗や、盆花などの植物について紹介する。本庁舎1階で展示。 ・会期：8月9日（火）～8月31日（水）	・庁舎管理課との調整 - 展示場所・備品借用等
講座 講演 「戦争を直接体験された市民の方から話を聞こう」	○開催要項 開催日：毎月第2水曜日 会場：豊科郷土博物館学習室 内容：聞き取り調査対象者を中心に、安曇野市内での戦争実態を体験をもとに話していただく。 講師：順次選定し依頼していく。	

郷土資料館事業

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み 備 考
穂高鐘の鳴る丘集会所の施設使用	○内容 ・郷土の歴史や文化に係る学習や青少年の健全育成に関する事業を行う市民等の利用に供する。	

ワークショップ 民具を知る・民具で学ぶ～博物館で活動しよう～ (会場は基本的に鐘の鳴る丘集会所及び穂高郷土資料館)	○内容 ・郷土博物館・資料館で行っている民具資料を活用し、安曇野の昔の暮らしを伝承する人材を育成するための講座 第2回 8月2日(火) 大麦の虫かごを作ろう 講師：矢口健陽児氏 第3回 8月5日(金) 自分だけのわらぞうりを作ろう 講師：高山和夫氏 第4～5回 10月以降	講座参加者のうち、興味のある参加者には、今年度の「昔の暮らし体験教室」などの博物館活動に参加してもらい、教育普及活動のための人材を育成していく。
--	--	---

貞享義民記念館

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み 備 考
企画展示 1 第9回楡フォトクラブ写真展 2 第5回白鳥写真愛好会写真展	○開催概要 ・開催期間：8月2日(火)～8月28日(日) 今年のテーマ「光と影」にそった、会員13人の写真作品約30点を展示する。 ・開催期間：8月31日(火)～9月11日(日) 安曇野で越冬する白鳥の様々な姿を写した写真約40点を展示する。	・展示作業：7月31日 ・広報232号に掲載 ・広報233号に掲載 ・出品者と打ち合わせ
講座 1 古文書講座「古文書、はじめての挑戦—その時何が起こったか!？」 2 臨地講座「義民をたずねて⑩上田藩・農民一揆の青木村」(仮)	○開催概要 ・内容：古文書読解の基礎を学びながら、「信府統記」から貞享騒動の条文だけではわからない事情や騒動の過程をさぐる。 日程：平成28年9月10日、24日、10月15日、29日いずれも(土) 時間：午後1時30分～3時30分 講師：青木教司さん(元松本城管理事務所研究専門員) 定員：30人 ・内容：江戸時代からたびたび農民一揆がおこった青木村をたずね、その特徴や意味を学ぶ。 日程：平成28年9月7日(水)午前9時～午後5時 場所：青木村歴史文化資料館、旧跡、上田城跡、上田市隆博物館など 講師：未定 定員：20人(抽選)	・テキスト作成 ・現地調査：7月20日 ・講師の依頼 ・広報232号に掲載、受講者募集 ・資料作成

交流学习センター(施設)事業

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み
穂高交流学习センター事業	○第 6 回あづみの新進音楽家公開オーディション ・期日:7 月 30 日(土) ・場所:穂高交流学习センター「みらい」多目的交流ホール	○市民マイコレクション展(Part. 2) ・会期:8 月 23 日～10 月 10 日 ・会場:穂高交流学习センター「みらい」交流ギャラリー ○アンサンブル藝弦コンサート ・期日:8 月 27 日 ・場所:穂高交流学习センター「みらい」多目的交流ホール ※プレイベントとして出前コンサート(無料)を開催(明科「ひまわり」8 月 3 日、三郷・堀金複合施設 8 月 4 日)
明科交流学习施設事業	○ランスさんと英語で遊ぼう ・日時:7 月 22 日(金) 16:00～17:00 ・場所:明科子どもと大人の交流施設「ひまわり」 対象:小学生以上	
交流学习センター運営委員会	○交流学习センター運営委員会(第 2 回) ・期日:7 月 22 日 ・場所:安曇野市市役所 305 会議室 ・内容:「図書館及び交流学习センターの管理運営の方向性について」「その他」 ※図書館協議会との合同開催	

図書館事業

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
図書館事業	○角谷道弘さん講演会 ・日時：7月3日（日）13：30～15：00 ・場所：穂高交流学习センター「みらい」多目的交流ホール ・演題：「登山の魅力と危険と安全について」 ・入場者：176人 ○中信地区図書館長会議 ・日時：7月21日（木） ・場所：穂高交流学习センター「みらい」多目的交流ホール ・内容：県図書館協会公共図書館部会各役員について、情報交換、その他 ・出席者：中信地区図書館長16名 ○図書館協議会（第2回） ・期日：7月22日（金）10：00～12：00 ・場所：安曇野市市役所305会議室 ・内容1：委嘱書の交付、会長副会長の選出等 ・内容2：「図書館及び交流学习センターの管理運営の方向性について」、「その他」 ※内容2は、交流学习センター運営委員会との合同開催	

報告第5号	教育部 生涯学習課
平成28年7月26日提出	(課長) 蓮井 昭夫 (担当) 内山 渉

タイトル	新総合体育館整備基本計画に関する市民説明会について
報告を要する事項の内容	
要旨	市が施設整備を計画している新総合体育館のこれまでの経過と、想定している総合体育館の規模及び機能等を市民に説明します。
説明	平成27年6月、「安曇野市スポーツ振興計画」で掲げた「公共スポーツ施設の整備・充実」をより具体的に推進するため、「安曇野市公式スポーツ施設整備計画」を策定し、昨年度より、計画に掲げた施設の整備の推進を図っております。 具体的な施策として、公式スポーツ施設整備計画の中で、施設整備を最も優先するとされた総合体育館の建設に向け、平成28年3月、「南部総合公園再整備及び新体育館整備基本計画」の策定に着手しました。 今回、この基本計画の策定にあたり、総合体育館整備事業に係るこれまでの経過及び総合体育館の規模・機能等について、市民説明会を下記のとおり開催します。 なお、市民説明会は別紙資料（案）を基に説明します。 ○説明会の開催日程 7月24日（日）午後3時より 本庁舎 大会議室 7月26日（火）午後7時より 明科支所 会議室3 7月27日（水）午後7時より 三郷公民館 講義室 7月28日（木）午後7時より 堀金公民館 会議室1 7月29日（金）午後7時より 本庁舎 大会議室 8月1日（月）午後7時より 穂高公民館 会議室1・2

新総合体育館整備基本計画に関する市民説明会次第（案）

日時：平成 28 年 7 月 日

午後 時より

会場：

1. 開会
2. あいさつ
3. 説明項目
 - (1) 総合体育館建設に関する経過について
 - (2) 総合体育館の規模及び機能について
 - (3) 今後のスケジュール
4. 総合体育館に対する意見・要望について
5. 閉会

新総合体育館整備基本計画に関する市民説明会
資料(案)

安曇野市教育員会 教育部 生涯学習課 スポーツ推進担当

目 次

(1) 総合体育館建設に関する経過について

①総合体育館建設計画の経緯	1
②関連計画について	2
②-1 安曇野市まちづくり計画	2
②-2 第1次安曇野市総合計画	3
②-3 安曇野市スポーツ振興計画	4
②-4 安曇野市公式スポーツ施設整備計画	5
③南部総合公園の現況	8

(2) 総合体育館の規模及び機能について

整備水準

屋内競技フィールドの規模(メイン・サブの両アリーナ) ...	10
武道関連の競技スペース	11
興行等への対応	12
客席数	12
駐車場	13
その他配慮事項	13
想定事業規模	13
体育館の規模・機能比較表	14
平成27年度体育館利用状況	15
維持管理経費一覧表	16

(3) 今後のスケジュール

新総合体育館整備のスケジュール(案)	16
--------------------------	----

(1) 総合体育館建設に関する経過について

①総合体育館建設計画の経緯

平成2年8月6日	南部総合公園の都市計画決定(長野県認可)
平成9年3月6日	公園内に延床面積 3,350 m ² の屋内運動施設(体育館)を計画 南部総合公園の都市計画決定(事業計画の変更を県より認可) 屋内運動施設を延床面積 3,350 m ² から 6,100 m ² に変更
平成15年9月9日	安曇野地域任意合併協議会 第10回任意協議会で確認 <u>現行の豊科町の計画公園事業については、新市に引き継ぐよう調整する。</u> 1 都市公園整備計画 2 南部総合公園屋内運動施設(総合体育館)
平成16年11月9日	安曇野地域合併協議会で確認 7 都市公園整備計画 <u>現行の豊科町の計画公園事業について、新市に引き継ぐ。</u>
平成17年3月	安曇野市まちづくり計画策定
平成20年3月	第1次安曇野市総合計画 基本構想 前期基本計画策定
平成21年8月～11月	地質調査実施
平成23年8月	安曇野市スポーツ振興計画策定
平成25年3月	第1次安曇野市総合計画 基本構想 後期基本計画策定
平成27年6月	安曇野市公式スポーツ施設整備計画策定

◆安曇野地域任意合併協議会合意項目

事前協議№	27	提案日	平成15年8月11日		安曇野地域任意合併協議会	
事前協議項目	各種事務事業の取扱い	大分類項目	4 建設に関すること	小分類項目	3 都市計画関係事務事業の取扱い 【都市公園整備計画】 【都市公園整備事業】	
調整の方針（案）	都市公園整備関係については、次のとおり調整するが、法定協議会で確認する。				協議結果	

No.	項目	現 況					具体的な調整内容(案)
		豊科町	穂高町	三郷村	堤金村	明科町	
1	都市公園整備計画	1 吉野公園 街区公園 ①A=3,000 m ² ②事業期間 平成17年～18年 (土地活用促進事業関連) 2 南部総合公園屋内運動施設(総合体育館) ①延床面積: 6,100 m ² ②事業計画 ・平成15年: 基本設計 ・平成17年: 実施設計	なし	なし	なし	なし	現行の豊科町の計画公園事業については、新市に引き継ぐよう調整する。

② 関連計画について

②-1 安曇野市まちづくり計画

平成17年3月策定のまちづくり計画では、Ⅴ 新市の将来像と施策 安曇野の豊かな資源を活用した文化・スポーツ・社会活動の活発化の中で、具体的な施策として、「市民会館、総合体育施設などの建設研究」と明記しています。

◆まちづくり計画（抜粋）

（2）安曇野の豊かな資源を活用した文化・スポーツ・社会活動の活発化

安曇野の豊かな環境は、人々に勇気や潤いを与え、文化・スポーツ・社会活動の場を提供しています。

地域住民が身近に文化交流やスポーツ活動などに親しむことができる施設や環境を整え、人と人との交流を推進するとともに、その有効活用を図ります。さらに、様々な分野の活動を活発化させるために、地域内での情報交換、グループ同志の交流を深めることにより、活動の幅広い発展を図ります。

【具体的な施策】

①市民会館、総合体育施設などの建設研究

文化・スポーツの拠点となる市民会館や総合体育施設などの建設について研究を進めます。

②文化・スポーツ・社会活動の普及

健康で明るい文化的な生活を営むために、様々な分野における文化・スポーツ・社会活動の普及に努めます。

③交流イベントなどの開催

住民が広く参加できるイベントや各種大会などを開催し、文化・スポーツ交流の推進を図ります。

◎新市の主要施策

施策名	主要事業	具体的事業例
ともに学び合い、生きがいを生み出す文化・社会活動	●文化・スポーツ・社会活動の活発化	・市民会館、総合体育施設などの建設研究 ・公民館各種講座の開催 ・まちづくり出前講座の開催 ・公民館文化祭の開催 ・文芸作品発表の場の創設 ・図書館講座の開催 ・移動図書館の実施、子ども文庫の配本 ・希少生物（オオルリシジミなど）の保護活動の推進

②-2 第1次安曇野市総合計画

平成20年3月策定の第1次安曇野市総合計画 基本構想 前期基本計画では、スポーツ活動の推進の基本方針で、「スポーツ施設の充実と適切な管理を行い、誰もがスポーツを楽しめる環境を整備し、スポーツを通じたコミュニティづくりと心身の健康増進及び競技力の向上を目指します」と明記しています。

平成25年3月に策定された総合計画の後期基本計画においても、この基本方針は同じであり、具体的な施策の中で、スポーツ施設の整備と有効利用として、「多様化したスポーツレクリエーションニーズに応えるよう、施設の新たな管理運営体制や自然環境を生かしたスポーツ環境の創出について研究を進める」となっています。

◆第1次安曇野市総合計画 基本構想 後期基本計画(抜粋)

第3章 人と文化を育むまちの形成

第2節 生涯を通じて学びあうまち

2 スポーツ活動の推進

- ① 生涯スポーツの推進
- ② スポーツ施設の整備と有効活用
- ③ 競技スポーツの振興と指導者の育成
- ④ 高齢者・障害者スポーツの推進
- ⑤ スポーツを通じたコミュニティづくり

基本方針

スポーツ施設の充実と適切な管理を行い、誰もがスポーツを楽しめる環境を整備し、スポーツを通じたコミュニティづくりと心身の健康増進及び競技力の向上を目指します。

具体的な施策

- ① 生涯スポーツの推進
市民ニーズに対応したスポーツ教室、スポーツイベントを開催し、参加機会の拡大に努めます。
また、市民自らが運動・スポーツに親しむための情報を提供し、スポーツ・レクリエーション活動の普及・推進を図ります。
- ② スポーツ施設の整備と有効活用
市民がスポーツやレクリエーションに親しみ、幅広く気軽に活動できるよう、施設の適切な運営・維持管理に努めます。
また、多様化したスポーツレクリエーションニーズに応えるよう、施設の新たな管理運営体制や自然環境を生かしたスポーツ環境の創出について研究を進めます。
- ③ 競技スポーツの振興と指導者の育成
スポーツ団体を支援し組織機能の充実を図る中で、競技レベルの向上や指導者の養成、指導体制の確立に努めます。
- ④ 高齢者・障害者スポーツの推進
高齢者や障害者がスポーツを通じて、健康と生きがいづくりに取り組めるよう、気軽にスポーツを楽しむことができるプログラムの充実や環境づくりに努めます。
- ⑤ スポーツを通じたコミュニティづくり
地域住民が主体となって運営し、地域の誰もが参加できる「総合型地域スポーツクラブ」の育成と支援に努めます。
また、新たなスポーツ活動の領域として、スポーツボランティアの育成に努めます。

後
期
基
本
計
画

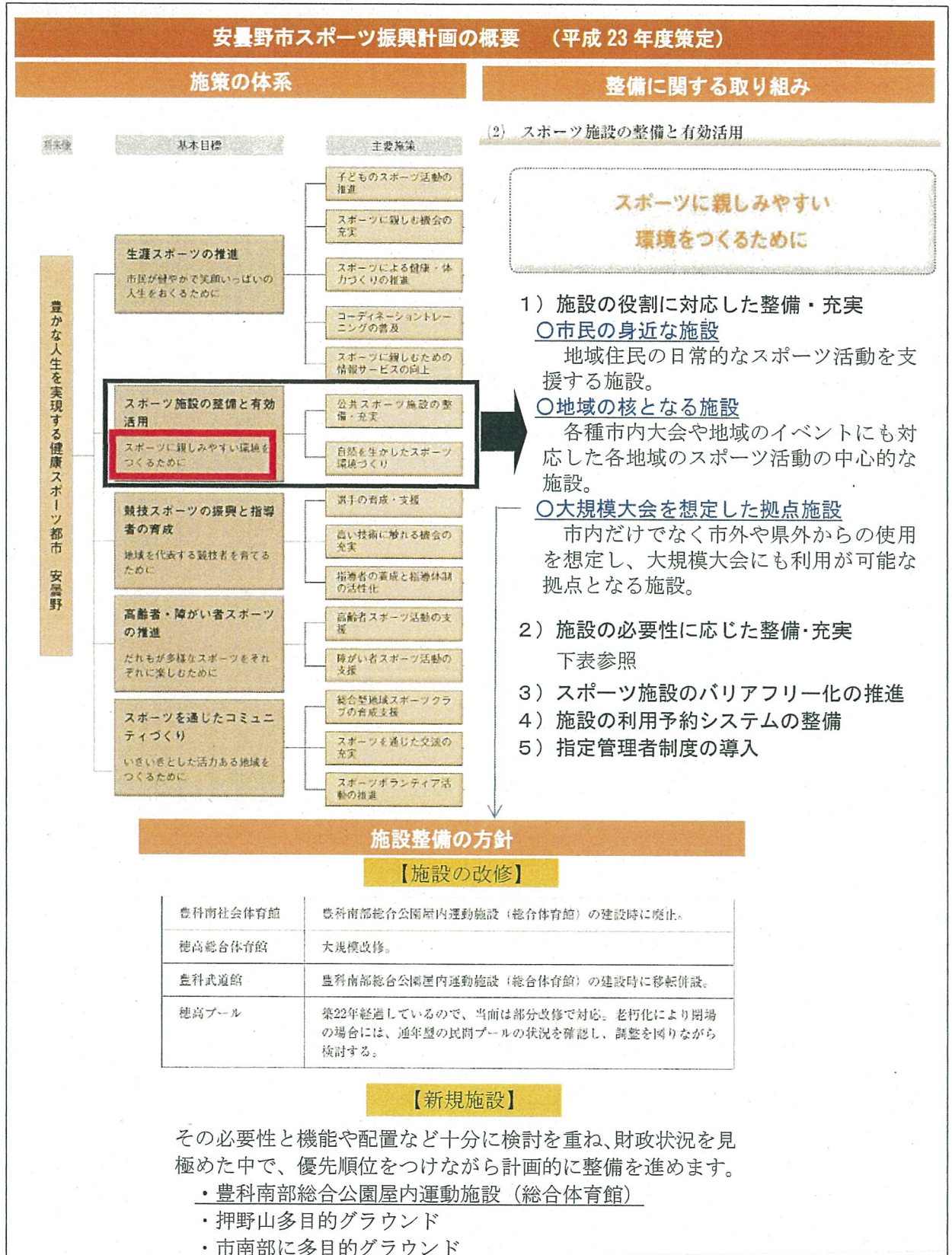
3

人
と
文
化
を
育
む
ま
ち
の
形
成

②-3 安曇野市スポーツ振興計画

平成23年8月策定のスポーツ振興計画では、公共スポーツ施設の整備・充実を掲げ、各スポーツ施設の位置づけ・役割分担を大きく次の3つに分け、計画的に整備を進め、充実を図るとしています。

◆安曇野市スポーツ振興計画(まとめ)



②-4 安曇野市公式スポーツ施設整備計画

平成27年6月、スポーツ振興計画で掲げた「公共スポーツ施設の整備・充実」をより具体的に推進するため、「安曇野市公式スポーツ施設整備計画」を策定しました。

この計画では、安曇野地域合併協議会の合意項目でもあり、新市で調整することとなっていた南部総合公園屋内運動施設や「公共施設白書」（平成25年度）に盛り込まれている公共施設の統合・再整理等を検討する中で、市内だけでなく市外や県外からの利用を想定し、規模の大きな大会にも利用が可能となる施設の整備を重点に計画を取りまとめました。

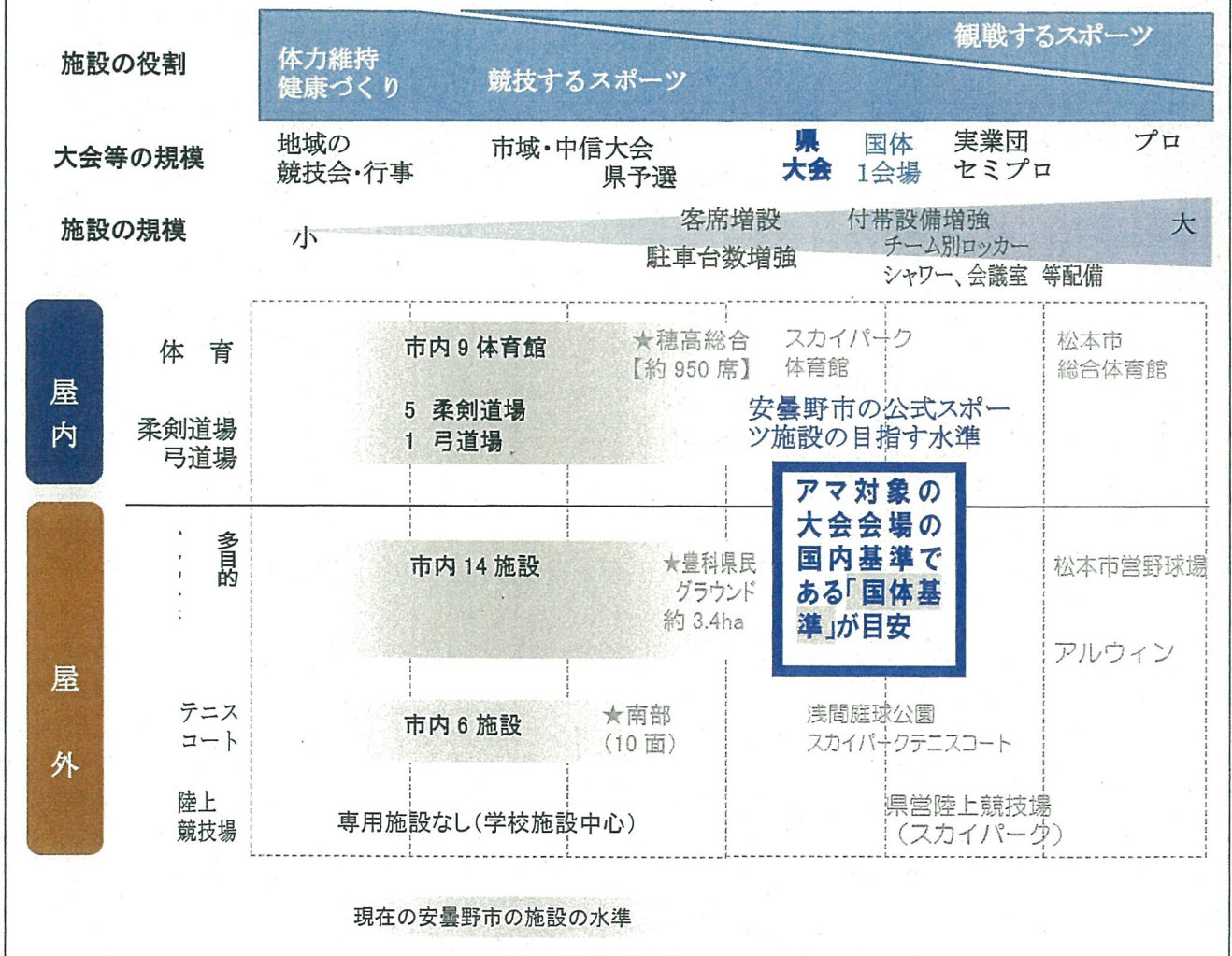
公式スポーツ施設整備計画では、スポーツ振興計画に掲げる拠点施設の整備水準を次のように定めています。

◆安曇野市公式スポーツ施設整備計画(抜粋)

■安曇野市で目指す「公式スポーツ施設」整備水準設定

前ページの考えのもとで、近隣の施設との関係も踏まえ、安曇野市の公式スポーツ施設の目指す整備水準を、概念図としてまとめました。

現在の市内最大規模の施設よりは整備水準を上げた施設とする一方で、市民の利用も重視する観点から、松本市の最大規模の施設との重複は避ける規模での整備を目指し、広域の都市圏域内役割や機能分担に効果を発揮する施設とします。



公式スポーツ施設整備計画では、**新規施設の整備の緊急性と必要性を整理し、実施に向けた優先順位を検討しました。施設整備を優先するとされた体育館の個別整備方針**は下記のとおりと明記されております。

◆安曇野市公式スポーツ施設整備計画(抜粋)

5. 公式スポーツ施設の個別整備方針

5.1 総合体育館

(1) 整備趣旨・基本的な考え方

「安曇野市の総合体育館」として以下の機能を確保し、南部総合公園に整備する。

- ・安曇野市の屋内競技ニーズの高まりに対応し、各種屋内競技の利用ニーズを満たす。
- ・見る側、応援する側、待つ選手のスペースを充実させ、県大会レベルの大会を受け入れ（現在は中信大会クラスが基本）、スポーツを「する」「見る」「支える」取り組みが有機的につながる施設とする。

この施設は老朽化の進む南社会体育館に代わる施設として位置づけ、市内の公共施設の整理統合にも配慮した整備を進める。

(2) 整備水準

1) 屋内競技フィールドの規模（メイン・サブの両アリーナ）

- メインアリーナはバレーボールコート同時3面、バスケットボールコート同時2面以上の規模のアリーナ面積を確保する。
- サブアリーナは、バレーボール、バスケットボール等1面相当の競技が可能な広さを確保する。
- ウォームアップスペース、待機場所等を確保し、選手が使いやすいアリーナとする。

2) 武道関連の競技スペース

- 築60年の施設である豊科剣道場を廃止し、その代替機能をこの体育館内に確保する。

3) 興行等への対応

- 市民の利用のほか、県レベルの大会の会場、国体の1会場レベルの利用を基本におく。
- ハイレベルなスポーツ観戦の必要性を望む声もあるため、アリーナ以外の付帯施設に関しては、具体化の段階で詳細に検討する。セミプロあるいはプロリーグ等への対応を考える場合は、シャワー室、審判控え室、ミーティングルーム等が必要になる。また、競技アリーナもフロアに1500席程度の観客席の配置を可能とする広さが必要となる。

4) 客席数

- メインアリーナの1階部分には壁面収納型等の可動席、また、2階部分には固定の観客席を設置。
- 2階の固定席は穂高体育館以上の規模（1000人）以上を常設で設定する。

5) 駐車場

- 大型バスの駐車スペースと普通車の駐車スペースを確保する
少なくとも大型10台、普通車300-400台程度のスペースは必要。

6) その他配慮事項

- ランニングコストの低減を図る工夫を積極的に講じていく。
- スポーツ以外の行催事利用への対応、災害時の避難所としての機能確保にも配慮した施設とする。
- 利用の快適性やユニバーサルデザインに配慮した施設とする（トイレ洋式化、バリアフリー化に配慮したエレベータ設置等）

(3) 想定事業規模

近年の整備事例や県内での検討例等を参考にし、建物形状や設備の内容、外周部整備の内容にも幅があることを考慮すると、28～38億円の事業規模が想定される。

公式スポーツ施設整備計画では、拠点施設の利活用方針を次のとおり整理しております。

6. 公式スポーツ施設の利活用方針

本計画では、公式スポーツ施設の整備水準の尺度を国体基準の競技フィールドと県大会規模の大会開催が可能な付帯施設として定め(11 ページ)、この要件を満たす施設をできるだけ拠点化して集約して整備する(17 ページ)ことを目標にしています。拠点として整備を進めることで、市民のスポーツ利用への関心も高められ、重複した施設の整備も避けることができ、利活用にも幅が生まれます。

ここでは、このような拠点施設の利活用の方針を整理します。

利活用方針 1 大規模な大会・行事の開催

県大会規模の競技会の開催はもちろんのこと、市内全域もしくはこれを越えるスポーツへの参加を促進するための規模の大きなスポーツ大会や市民スポーツ祭、多様な世代を対象とした大規模なスポーツ教室、イベント等の開催の場として活用します。また、市制施行 10 周年を記念して参加の輪の広がりを見せる安曇野ハーフマラソン等新たなスポーツイベントの円滑な遂行にもつなげます。

利活用方針 2 市民の日常健康づくり、交流の場としての日常的な利活用

休日・祝日等の大会の開催のほか、平時には市民利用の拠点となります。医療機関や大学のスポーツ研究機関などとの連携により、健康・体力づくりに関するスポーツプログラムの充実などにより「健康づくり」など、相応の体制が整った施設であるからこそできる取り組みを実践する場としても活用します。

利活用方針 3 競技力向上のための体制の構築と指導者育成に関する活動の拠点

競技力向上に関する各種協議会や組織が集い交流する場として活用するほか、質の高い競技フィールドを活用し、指導者育成に必要な研修等を開催します。

利活用方針 4 トップ・アスリートとの交流の機会創出

施設の収容力を活かし、国内のトップクラスの選手を招へいた講習会や技術研修やスポーツ推進イベントの場として利用を図ります。このほか、設備のグレードによっては国内トップリーグ等の開催時における練習会場等としての利用・開放、試合の誘致等も考えられます。

利活用方針 5 スポーツ、イベント、集会などにも利用可能な施設としての多目的活用

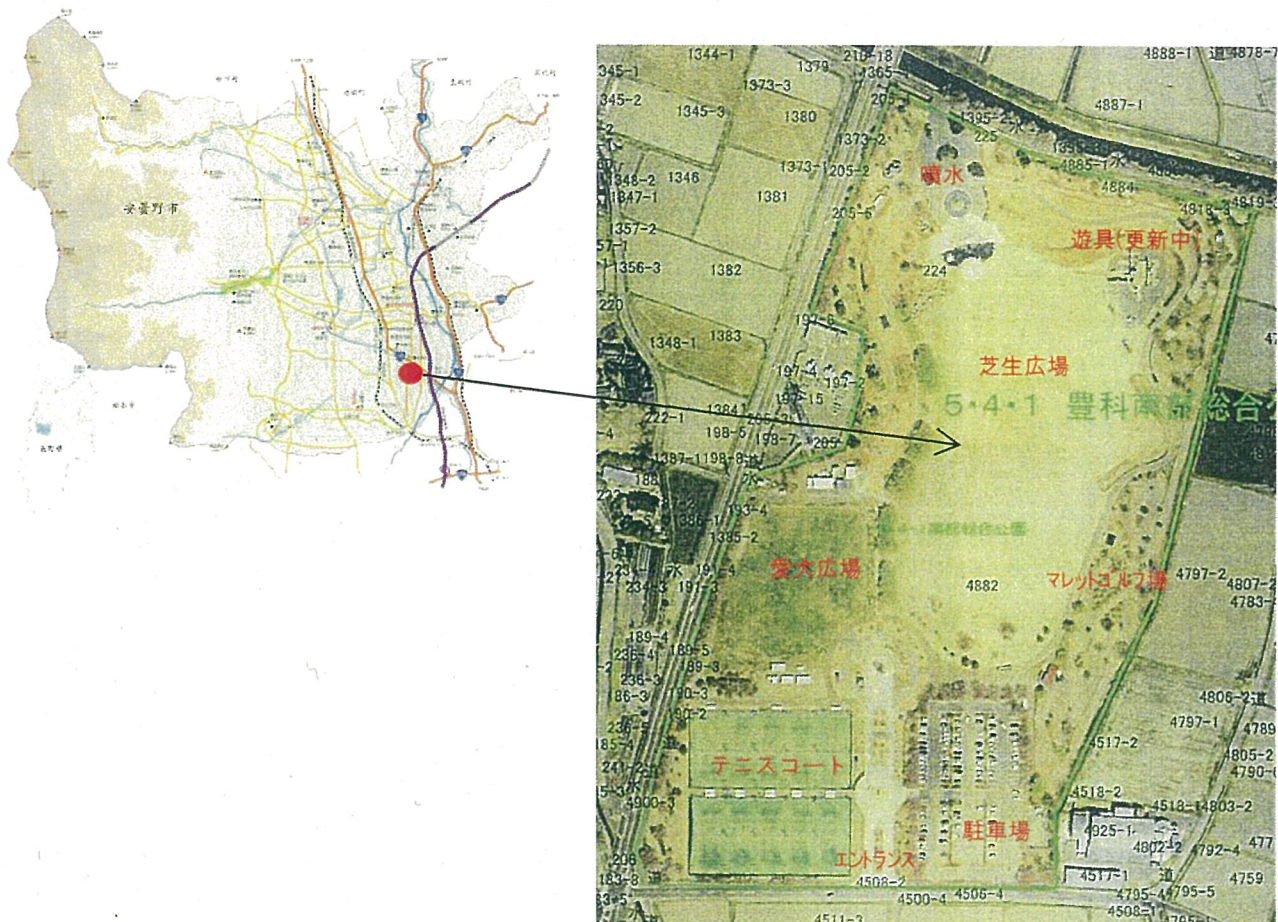
施設の本来の利用目的を損なわない範囲での多目的利用を進め、市内への交流人口増加にもつなげていく必要があります。

例)・イベントや観戦スポーツ等による利用収益確保による維持管理コスト負担の低減

- ・市内外、県内外に限らず上部大会等の開催誘致による施設稼働率と収益性の向上
- ・ネーミングライツ等の採用、備品広告等によるスポンサー収益の検討
- ・スポーツ推進行政担当と併せ、観光商工行政及び団体など横断的な運営企画管理

③ 南部総合公園の現況

南部総合公園は安曇野市の南部に位置し、芝生広場を中心としてテニスコート、マレットゴルフ場、愛犬広場、噴水、遊具等が配置されている都市公園です。



▲ 南部総合公園概況

・芝生広場

公園中央に広がる芝生広場。本公園を象徴するような北アルプスを望む雄大な空間となっている。敷地が広いので問題は少ないが、ボールを利用した遊びなども混在して行われています。



・ テニスコート

公園南西部に位置し、10面を有する。砂入り人工芝でナイター照明も備わっています。管理施設は仮設建築物となっており、10面のテニスコートに対して機能が不足しています。



・ 愛犬広場

当初公園計画では、この位置に体育館を整備する予定地となっています。公園北側のサブエントランスから当該敷地に自転車アクセスできるように、自転車用の動線が設けられています。

また、愛犬広場北側に、公園西側市道からの公園管理車両の出入口がある。イベント時には臨時駐車場として利用されています。



・ エントランス・駐車場

メインエントランスは公園南側中央に位置しており、車道側が自然石舗装で歩行者園路がアスファルト舗装となっています。

駐車場は公園南東に位置し、普通車 143 台、大型車 6 台の規模を有している。道路から直接の出入りではなく、公園のエントランスを通過して駐車場に進入する形態となっています。テニスの大会等が開催される際には満車になることがあります。



(2) 総合体育館の規模及び機能について

前述の安曇野市公式スポーツ施設整備計画での総合体育館の整備方針を基に、新総合体育館のもつべき規模や機能について具体的な案を次に示します。

(2) 整備水準

1) 屋内競技フィールドの規模（メイン・サブの両アリーナ）

- メインアリーナはバレーボールコート同時3面、バスケットボールコート同時2面以上の規模のアリーナ面積を確保する。
- サブアリーナは、バレーボール、バスケットボール等1面相当の競技が可能な広さを確保する。
- ウォームアップスペース、待機場所等を確保し、選手が使いやすいアリーナとする。

■メインアリーナのサイズ

- バレーボールが多くスペースを必要とする。【図1】
- 国体基準では、バレーボール1会場＝2面であるが、3面への要望があることを踏まえ3面分の広さに設定。【図2】
- バレーボールのウォームアップスペース(WUS)の確保については、平成28年開催の国体基準から導入されているが必須ではなく望ましいとの表記になっている。

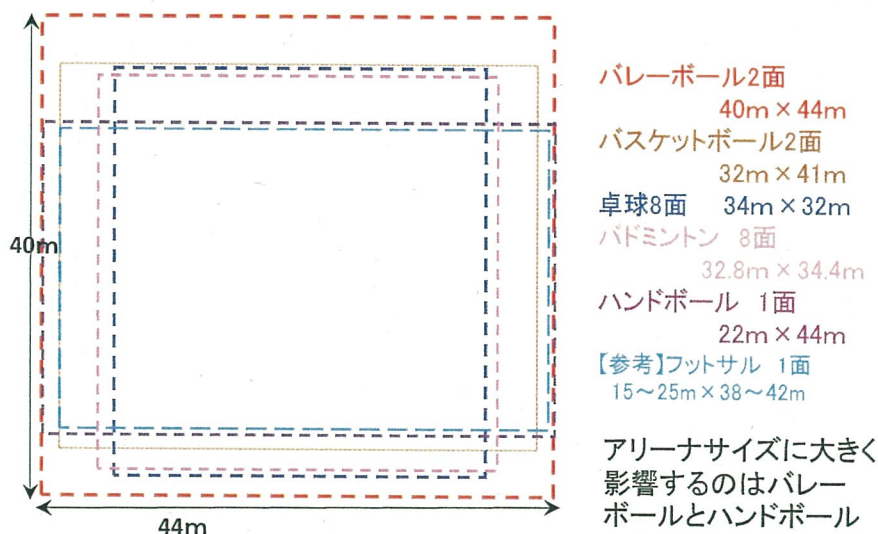


図1 国体基準1会場に相当する種目別フィールドサイズの重合せ

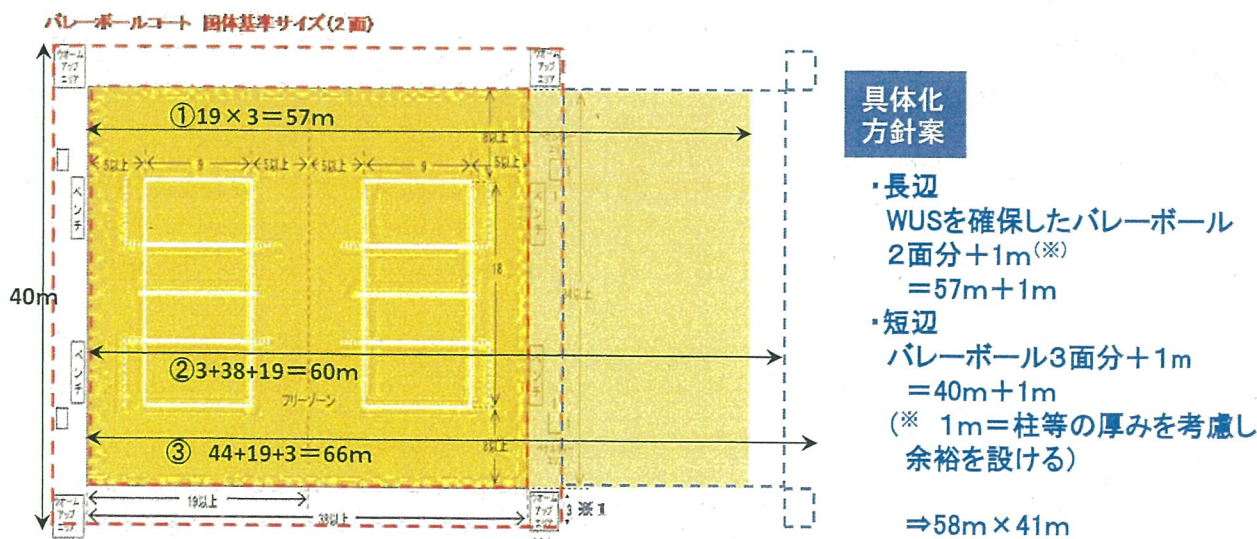


図2 国体基準1会場となりかつバレー3面の競技ができる広さ

■サブアリーナのサイズ

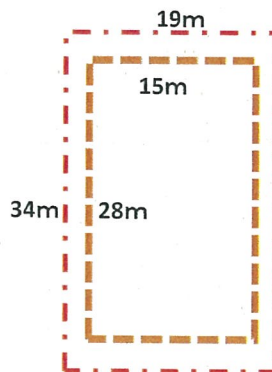
○バレーボールコート1面分でバスケットボールコート1面も設置可能。

具体化 方針案

バレーボール1面(国体基準の競技フィールドサイズ)

→34m×19m が目安+柱などの1m余裕を考慮

⇒ 35m×20m



■ステージについて

アリーナスポーツ協議会発行のアリーナ標準には設置についての記述なし。

※ 近隣の事例

穂高・堀金→メインアリーナにあり

松本市総合体育館 長野運動公園体育館 スカイパーク体育館→メイン・サブアリーナ共にステージなし

＜ステージあり＞

特徴: 多目的利用可能

課題: 客席配置や器具収納スペース確保の自由度を妨げる

＜ステージなし＞

特徴: 客席配置や器具収納の自由度を高める

課題: ステージを利用したイベント時には仮設が必要

具体化 方針案

○県大会規模を多く開催している体育館のケースを見る限り、メインアリーナへの常設ステージ設置の必要性は低い。また、サブアリーナも大会時には有効な競技エリアになるので、ステージを設けても活用できる可能性は低い。

○ステージを必要とする行事は、既存体育館のメインアリーナや堀金総合体育館サブアリーナでの開催が十分できているため、新総合体育館のアリーナにステージは設置しない。仮に、新体総合体育館アリーナでステージを必要とする場合は仮設で対応する。

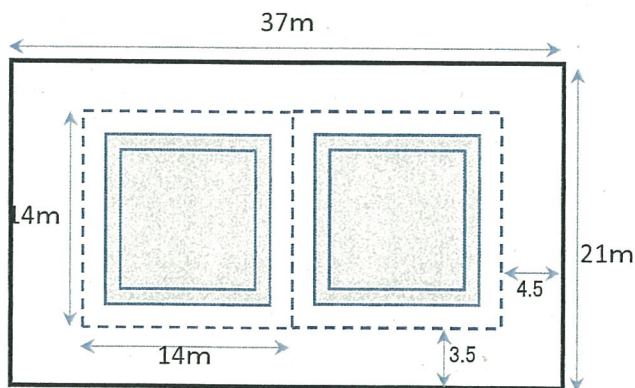
2) 武道関連の競技スペース

○築 60 年の施設である豊科剣道場を廃止し、その代替機能をこの体育館内に確保する。

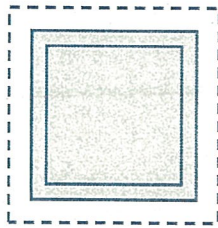
現在の豊科剣道場は、旧豊科中学校の体育館で37m×21m=777m²

(現状)

国体基準と照合させると2面相当の広さでその外周に3.5～4.5mの余裕があるサイズ



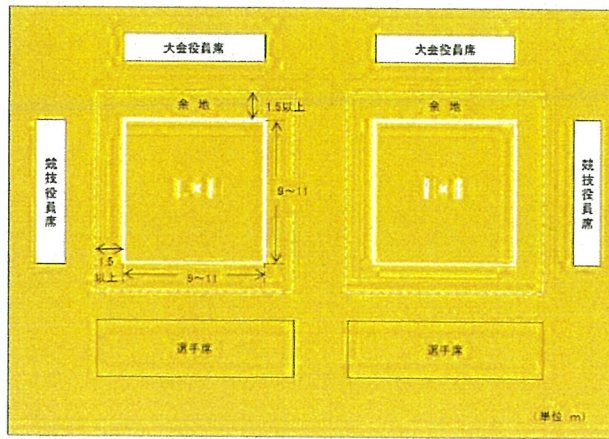
【参考】国体基準



競技スペース9～11m角
その外側に1.5m以上の余地
→12～14m角のエリアが必要

具体化
方針案

⇒28m×14m(→392㎡) は最低限確保したい規模となり、柱分の1mを加味
→ 29m×15m



3) 興行等への対応

- 市民の利用のほか、県レベルの大会の会場、国体の1会場レベルの利用を基本におく。
- ハイレベルなスポーツ観戦の必要性を望む声もあるため、アリーナ以外の付帯施設に関しては、具体化の段階で詳細に検討する。セミプロあるいはプロリーグ等への対応を考える場合は、シャワー室、審判控え室、ミーティングルーム等が必要になる。また、競技アリーナもフロアに1500席程度の観客席の配置を可能とする広さが必要となる。

4) 客席数

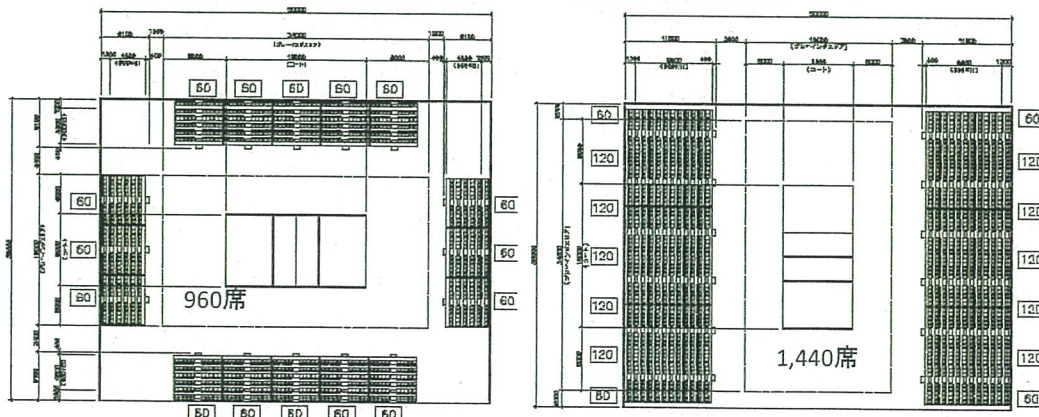
- メインアリーナの1階部分には壁面収納型等の可動席、また、2階部分には固定の観客席を設置。
- 2階の固定席は穂高総合体育館以上の規模(1,000人)以上を常設で設定する。

■ハイレベルなスポーツ観戦への対策

- ・フロアに1500程度という座席数は興行面を考慮した数値。
現在の案であるアリーナ規模(58m×41m)は、仮設席であってもフロアに1,500席程度の観客席が設置できる施設規模である

■可動席

- ・壁面収納型等とはロールバックチェアの外に移動可能な仮設の座席もここに含まれる。
- ・アリーナへ収納型の可動席を追加すると、収納スペースの追加により規模が大きくなる懸念があるほか、器具庫からの運搬動線の確保等により、コスト増加の問題もある。



38m×50mのフロアにバレーボールコート1面、可動席の観客席を配置した例

『アリーナ標準 一般社団法人アリーナスポーツ協議会』

具体化
方針案

公式スポーツ施設整備計画の基本的な考え方として、プロやセミプロリーグのフランチャイズとしての水準までの施設は求めている。
観客席については、2階固定席は1000席、アリーナ席は1000～1500程度(うち常設の可動席600席)を基本として検討。

5) 駐車場

○大型バスの駐車スペースと普通車の駐車スペースを確保する
少なくとも大型 10 台、普通車 300-400 台程度のスペースは必要。

■バスケットボール県大会 32チーム(もしくは16チーム)→2日間開催

- ・最大試合数 $16+8+4+2+1=31$ 試合
- ・大型バス 32台(1日計) ただし、終日32台収容できる必要はない
- ・1チームに付き関係者+応援20人 $32 \times 20=640$ 人
→1台あたり2人乗車とすると 320台程度の収容が必要

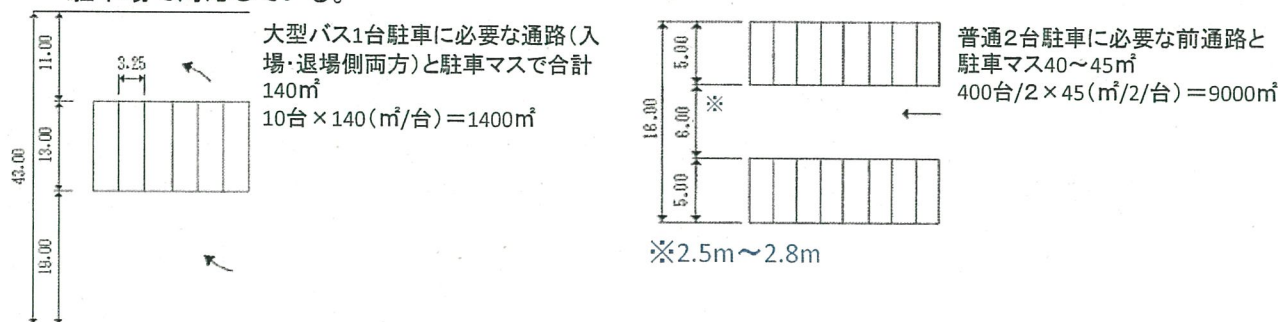
■卓球大会 500人規模

- ・1割程度はバス等利用、残りは個人車両で移動
→1台あたり2人乗車とすると $500 \times 0.9 \div 2=230$ 台程度の収容が必要

■松本市総合体育館

第1駐車場普通357台 第2駐車場普通302台 計659台 大型20台

- ・普通車に3人乗車、大型50人乗車としても2997人の収容規模
- ・体育館の客席数(常設と可動式合計)は5132席であるので、大規模イベント等の際は公共交通や臨時駐車場に対応している。



6) その他配慮事項

- ランニングコストの低減を図る工夫を積極的に講じていく。
- スポーツ以外の開催事利用への対応、災害時の避難所としての機能確保にも配慮した施設とする。
- 利用の快適性やユニバーサルデザインに配慮した施設とする(トイレ洋式化、バリアフリー化に配慮したエレベータ設置等)

配慮すべき事項

長期的なメンテナンスコストを縮減できる設備の導入、多目的利用による収入確保等も可能な構造とする工夫等を取り入れた施設整備を検討する。
総合体育館自体の避難所機能の確保について、また南部総合公園の防災公園的な位置付けについては、関係部署との調整が必要である。

(3) 想定事業規模

近年の整備事例や県内での検討例等を参考にし、建物形状や設備の内容、外周部整備の内容にも幅があることを考慮すると、28~38億円の事業規模が想定される。

①総合体育館単体の整備費

A: 単価=坪約130万円強(1m²あたり40万円相当)

塩尻市新体育館の建設費想定単価は坪110万円(約34万円/m²)であるが、建設資材費の高騰、労務費の増加を考慮し40万円/m²を想定

B: 面積=6100~8400m²相当

C: 整備費 A×B より 24億強~33億円強(40万円/m²を想定)

②拡張用地費・駐車場整備等一式 約4~5億円弱(整備・用地単価の幅も見込んで)

③総合体育館及び関連整備合計 ①+② → 28~38億円

● 体育館の規模・機能比較表

施設規模	新総合体育館		豊科南社会体育館		豊科勤労者総合スポーツ施設体育館		穂高総合体育館(公民館を併設)		三郷文化公園体育館		穂高総合体育館		明科体育館		塩尻市新体育館		新穂高東長岡市市民体育館	
	計画	完成	計画	完成	計画	完成	計画	完成	計画	完成	計画	完成	計画	完成	計画	完成	計画	完成
アリーナ (㎡)	8,450	2,378 (58m×41m)	1,653	1,164.8 (36.4m×32m)	1,543	1,152 (36.4m×32m)	5,413	1,460 (41.2m×35.5m)	4,002	1,080 (36m×30m)	4,080	1,325 (39.5m×34.0m)	2,589	1,377 (40.5m×34.0m)	6,300	1,700程度	8,052	2,048 (54.8m×35.8m)
ステージ有無	-	-	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有(収納式)	-	-	-	-	-
メインアリーナ	1,000	-	-	-	-	-	956	-	240	-	245	-	244	-	400	-	1,008	-
観客席数(可動)	600	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	300	-	1,184	-
ランニングコース	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1周200m	-
バレーボール	2(3)	-	1(2)	-	0(2)	-	1(2)	-	0(2)	-	1(2)	-	1(2)	-	(2)	-	1(4)	-
バスケットボール	2(2)	-	0(2)	-	0(2)	-	1(2)	-	0(1)	-	1(2)	-	1(2)	-	(2)	-	1(3)	-
卓球	16(16)	-	10(10)	-	10(8)	-	10()	-	12()	-	10()	-	10(6)	-	(12)	-	15(40)	-
バドミントン	12(12)	-	8(6)	-	8(6)	-	8(8)	-	6(6)	-	8(6)	-	8(6)	-	(10)	-	12(14)	-
サブアリーナ	700 (35m×20m)	-	-	-	-	-	-	-	304 (16m×19m)	-	333 (20.2m×16.5m)	-	-	-	600程度 (32m×19m)	-	338.82 (18m×18m)	-
ステージ有無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	有	-	-	-	-	-	-	-
観客席数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	可動 275	-	-	-	-	-	-	-
バレーボール	0(1)	-	-	-	-	-	-	-	0()	-	0(1)	-	-	-	0(1)	-	0()	-
バスケットボール	0(1)	-	-	-	-	-	-	-	0()	-	0()	-	-	-	0(1)	-	0()	-
卓球	4(4)	-	-	-	-	-	-	-	2()	-	2()	-	-	-	4()	-	2(5)	-
バドミントン	4(4)	-	-	-	-	-	-	-	2()	-	2(2)	-	-	-	3()	-	1(2)	-
柔道場(面)	2(兼用)	-	-	-	-	-	1	-	1	-	1	-	1	-	-	-	2	-
剣道場(面)	-	-	-	-	-	-	1	-	1(サブアリーナを兼用)	-	2	-	1	-	-	-	2	-
弓道場(室)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-
多目的室(室)	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
幼児・高齢者体育室(室)	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
トレーニング室(室)	1	-	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1	-	1	-
更衣・シャワー室	男女各2	-	男女各1	-	男女各1室	-	男女各1	-	男女各1	-	男女各1	-	男女各1	-	-	-	男女各2	-
トイレ	男女各3	-	男女各1	-	男女各1室	-	男女各5	-	男女各3	-	男女各1	-	男女各1+1	-	-	-	男女各6	-
多目的トイレ	2	-	-	-	1	-	4	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
会議室	2	-	1	-	1	-	(公民館側に3室あり)	-	1	-	2	-	1	-	-	-	1	-
控室	1	-	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-
事務室	1	-	-	-	1	-	1	-	1	-	1	-	(会議室兼用)	-	-	-	1	-
防災備蓄倉庫	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-
エレベーター	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-
その他	-	-	予備室	-	-	-	卓球室、休憩室	-	ラウンジ展示室、健康相談室	-	-	-	-	-	健康相談室	-	医務室、休憩室、レストラン	-
駐車場台数	300~400+大型10	-	約40	-	約70	-	238	-	約100台 (文化公園全体)	-	200 (現金物産センターと共用)	-	約40台	-	-	-	約200	-
出典	-	-	パンフレット	-	パンフレット	-	パンフレット	-	パンフレット	-	パンフレット	-	パンフレット	-	新体育館建設の市民アンケート資料	-	ホームページ	-

※ 主なコート数は、それぞれ(公財)日本バレーボール協会「競技規則」、(公財)日本バスケットボール協会「バスケットボール競技規則」、(公財)日本卓球協会「日本卓球ルール」、(公財)日本バドミントン協会「大会運営規定」に基づいて算定(ただし、高さは考慮していない)、計画又は公表されている面数を()で示した

※ 公表されていないデータは、空白とした

※ 主要な設備のみを抜粋し、該当しない場合は「-」と表示した

●平成27年度体育館利用状況

施設名		利用状況		
		使用可能日数	使用日数	使用率
豊科南社会体育館		358	358	100.0%
	A(ステージ側)	358	358	100.0%
	B(入口側)	358	356	99.4%
豊科勤労者総合スポーツ施設体育館		358	358	100.0%
	A(入口側)	358	354	98.9%
	B(ステージ側)	358	357	99.7%
穂高総合体育館		308	305	99.0%
	アリーナ西	308	304	98.7%
	アリーナ東	308	301	97.7%
牧体育館		308	261	84.7%
	アリーナ	308	261	84.7%
三郷文化公園体育館		308	295	95.8%
	メインアリーナA面 東北	308	295	95.8%
	メインアリーナB面 東南	308	288	93.5%
	メインアリーナC面 西北	308	285	92.5%
	メインアリーナD面 西南	308	283	91.9%
三郷体育館		308	307	99.7%
	A面(東側)	308	307	99.7%
	B面(西側)	308	307	99.7%
堀金総合体育館		308	306	99.4%
	メインアリーナ入口側	308	303	98.4%
	メインアリーナステージ側	308	297	96.4%
	サブアリーナ	308	292	94.8%
明科体育館		308	305	99.0%
	アリーナ南側	308	302	98.1%
	アリーナ北側	308	297	96.4%
合計				97.2%

※公共施設予約システムにて団体利用の予約状況を集計

※豊科地域は12月28日から1月4日が休館日。他はそれプラス毎週月曜日が休館日

※平成28年度より、市内の屋内運動施設の休館日は12月28日から1月4日と定めた

●維持管理経費一覧表

単位:千円

	延床面積 ㎡	清掃、点検等	光熱水費	修繕費	管理委託料	計
豊科南社会体育館	1,653	670	1,555	1,099		3,324
豊科勤労者総合スポーツ 施設体育館	1,543	335	1,726	190	4,178	6,429
穂高総合体育館	5,387	3,731	4,917	203	2,307	11,158
三郷文化公園体育館	4,002	2,549	4,792	178	3,286	10,805
堀金総合体育館	4,080	3,779	2,796	4,372	5,326	16,273
明科体育館	1,589	424	1,637	69	267	2,397
平均	3,043	1,915	2,904	1,019	2,561	8,398
新総合体育館 (8,450㎡を想定)	8,450	5,318	8,065	2,829	7,112	23,323
摘要		清掃、機械類の 点検など	照明、冷暖房、 上下水道など	大規模改修を 除く修繕費	施設管理、事 業運営など	

※既設体育館の維持管理経費は平成27年度のもの。

※新総合体育館の維持管理経費は、既設体育館の値から各項目の1㎡当たりの費用を算出し想定している8,450㎡をかけたもの。

※穂高総合体育館の「清掃、機器点検等」と「光熱水費」は、穂高会館全体の経費を公民館と面積按分した。

■既設体育館の実績を基にすると新総合体育館の維持管理費は約23,000千円/年間程度と試算されるが、近隣自治体の事例を参考にするとより多くの維持管理費が必要と考えられるため、今後計画を進めて行く中でより具体的に検討を行う。

(3) 今後のスケジュール

時期	項目
平成28年7月	市民説明会(計画の説明、意見・要望の聴き取り)
平成28年11月頃	市民説明会(基本計画(案)の説明)
平成28年11月	パブリックコメント
平成29年1月	「南部総合公園再整備及び新体育館整備基本計画」策定
平成29～30年度	基本設計・実施設計
平成31～32年度	建設工事(合併特例債の発行期限)

■合併特例債

- ・合併特例法に基づいて合併した市町村が、新市町村建設計画に掲げた事業を整備するために活用することができる地方債。
- ・発行期限が合併から15年目までに延長されたため、当市の場合は平成32年が発行期限となる。
- ・対象事業経費のおおむね95%に充当でき、元利償還金の70%が後年度において普通交付税の基準財政需要額に算入される。